

るは、例もなき強解なり、又荒木田氏が、部は竝なりと云るは、さらによしなし、○波累服は、(波は借字)竝重著なり、(一説に、波は取字の誤にて、トリカサネかと云り、)以上十三句は、翁の壯なりしほど、思ひつきたる女等の、身にさまざまの裝飾して、いかでうつくしまれむとて、我さきにと、心をつくせるさまと、きこゆ、○打十八爲は、麻績の枕詞なり、打十は、(借字)全麻の義なるべきよし、令集解、又常陸風土記などを引て、一卷に具云り、八爲は縦惠八師、愛八師などの八師に同じ、略解、又荒木田氏などが、ウチソハシとよめるは、いとわろし、反歌に、端寸八爲とあるをば見ずや、又平春海が、八爲二字は、鳥の一字の誤なるべし、と云るは、ヤシと訓べき謂をも、をさく得しらず、一卷なるに泥て、強たる説なり、鳥字をヲに用ること、此歌の例にあらず、太誤なり、凡て古書を疎忽に讀すぐして、古語を諍ひ解むとするは、近世の學者の常にて、最々なげかしくかたはらいたきわざなりけり、一卷に、打麻乎麻績王云々、と見えたり、さて此句より下は、貴賤の女に限らず、翁の壯なりしほど、心よせたるさまを云、○麻績兒等は、(績字、拾穂本には績と作り、されど、績字を、ウムといふに用ひたること、既く云るが如し、)苧績ことを業とする女を云、これは賤者の女子なり、(略解に、女は苧績を業とする故に、女子等といふことにいへりと云るは、いさゝかたがへり、)四時祭式に、麻績等機殿祭並雜用料云々、東市司式に、績麻隱など見えたり、○蟻衣之は、寶といはむ料なり、よき衣をば、寶物とする故なり、蟻衣のことは、四卷、人麻呂歌に、珠衣乃狹藍左謂沈云々、とある下に、具云るを披見て、考べし、○寶之子等は、良人の女子を、贊て云るなるべし、九卷に、錦綾之中丹裏有齊兒とよめる心なり、と契沖云り、(荒木田氏が、田税の子等なりと云るは、意得ず、)○打榜は、打は、打麻の打なり、これも一卷に云る

を、披見て考べし、榜は、絹布の總名なり、○者經而織布は、(者を上句へ付て、打榜者といふは穩ならず、必下句に付べし、)引延て織布といふなり、○日暴之(暴字、拾穂本には曝と作り、)は、ヒサラシノと訓べし、麻はまづ水に漬て、後に日に暴すなり、故かく云り、○朝手作は、(朝は借字、)麻紵なり、紵は、和名抄に、白絲布、天都久利乃奴乃、字鏡に、紵繡、豆久利、とあり、既く十四に、多麻河泊爾左良須豆久利云々、とある處に具云り、○信中裳成は、契沖、信中裳は、重裳にて、かさぬるをいふかと云り、今按に、大嘗祭式に、凡御大嘗殿之時云々、敷衾三條云々、縫殿寮式に、六月神今食御服云々、敷被一條(一疋)云々、新嘗會御服云々、敷望附布云々、正月齋會衆僧法服云々、赤練敷被二條(別一疋)云々、など見えたる敷に同じく、鋪裳の義にて、茵褥の類をいふか、(荒木田氏が、醜裳なり、と云るは意得ず、)成は如なるべし、されどこはなほ意得ず、さるはシキに、信中の假字を用ひしとせむこと、いさゝか心ゆかず、まして巾字は、集中に都て假字に用ひたる例なければ、信は、上の信櫛の例に眞なるべく、巾は手巾などの類にやとおもはるゝなり、(調布は手巾とすることは、大嘗祭式に、手巾料、調布三端二丈四尺、並以官物二分付兩國、と見えたり、)こは猶よく考べきことなり、○者之寸丹取爲支は、者は衍字にて、シキニトリシキと訓て、重に取敷か、(荒木田氏が、之寸丹取を句にして、醜にとらしなり、と云るは、意得ず、)以上十句は、同じ年齢のなみくの女等に、思ひつかれたるのみに非ず、良人の女、賤者の女さへも、我心うつして、さまざまの絹布などを、鋪裳の如く取敷て、容づくりすることにのみ、心を用ひたる謂にや、(頭註、之寸丹取を句にして、醜にとらしなりと云、爲支を下)○屋所經(古寫小本に、屋經所とあり、)は、ヤドニフルと訓るは、ヤドを屋所と書るものとせるか、おぼつかなし、又次下にも、經

は、へとフの借字にのみ用ひたり、(されば、フルとは訓がたし、諸説あれど、皆強解にて、用不足ず)反歌に、丹穂所經迹とあるを思へば、所經は、ヘルの借字なること著し、是によりて考るに、屋は逞字を寫誤れるなどにやあらむ、逞誇也、と字書に見えたり、されば逞所經にて、ホコロヘルと訓べし、五卷に、安禮乎於伎人者安良自等富己呂倍騰、とあり、こゝは丁女が、己が美貌に誇れる意もあるべく、また稻置は邑の長なれば、又人もなきごと、女心に誇れる意もあるべし、○稻寸丁女とは、稻寸は、成務天皇紀に、縣邑置稻置、允恭天皇紀に、初皇后隨母在、獨遊苑中、時鬪鷄國造從傍徑行之云々、然當其日不知貴者、於是皇后赦死刑、貶其姓、謂稻置とあり、契沖が、稻置は、今世に、名主といふほどのものにや、それが女なれば、稻置丁女といへるなるべし、と云り、(契沖、又稻春をとめといふを、つもじを略きたるなるべし、と云り、十四に、伊禰都氣波可加流安我手乎、又、於志豆伊奈等伊禰波都禰杼云々、神樂歌に、さゝなみやしがの唐崎や、みしねつくをみなよ、など見え、造酒司式に、新嘗會白黒二酒料云々、春稻仕女四人云々、大炊寮式に、凡供御料稻粟竝用官田云々、春米女丁八人云々などあれば、よしあれど、稻春を略きて、稻寸といはむことは、甘心れず、)丁女と書るは、九卷に、丁子とある處に具云り、○妻問迹(迹字、古寫小本には跡と作り、)は、娉すとして、といふ意なり、妻問は、三卷真間娘子墓歌に、廬屋立妻問爲家武、とある處に具云り、こゝは娉の物として、次に云る云々のものを賚せるなり、古事記雄略天皇條に、即幸行其若日下部王之許、賜入其犬令詔、是物者今日得道之奇物、故都摩杼比之物云而賜入也、とあり、○我丹所來爲は、次下にもかく見えたり、今按に、共に來は、賚字の貝畫の滅て、誤れるなるべし、(玉篇に、賚與也賜也、とあり、)さてこゝは、ワニソタバリシと訓

べし、タバリは、賜りといふに同じ、賤者より、良人へ物贈れるをも、受る方よりは、賜るといふは古の常なり、(又ワニソオコセシとも訓べし、十八に、思良多麻能伊保都都度比乎手爾牟須妣於許世牟安麻波牟賀思久母安流香、十九に、紅之八鹽爾染而於己勢多流服之欄毛、などあり、古言なり、さて今世に、申越など云越は、於許須の省かりたる言なり、しかるを、越字の義と心得、於許須といふをば、御越といふこととおもひて、此方より彼處へいひやるをも、申越など云は、甚非いふ意を、かりに補へて意得べし、その云々の品々を身に佩て、云々すればと、つゞくなり、○彼方之は、岡部氏が、彼は浮字の誤にて、ウキカタノなるべし、と云り、浮方は、浮形にて、浮文を云なるべし、織部司式に、浮物一疋、(長四丈廣二尺)料絲六斤二分云々、枕冊子に、紅梅のかたもむ、うきもむの御衣ともに云々とあり、固文は、錦のやうに織付し紋をいふ、浮文は、唐織のごとしとぞ、○二綾裏沓とは、二綾は、二色綾をいふか、主計式に、凡諸國輸調云々、三色綾千丁成疋、(また一窠綾、二窠綾、三窠綾、七窠綾、小花綾、小鸚鵡綾、蕃薇綾、二花綾、茶花綾、竝上絲國七丁成疋云々、とある、この二窠綾、二花綾などにもあらむかとおもへど、なほ二色なるべし)織部司式に、年料云々、二色綾八疋云々、(また雜織云々、一窠二窠及菱小花等綾、各一疋料云々、)など見ゆ、裏沓は、襪なり、和名抄に、説文云、襪、足衣也、字亦作鞮、和名之太久頭、字鏡に、襪、味、皆同志太久豆、また鞮、志太久豆、などあり、綾して製れるは上品の襪なり、衣服令に、錦襪、掃部寮式に、凡設座者、皇太子錦草墊、(襪錦表長副錦緣縹東繩裏、)と見えたり、(和名抄に、辨色立成云、錦鞋以綵爲之、形如皮履、綵綾綵也、)○飛鳥は、枕詞なり、一卷に具云り、○飛鳥壯蛟

(壯)下、拾穗本には、士字あり、されば舊本には、士字の落しものぞともいふべけれども、しからず、昔飛鳥の里に、鞆よく作りし人のありしにや、又は飛鳥は氏にて、鞆作るに名高きが有しにや、と岡部氏云り、猶考べし、さて壯字のみにて、ヲトコとよめる例、十卷に、月人壯、此次に舍人壯などあり、○霖禁は、革鞆は、日能ときぬるが、黒き色のよきにやあらむ、と岡部氏云り、本居氏は、長雨の時は、外にすべき業ならざれば、家の内に居て、鞆をぬふをいふにや、俗に云、雨ふりしごと、云意なり、と云り、○黒沓は、和名抄に、唐韻云、草曰屣、麻曰屣、革曰屣、和名並久豆、用鞆字、また唐令云、諸、烏履並烏色、烏重皮底、履單皮底、和名與履同、衣服令に、烏皮沓、(義解云、謂烏皮者皂皮也、烏者高鼻履、)兵庫寮式に、大儀擊鉦鼓、人著云々白布襪烏烏云々、と見ゆ、さて以上六句は、丁女の思ひつきて、物を賣れる事を云、二綾裏沓、及この黒鞆は、皆稻寸丁女が賣物なり、かにかくに心をつくして、思ひ慕ふ故、しかせるなり、○刺佩而は、襪のうへに、烏鞆を、指著てなり、皆丁女が賣物なり、○庭立は、翁が庭に出立さまなり、○住退は、必て誤字なるべし、故按に、住は往、退は廻の誤にて、ユキモトホレバなるべきか、庭に出立て、かゆきかくゆきしつゝ往廻れば、といふなり、荒木田氏も、住を往に推改て、かくよめり、○莫立は、甚意得かてなるを、せめて思ひめぐらすに、まづ一には、莫は母負の二字、立は之の誤寫にやあらむ、さらばオモトジノと訓べし、六卷に、妣刀自爾吾者愛兒叙、廿卷に、阿母刀自母多麻爾母賀母夜云々、(會禰好忠集長歌に、於母刀自の乳房の報い云々)負字をトジと訓例は、此下に、女豆兒乃負、と見えたり、二には、莫は、母父の二字の誤寫にもあるべし、さらばオモチチノと訓べし、母父と云る例は、集中に甚多し、この二説、いづれ是けむ、(此中に、字につきて云ば、母父の二字ぞ、

莫字に、今少混易かるべければ、後の説や可からむ、但集中にも、女子は、大かた母の守事を作て、父は關り知らぬよしなれば、なほ前の説可からむにや、見む人考へ閱みてよ、○禁尾迹女蚊は、モラスヲトメガと訓べし、モラスは、守の伸りたるにて、守給ふといふほどの意なり、禁字は、禁衛る義もて書り、十二に、靈合者相宿物乎小山田之鹿猪田禁如母之守爲裳、と見えたり、○髻髻聞而は、翁の若かりしほど、庭に立、往廻れる容貌の風流を、さる良人の女までも、ほのかに傳聞てなり、○我丹所來爲は、來は賣字の誤にて、ワニソタバリシと訓べきこと、上に云るが如し、此は次の絹帶へかけて意得べし、こゝもその賣れりし物は何ぞ、水縹云々の品なりといふ意を、かりにくはへて意得べし、その品を身に佩て云々すれば、とつゞく意なり、○水縹は、契沖、水色のはなだといふ心なり、と云り、又思ふに、水は(借字にて)眞といふに同じく、美稱にてもあるべし、縹は青白色、とあり、字鏡に、縹縹也波奈太とあり、言意は、花織なるべし、花とは、月草花をいふ、織とは、機して織れる絹布類をいふ稱なること、上の結幡の下に云るが如し、縹の帯は、催馬樂石川に、伊之加波乃古末宇止爾、於比乎止良禮天、加良支久以須留伊加名留於比會、波名大乃於比乃、名加波太衣太留、と見ゆ、○絹帶は、母のもるをとめが賣れるなり、四時祭式下云、凡香取神宮樂人裝束者、令國司付領云々、(云々舞妓八人料云々、絹帶八條云々)和名抄に、陸詞切韻云、絹帶帛也、和名岐奴、○引帶成は、ヒコビナスと今村樂訓り(キオは、コと切る)和名抄に、陸詞曰、衿小帶也、釋名云、衿禁也、禁不レ得開散也、和名比岐於比、とあり、江次第にも、引帶見えたり、此は引帶の如くの意なるべし(荒木田氏云、引帶は、今幼稚の兒の服の縫付たる帯をひこびと云は是なり、又源氏しひが本に、おびはかなけにしなして、すゞひきかくしてもたまへり、咲花抄に云、

かけ帯のことなり、帯と云は、からきぬにそひたるものなり、小腰引腰とてあるなり、と云り、この引腰引帯に似たり、考べし、○韓帶丹取爲は、カロビニトラシと訓べし、(馬腹帯をもハロビと云と同例なり、ヲオの切口、字鏡に、鞆波呂比、韓帶は、彈正臺式に、凡紀伊石帶隱文王者、及定摺石帶參議以上、刻鏤金銀帶及唐帶、五位以上、並聽著用、と見ゆ、荒木田氏云、こなたの帯は、衣服の外に取はなして、別なるを、異國の帯は、直に服に縫付て引帯なるにや、さるを韓帶とはいふにやあらむ、縹の絹を、さる帯に取なして、著たるなり、と云り、(和名抄に、唐勻云、縹織絲爲帶也、今按加良久美、といふとも見えたり、)○海神は、綿津見神なり、○殿蓋は、殿といふ言意は、一卷に具云り、蓋は、岡部氏イラカと訓る宜し、和名抄居室具に、釋名云、屋脊曰蓋、言在上覆之家屋也、和名伊良賀、神代紀に、穿殿蓋、など見えたり、○飛翔は、仁德天皇紀歌に、破夜歩佐波阿梅珥能朋利等弭箇慨梨云々、と見ゆ、さて野山こそあらめ、海神の殿をいひ出しは心得ずと、岡部氏云るは、信にさることなり、(但し所由なくして、たゞに海宮をいふべきにあらねば、例のさる外國の故事などはありつらむ、されどこゝは、さまで物遠きことを、設出べき處にもあらず、すべてかゝる異様なることを、設出たるなど、此作者の僻なりけり、)○爲輕は、蠶蠶なり、品物解に具云、○腰細丹は、九卷珠名娘子をよめる歌に、腰細之須輕娘子之、とあり、○取銚氷、(銚字、拾穗本に飾と作り、)は、取かざりの伸りたるなり、(ヲヒの切り、)伸て云よしは、上にことわれる如し、かの韓帶を、細き腰に裝束なり、○眞十鏡は、眞澄鏡にて、既く具く云り、○取雙懸而は、鏡を前後に懸て、容貌を相映し見て、かたちつくるひをする故に、かく云るなり、○已較杲(杲字、舊本果に誤、今改、)は、己之貌なり、杲字は、カウの音を轉して、貌の假字に用ひたり、集中

に、見杲石、朝杲など書り、さて可保とは、身體の總ての形容をいふ言なり、猶九卷珠名をよめる歌に、其姿之端、正爾とある處に、具云り、(後世、たゞ面のみ云こと、意得るはあらず、後拾遺集に、人しれずかほには袖をおほひつゝなくばかりをぞなくさめにする、とあるなどは、はやく轉れるなり、)○還氷見乍(還の下、一本に等字あり、)は、裝束するさまなり、さて此句の下に、裝束してといふ詞を、かりにくはへて意得べし、(荒木田氏が、此間に、吾丹所來爲の一句を補へたるは、ひがことなり、又其説ども皆あたらす、)○春避而は、春に成ての意なり、既く一卷に具註り、○野邊尾回者は、又ヘヲメグレバと訓べし、(回者は、モトホレバと訓べくも思へども、こゝはメグレバとの若かりしほど、貌をとりの裝束りて、媚ありきしありさまを云るなり、)○面白見は、七卷に、烏玉之夜渡月乎、懶恰云々、とあり、既く具註り、愛美、む意なり、○我矣思經蚊は、我を可愛く思へばかの意なり、○狹野津鳥は、狹は美稱にて、野津鳥は雉子なり、(たゞひろく野に居鳥を云るにはあらず、)十三に、野鳥雉、動云々、とあり、なほ彼處に、古事記、書紀を引て云り、さて元は、野津鳥は、雉子といふべき枕詞なりしを、即かく云て、雉子のこととせざるは、青丹吉を、奈良、虛見津を、倭と云こととせざる類なり、○來鳴翔經は、雉子すらも、己が風流たる容儀をめなつかしみてか、來鳴翔り親るゝとなり、翔經は、翔ルの伸りたるなり、(ヲフの切ル、)○名津蚊爲は、馴著しにて、上に出たり、○行田菜引(田字、古寫本に、思と作るは誤なり、)は、心なき天雲までも、吾をめなつかしく思へばか、行靡くととなり、さて古寫小本に、イユキタナビキとあれば、行の上に、伊字脱しなるべし、三卷不盡山歌に、白雲母伊去波伐加利、とあるをも、考合すべし、かくて

こは、野津鳥の對句なれば、何ぞ外にいふべきこともあるべきを、雲をしもよめるは、契沖が云し如く、から國秦青が悲歌の、響遏行雲、又文選潘安仁、楊仲武誄に、歸鳥頽頽、行雲徘徊、などあるを、思ひよせて云るなるべし、かゝる物遠き、外國の故事など説出たるも、此作者の僻なり、○還立は、野邊より還り發なり、○路尾所來者は、オホチラケレバと訓べし、路は京大路なり、和名抄に、唐勻云道路云々、四聲字苑云、路阡陌總名也、和名於保美知とあり、ケレバは、來ければの縮れるなり、(ケレバとよみては、所字あまりてわろし)十七に、使乃家禮婆、とあり、○打日刺は、枕詞なり、既く云り、○宮尾見名は、官女をいふ、後宮職員令義解に、宮人(謂婦人仕官者之總號也)とある、これなり、(天智天皇紀には、宮人をメシラムナと訓り、集中に、宮人とよめるとは別なり)○刺竹之は、宮また君とも云へかゝる枕詞なり、既く云り、こゝは宮舎人の意得にて云るなり、○舎人壯は、舎人は既く云り、壯は上に見ゆ、○忍經等氷(等字、古寫小本には无)は、慕ひ賞愛しみといふに同じ、慕は常には、シヌヒ、シヌフと用くを、又シヌフルとも用けば、伸てシヌフラヒともいふなり、○還氷見乍(還の下、拾穂本には、等字あり)は、わが容儀の風流を願望しつゝとなり、○誰子其迹哉は、誰家の子ぞとなり、哉は、余といふに同じ辭なり、五卷遊に於松浦河二序に、僕問曰誰郷誰家兒等、拾遺集神樂歌に、白銀の目貫の劍をさけ佩て奈良の京をねるは誰子ぞ、○所思而在は、オモハレテアルと訓べし、そもあれば、誰家の子ぞやと、思はれてありけると、當昔のことを今云なり、○如是所爲故爲は、カクソシコシと訓べし、かくのごとくぞ爲て來りしといふ意なり、(カクソシコナルと訓て、かくの如く老て、醜き人となりし、と云意に見る説は甚非し、爲字は、此歌にて、ナルと云に用ひぬ例なるをもおもへ)○古部は、翁の當昔若年のほどを云、○狹狹寸爲我哉とは、狹狹寸は、さゝめくことにて、女どもにあひまじはりて、さゝめきさわぎしを云、落窪物語に、四の君の御乳母、かのとのなりける人を、知たりけるをよるこび給て、さゝめきさわぎ給うて、ふみやらせ給ふめりといへば云々、源氏物語朝顔に、ゆめく、いさら川なども、なれくしやとて、せちにさゝめきかたらひ給へど、なに事にかあらむ、などある、さゝめきも同言にや、榮花物語に、そゝき立て云々、源氏物語鈴蟲に、さまかはりたるいとなみに、そゝきあへる、いとあはれなるに云々、狹衣に、若宮おはして、そゝきありき給ふ、などあるそゝきも、同じ辭なるべし、又古事記神武天皇條に、爾其美人驚而立走、伊須々岐伎、大殿祭詞に、夜女能伊須々伎云々、事无久などあるも、伊は、發語にて、同言にや、又源氏横笛に、うちわらひてなにも思ひたらず、いとそゝかしうはひおりさせ、さわぎ給ふとあるも、そゝきをはたらかし云るなるべし、又大殿祭詞に、取葺計留草乃噪伎(古語云蘇々伎)无久とあるは、物は異れども言は同じ、哉は、軽く添たる詞なり、○端寸八爲は、愛き哉しにて、既く具云り、此は下の子等といふへ係れり、○今日八方は、これも八方は、常は疑ひて歎息く辭ながら、此は軽く添たる物と聞ゆ、○五十狹邇迹哉とは、五十狹は不知にて、十一に、不知二五寸評瀨、とある處に、具云るが如し、邇は、阿那邇夜斯の邇にて、輕き詞なり、(荒木田氏が、不知を、しらにといふ邇なり、と云るは、あらず)哉は、疑の哉にて、今日しも、愛子等に、さありとは、いざ不知とおもはれてやある、といふ意なり、翁の身の若かりしほどのことを、かかにかかくあけつらひいひ聞えても、かく老衰の身となれば、今は諾はずやあるらむ、といふなり、○所思而在は、オモハレテアルと訓べし、○如是所爲故爲は、上の如く、かくの如くぞ爲て來りしなり、子等には、不知とやおもはれてある、されどもか

どを云、○狹狹寸爲我哉とは、狹狹寸は、さゝめくことにて、女どもにあひまじはりて、さゝめきさわぎしを云、落窪物語に、四の君の御乳母、かのとのなりける人を、知たりけるをよるこび給て、さゝめきさわぎ給うて、ふみやらせ給ふめりといへば云々、源氏物語朝顔に、ゆめく、いさら川なども、なれくしやとて、せちにさゝめきかたらひ給へど、なに事にかあらむ、などある、さゝめきも同言にや、榮花物語に、そゝき立て云々、源氏物語鈴蟲に、さまかはりたるいとなみに、そゝきあへる、いとあはれなるに云々、狹衣に、若宮おはして、そゝきありき給ふ、などあるそゝきも、同じ辭なるべし、又古事記神武天皇條に、爾其美人驚而立走、伊須々岐伎、大殿祭詞に、夜女能伊須々伎云々、事无久などあるも、伊は、發語にて、同言にや、又源氏横笛に、うちわらひてなにも思ひたらず、いとそゝかしうはひおりさせ、さわぎ給ふとあるも、そゝきをはたらかし云るなるべし、又大殿祭詞に、取葺計留草乃噪伎(古語云蘇々伎)无久とあるは、物は異れども言は同じ、哉は、軽く添たる詞なり、○端寸八爲は、愛き哉しにて、既く具云り、此は下の子等といふへ係れり、○今日八方は、これも八方は、常は疑ひて歎息く辭ながら、此は軽く添たる物と聞ゆ、○五十狹邇迹哉とは、五十狹は不知にて、十一に、不知二五寸評瀨、とある處に、具云るが如し、邇は、阿那邇夜斯の邇にて、輕き詞なり、(荒木田氏が、不知を、しらにといふ邇なり、と云るは、あらず)哉は、疑の哉にて、今日しも、愛子等に、さありとは、いざ不知とおもはれてやある、といふ意なり、翁の身の若かりしほどのことを、かかにかかくあけつらひいひ聞えても、かく老衰の身となれば、今は諾はずやあるらむ、といふなり、○所思而在は、オモハレテアルと訓べし、○如是所爲故爲は、上の如く、かくの如くぞ爲て來りしなり、子等には、不知とやおもはれてある、されどもか

くぞ爲來りしと、打かへし、ねもごろにいふなり、○古部之、これより以下は、漢國の故事を擧て、老を尊ふべきためしを云なり、○賢人は、サカシキヒトと訓べし、(カシコキヒトとよめるは、甚誤なり、そもくむかしより、サカシキと、カシコキとを、混雜になせるは、いとく非にて、そは余が具辨あり、)三卷讚酒歌に、古之七賢人等毛、とある下に云るを、考合べし、○堅監將爲迹は、カバミニセムトと訓べし、廿卷家持卿喩旅歌に、美流比等乃可多里都藝且且伎久比等能可我見爾世武乎、とあるを思合すべし、(本居氏は、堅監は、鑿の誤なるべし、と云れど、なほ本のまゝなるべし、)監與鑿同と字註に見えたれば、監字にてカバミと訓べく、堅は衍文ともいふべけれど、堅監にて、カガミと訓まじきにもあらず、又思ふに、カタギニセムトとも訓べし、靈異記、已作寺用ニ其寺物作牛役縁條に、此事可備ニ季葉楷模、註に、楷模ニ合加多岐、とあり、和名抄に、唐韻云、模法也、形也、俗語云、加太岐、と見ゆ、加多岐は、形木の義にて、規模の事なり、されば堅監は、規鑿の義にて書るならむ、又堅監をも約れば、加多岐とはなれり、○持還來は、モチカヘリコシと訓べし、此は漢國原穀と云しものゝうるさき故事なり、孝子傳云、原穀者不知何許人、祖年老、父母厭患之、意欲棄之、穀年十五、涕泣苦諫、父母不從、乃作輿昇棄之、穀乃隨收輿歸、父謂之曰、爾焉用此凶具、穀曰、乃後父老不能更作、得是以收之耳、父感悟愧懼、乃載祖歸、侍養更成純孝、と云り、かゝる故事あれば、老たりとて厭ひ棄べきにあらず、身さかりなるそこたちも、後やがて老はてなば、己が今喚はるゝ如く、又若き人に嗤れなむものぞと、娘子を戒めたるなり、○歌意は、首に云るを合見て考べし、すべて此長歌、こちたき漢國の故事を主としてよめるなど、いとうるさく、人麻呂赤人の餘風は、きよく失り果て、今さだかに解得がた

きふしども多くなむ

反歌二首

死者木苑。相不見在目。生而在者。白髮子等丹。不生在目八方。

木苑(木字、舊本水に誤、類聚抄、古寫本、拾穂本等に従つ、苑字、類聚抄に、菟と作るはいかゞ)は、コソなり、苑をソと云は、崇神天皇紀に、其軍衆脅退、則追破於河北、而斬首過半、屍骨多溢、故號其處曰羽振苑、とあり、○白髮は、シロカミと訓べし、十七に、布流由吉乃之路髮麻泥爾、拾遺集十五に、黑髮にしる髪交り老る迄かゝる戀にはいまだ逢なくに、などあり、○不生の生字、類聚抄になきはわろし、○歌意は、早く死たればこそ、白髮の生む時節を相見すあらめ、存命てだにあらば、終に老はて、子等にも、白髮生など、いと醜くなりなむものを、となり

白髮爲。子等母生名者。如是。將若異子等丹。所詈金目八。

第一二の句は、シロカミシコラモオヒナバ、と今村、樂が訓たる宜し、(シラガシテコラモイキナバとよむは、いとよろしからず)爲は、其一すぢなるをいふ助辭なり、○如是は、廿卷に、夜麻夫伎乃花能左香利爾加久乃其等伎美乎見麻久波知登世爾我母、古事記雄略天皇御歌に、斯漏多問能蘇且岐蘇那布、多古牟良爾阿牟加岐都岐、會能阿牟袁阿岐豆波夜具比、加久能基登那爾淤波牟登、蘇良美都夜麻登能久爾袁阿岐豆志麻登布、などあり、○將若異、こはいさゝか心得がたき字づかひなれども、集中の一の書様と見えたり、ワカケムとよむ、ケの言を知らむために、異字を添たるなり、七

卷に、從^{ヨリ}標^シ之^シ、十卷に、吾^{ワレ}可^ク戀^ヒ奴^ヌ二十三に、故^{ワレ}可^ク將^シ戀^ヒ奈^ナ、なども見えたり、皆此例なり、○所^ノ置^キ金^{カネ}目^メ八^ハは、嗚^ウ呼^フ冒^{マウ}れじとすとも、冒^{マウ}れずある事を得むやは、といふなり、金^{カネ}は、集中に多く不得^{カネ}と書^キる如^クく、しかあらむと心に欲^{ホク}ふことの、つひにその本意を得ざるをいふ辭^{コト}なり、目^メは卒^ソの通^トへるなり、八^ハは、也^ヤ八^ハの也^ヤなり、○歌^カ意^イは、子^コ等^トも年^{ネン}老^{ラウ}て、ひたすらに白^{シロ}髮^ヘ生^シなば、今^{イマ}かく吾^{ワレ}が汝^ニ等に冒^{マウ}る^ル如^クく、若^ニき子^コ等に、又^{マタ}冒^{マウ}れわらはれなましものを、となり

娘子等^{ヲトメヲコダフルウタコ、ソツ}和^ワ歌^カ九^ク首^{シュ}。

端^{ヘン}寸^{ソウ}八^{ハチ}爲^ニ。老夫^{オキナノウタニ}之^ノ歌^カ丹^ニ。大^{オホ}欲^{ホク}寸^{ソウ}。九^ク兒^コ等^ト哉^ヤ。蚊^カ間^マ毛^モ而^ニ將^シ居^ル。

老夫^{オキナ}は、和^ワ名^ナ抄^{セウ}に、孫^{ソノ}輻^{フク}切^キ韻^{ユン}云^ク、翁^{オウ}老^{ラウ}人^ニ也^{ナリ}、和^ワ名^ナ於^オ岐^キ奈^ナ、と見えたり、十七^{シチ}に、之^シ許^コ都^ト於^オ吉^キ祭^サ、十八^{ハチ}に、多^タ比^ヒ能^ニ於^オ伎^キ奈^ナ、又^{マタ}、於^オ吉^キ奈^ナ佐^サ備^ヒ勢^セ牟^ム、など假^カ字^ジ書^キせり、續^{ツキ}後^ゴ紀^キ十五^{ジュウゴ}、尾^ビ張^{カウ}連^{レン}濱^{ヒン}主^{シュ}歌^カに、那^ナ那^ナ都^ト義^ギ乃^ノ美^ミ與^ヨ爾^ニ萬^{マン}和^ワ倍^ヘ留^{リウ}毛^モ毛^モ知^チ萬^{マン}利^リ止^シ遠^{エン}乃^ノ於^オ支^シ奈^ナ能^ニ萬^{マン}飛^ヒ多^タ天^{テン}萬^{マン}川^{セン}流^{リウ}、○大^{オホ}欲^{ホク}寸^{ソウ}は、集^{シツ}中^{チュウ}に鬱^{ウツ}悒^イと書^キて、オホ、シキとよめり、今^{イマ}もそれと同^{ドウ}言^{ゴン}にて、よろづおろそけなる兒^コ等^トといふならむ、契^{ケイ}沖^{チュウ}が、大^{オホ}に欲^{ホク}きにて、壽^{シウ}命^{メイ}を食^{シク}するなりと云^クるは、非^ヒず、老夫^{オキナ}の歌^カに感^{カン}服^{フク}て、娘^{カウ}子^シが身^ミを卑^ヘ下^カてかく云^クなり、○九^ク兒^コ等^ト哉^ヤは、コ、ノ、コ、ラ、ヤと訓^{クニ}べし、(荒^{アラ}木^キ田^{デン}氏^シがコ、ノ、コ、ラ、カ、モ、とよめるは非^ヒじ)、○蚊^カ間^マ毛^モ而^ニ將^シ居^ルは、契^{ケイ}沖^{チュウ}、感^{カン}じてをらむなり、皇^{クワン}極^{キョク}天^{テン}皇^{クワン}紀^キに、中^{チュウ}臣^{シン}鎌^{ケン}子^シ連^{レン}、便^{ベン}感^{カン}所^{ショ}遇^ユ而^ニ語^ゴ舍^{シヤ}人^ニ曰^ク云^ク々、孝^{コウ}德^{トク}天^{テン}皇^{クワン}紀^キには、滅^{メツ}の字^ジを、かまけてとも、おとしてとも訓^{クニ}り、今^{イマ}は感^{カン}の字^ジの心^{シン}なり、と云^クり、今^{イマ}村^{ムラ}樂^{ラク}は、蚊^カ間^マ毛^モは、負^{オウ}にて、蚊^カは可^カ青^{セイ}、可^カ黒^{コク}などいふ可^カにて、たゞにそへいふ言^{ゴン}なり、負^{オウ}し^タがひてをらむなり、と云^クり、荒^{アラ}木^キ田^{デン}氏^シは、信^{シン}濃^{ノウ}國^{クニ}善^{ゼン}光^{クワン}寺^ジにては、迷^{メイ}惑^{コク}がるといふやうの事^{コト}を、か

まけると云^クり、是^{コト}古^コ言^{ゴン}にて、右^{ミダリ}の歌^カ、その意^イにてよく聞^クえたり、同^{ドウ}國^{クニ}内^ニな^リが^ラ、上^{ウヘ}田^{デン}邊^ヘにて、働^{ハタカ}くやうの事^{コト}を、かまけると云^クるは、古^コ意^イに違^ヒへり、と云^クり、猶^{ナウ}考^{コウ}べし、○歌^カ意^イは、よろづおろそけなる心^{シン}に、遠^{エン}慮^{リョ}なく、いつまでも、かくて壯^{ソウ}にあらむ物^{モノ}と思^{オモ}ひおごりつるに、思^{オモ}はずも老^{ラウ}夫^フの歌^カにおどろかさされて、九^ク箇^カ女^メ子^シのこらず、皆^{みな}其^{その}道^{ミチ}理^リに感^{カン}じ服^{フク}ひてや居^イむ、となるべし

辱^{ハチ}尾^シ忍^ニ。辱^{ハチ}尾^シ默^{マク}。無^ム事^ジ。物^{モノ}不^フ言^{ゴン}先^{セン}丹^{タン}。我^{ワレ}者^ハ將^シ依^イ。

辱^{ハチ}尾^シ忍^ニ (尾^シ字^ジ、類^レ聚^{ジュ}抄^{セウ}に無^ムはわろし)は、愚^{オロ}なる吾^{ワレ}身^ミの、恥^チかしとおもふことを堪^タ忍^ニびてといふなり、○辱^{ハチ}尾^シ默^{マク}は、ハチヲモダリテと訓^{クニ}べし、(モダシテと訓^{クニ}はわろし)自^ジ默^{マク}るを云^クばなり、默^{マク}の言^{ゴン}は、既^{スデ}く具^ク云^クり、契^{ケイ}沖^{チュウ}云^ク、班^{ハン}固^コが妹^{イモ}の班^{ハン}昭^{ショウ}が作^{サク}れる、女^メ誠^{セイ}七^{シチ}篇^{ペン}云^ク、忍^ニ辱^{ハチ}含^{カン}垢^{コウ}、常^{ジョウ}若^{ニク}畏^シ懼^ク、とあり、竹^{タケ}取^ク翁^{オウ}、すでに故^コ事^ジを引^ヒてよみつれば、仙^{セン}女^メも此^{コノ}女^メ誠^{セイ}の心^{シン}にてや、辱^{ハチ}を忍^ニび辱^{ハチ}を默^{マク}てとは、よみ侍^シりけむ、と云^クり、○無^ム事^ジは、無^ム事^ジ平^{ヘイ}穩^{オン}に、と云^クなり、○物^{モノ}不^フ言^{ゴン}先^{セン}丹^{タン}は、彼^{カニ}是^{コト}論^{ロン}じいふこともなき前に、となり、○我^{ワレ}者^ハ將^シ依^イは、吾^{ワレ}は翁^{オウ}に服^{フク}従^{ジュウ}ひなむ、となり、○歌^カ意^イは、翁^{オウ}にかく冒^{マウ}かへさるゝを聞^クに、いかにも理^{コト}當^{トウ}然^{ゼン}なれば、事^{コト}も無^ムく、とかく論^{ロン}じ言^{ゴン}ぬ前に、はやく翁^{オウ}に服^{フク}従^{ジュウ}なむ、となり、さて此^{コノ}は、最^{サイ}初^{ショ}に從^{ジュウ}むと云^クるなれば、吾^{ワレ}者^ハと云^クり、これより下^{シタ}は、此^{コノ}歌^カをうけて、吾^{ワレ}もく、と云^クるなれば、我^{ワレ}藻^ソとよめり

否^{イナ}藻^ソ諾^{ダク}藻^ソ。隨^{ズイ}欲^{ヨク}。可^カ赦^{シャ}。貌^{ボウ}所^{ショ}見^{ケン}哉^ヤ。我^{ワレ}藻^ソ將^シ依^イ。

否^{イナ}藻^ソ諾^{ダク}藻^ソは、イナモヲモと訓^{クニ}べし、俗^{ソク}に伊^イ也^ヤも遠^{エン}々^ゾもといふに同^{ドウ}じ、否^{イナ}はうけがはぬ言^{ゴン}、諾^{ダク}は、人

のいらへに、唯々といふに同じく、諾ふ言なり、鳴門中將物語に、人のめし侍る御いらへに、男はよと申、女はをと申なり、古今著聞集に、人のめす御いらへに、男はよと申し、女はをと申すなり、とあり、源氏物語行幸に、いづらこの近江君、こなたにとめせば、をといとけざやかに聞えて、出來たり、とある、其なり、(但し古は、男女ともに、をと云しなり、)後撰集に、親のまもりける女を、いなともせとも、いひ放てとまうしければ、いなせとも云放たれずうきものは身を心ともせぬ世なりけり、とあるも、せは、をを寫し誤れるにて、いなともをとも、又いなをともとありしなるべし、(人のいらへに、せといひたる例なければなり、仁賢天皇紀に、諾字をせと訓るは、ころ後撰の誤にまよへるより出たる、非訓なるべし、)さて又後に、この諾を字とも云り、(源信明集歌に、今日の内にいなともうともいひはてよ、人だのめなることなせられそ、袖中抄歌に、くもとのあやのいなうもおもほえず君をあひ見てさだの經ぬれば、拾玉集歌にも、なやうや、とあり、)○隨欲は、ホリノマニマニと訓べし、○可赦は、(赦は借字)可レ許なり、○貌所見哉は、カタチハミエヤと訓べし、哉は、水鳥二四毛有哉、雲西裳在哉、など云る哉と同じく、乞望ふ意の言なり、(契沖が、かたち見えめやと訓て、かくおもふ心はあれど、心は色もなきものなれば、外にあらはれてかたちの見えむや、されどまことの心をもちて、吾もよりなむとなり、と云るは、物遠し、)○歌意は、かゝるうへは、否をも諾をもいはず、翁の欲せむまゝに、同輩の娘子も、皆許容べき容貌に見えよかし、いで吾も從ひなむを、と云るなり

死藻生藻。同心跡。結而爲。友八違。我藻將依。

同心跡(跡字、類聚抄、拾穂本等には迹と作り、)は、十二に、幼婦者同情、とあり、同を古言に、○ヤジといふことは既に具云り、○結は、約束なり、九卷詠三浦島子歌に、加吉結常世爾至、とよめり、字鏡に、期契約也、要也、阿比牟須比波加留、○友八違は、トモヤタガハムと訓べし、友に乖違はむやは、といふなり、(略解に、八は不の誤にて、ともにたがはずとありしなるべし、と云るは、ひがことなり、)○歌意は、死ぬべき事も、生てあるべき事も、何によらず、同心にせむと、堅く契り約びし友に、乖違はむやは、いで、吾も翁に從なむ、となり

何爲迹。違將居。否藻諾藻。友之波波。我裳將依。

何爲迹は、迹の下に、蚊字などの落しなるべし、ナニストカと訓べし、(本居氏は、迹は邇の誤にて、ナニセムニと訓べし、と云れど、わろし、凡て此長歌短歌、ニには皆丹字のみ用ひたれば、こゝのみ邇字を書りともおもはれねばなり、)四卷に、中煮黙毛有益呼何爲跡香欄見始兼不遂爾、九卷に、何爲跡歟身乎田名知而云々、などよめり、何とてかといふ意なり、○波波は、竝竝なり、○歌意は、何とてか、我獨友に乖違ひ居むやは、友の竝々に、いで我も翁に從なむ、となり

豈藻不在。自身之柄。人子之。事藻不盡。我藻將依。

豈藻不在とは、豈は、何に通ふ言にて、何の能もなき、といふ意なり、と荒木田氏云るが如し、○自身之柄とは、柄は故といふに同言にて、こゝは、何もあらぬ己が身なるものをの意なり、○人子は、同輩の娘子等を云なり、他子の義なり、○事藻不盡は、(事は借字、)不レ令レ盡レ言なり、言を

盡すとは、いな從じや、從へよなどいひて、すゝめいざなふよしなり、○歌意は、何の能もなき己が身たる物を、我をすゝめいざなふとて、同輩の言を盡し費さしめぬさきに、吾もはやく翁によりなむ、となり

者田爲爲寸。穂庭莫出。思而有。情者所知。我藻將依。

者田爲爲寸は、枕詞なり、○穂庭莫出は、色に出しては、顯はさじと、いふ意なり、穂は何にまれ、物のそれと著くあらはれ出るをいふ言なり、○思而有は、シヌヒタルと訓べし、堪忍びてある意なり、○情者所知は、ココロハシレツと訓べし、○歌意は、いで色にはあらはさじと、堪忍びたる意底は、翁に頼相あらはされたるからは、彼是いふ事なしに、いざわれも從なむとなり

墨之江之。岸野之榛丹。丹穂所經迹。丹穂葉寐我八。丹穂氷而將居。

岸野之榛は、荒木田氏云、野之の二字入まがひたるにて、岸之野榛なるべし、と云り、さもあるべし、野榛は、一卷に、狹野榛とある處に云り、又品物解にも具云、○丹穂所經迹は、雖令染の意なり、(ハセは、へと約る)こは雖令響を、トヨメレドといふと全同例の活用なり、八卷に、平山乎令丹黄葉云々、とあるも、令丹を、ニホフといへるなり、(ハスは、フと約る)○我八は、フレヤと訓べし、○歌意は、墨江の岸の野榛を、摺著て染たれども、ふつゝかなる衣なれば、なつかしき色に染あへざる事の如く、もとよりはえなき吾身なれど、信服ひたる翁の事なれば、心のかぎりなまめき媚てや從居む、となるべし、(本居氏、にはふは、うつる意にて、榛の色にうつらしむとすれど、

うつらぬ我といふにて、墨江のはりにてすれど、色のうつらぬ如く、物にうつらぬ我なれども、翁にはうつりよらむとなり、と云り、これもさる事ながら、次の歌の丹穂氷因將とあるを思ふに、なほ媚從意なるべし、又荒木田氏が、丹穂氷而將居を、赤面して恥る意に見たるは、いかとなり

春之野乃。下草靡。我藻依。丹穂氷因將。友之隨意。

乃字、古寫小本には之と作り、○下草は、十一に、櫻麻乃葶原之下草云々、とよめり、現存六帖に、下草、里わかす春の日影はてらせどもまだ露ほさぬ谷の下草、○因將は、將因と書べきを、かく書るとき例は、集中に往々あり、○歌意は、春野の下草の、一方に靡依如く、吾も同輩の娘子ととも、媚從ひ依なむ、となり、十四に、武藏野乃久佐波母呂武吉可毛可久母伎美我麻爾末爾吾者余利爾思乎、(草によせて靡依を云ること、今と同じ)

昔者有壯士與美女也。姓名未詳。不告二親。竊爲交接。於時娘子之意。欲親令知。因作歌詠。送與其夫。歌曰。

親令、拾穗本には、令親と作り、○因字、類聚抄には自と作り、○夫字、舊本父に誤、今は古寫小本、官本、拾穗本等に從つ

隱耳。戀者辛苦。山葉從。出來月之。顯者如何。

隱耳は、コモリノミと訓べし、十卷に、隱耳戀者苦瞿麥之花爾開出與朝旦將見、十一に、隱庭

戀而死、三苑原之鷄冠草花乃色二出目八方、○第三四の句は、顯を云む料の序なり、○顯者如何は、顯はしなばいかゞあらむ、と問かけたる詞なり、七卷に、玉津島能見而伊座青丹吉平城有人之待問者如何、又、大海之波者畏然有十方神乎齋禮而船出爲者如何、古事記に、故以吾身成餘處、刺下塞汝身不成合處而、爲生三成、國土奈何、などあるに同じ、○歌意、かくれたるすぢなし

〔右或曰。男有答歌者。未得探求也。〕
右字、古寫小本には无て、或曰已下、歌の下に小書せり
昔者有壯士。新成婚禮也。未經幾時。忽爲驛使。被遣遠境。公事有限。會期無日。於是娘子。感慟悽愴。沈臥疾痲。累年之後。壯士還來。覆命既了。乃詣相視。而娘子之姿容。疲羸甚異。言語哽咽。于時壯士哀嘆流淚。裁歌口號。其歌一首。
痲字は、病に通用たるならむ

如是耳爾。有家流物乎。猪名川之。奧乎深目而。吾念有來。

第一二句は、三卷に、如是耳有家類物乎芽子花咲而有哉跡問之君波母、十二に、如是耳在家流君乎衣爾有者下毛將着跡吾念有家留、○猪名川之は、次の句をいはむ料に云るなり、猪名は、和名抄に、攝津國河邊郡爲奈、とある地なり、三卷に、猪名野、七卷に、居名野、又、居名野湖、など見えたり、(皆同地なり)、川は、十一に、四長鳥居名山響爾行水乃云々、とある、是なり、○奧乎深目

而は、契沖云、第十四に、行末をかくるを、おくをかぬるとよめり、今のおきを深めては、其なりなり、と云り、○歌意は、かくばかりに、我を待わび戀やせて、しぬべくならむとはしらすして、只行末をかねてのみ、わがおもひたりしが、今更悔しと、云るなるべし

娘子 臥 聞 夫 君 之 歌 從 枕 舉 頭 應 聲 和 歌 一 首。
烏玉之。黑髮所沾而。沫雪之。零也來座。幾許戀者。

零也來座は、フルニヤキマスと訓べし、○歌意は、そこばく戀しく思ひしに、其かひありて、沫雪の零に黒髮沾て、からうして來座せるにやあらむ、となり、契沖云、わが身を置いて、くろかみぬれてと、をとこのうへをいたはりよめるが、あはれなり
〔今按。此歌。其夫被使。既經累載。而當還時。雪落之冬也。因斯娘子作此沫雪之句。歟。〕

事之有者。小泊瀨山乃。石城爾母。隱者共爾。莫思吾背。

事之有者は、四卷に、吾背子波物莫念、事之有者火爾毛水爾毛吾莫亡國、とよめり、○石城は、イシキとも、イハキとも訓べし、契沖、天智天皇紀云、皇太子謂羣臣曰、吾奉皇太后、天皇之所勅、憂恤萬民之、故不起石櫛之役、此集第九、處女墓をよめる歌に、玉ほこのみちのべちかくいはかまへつくれるつかを、とよめる、これ石城なり、と云り、○莫思吾背は、四卷に、他辭乎繁言痛不相有寸心在如莫思吾背、○歌意は、しのびて相かたらふことのあらはれて、父母のせめい

みじくして、もし事の出来りつゝ、共に死ぬとも、同じおくつきに埋もらむものぞ、いつまでも、心にかはりはあるべからねば、いで彼此物念ふことなかれ、となり、○常陸風土記、新治郡條に、自郡以東五十里、在笠間村、越道路、稱葦穗山、古老曰、古有山賊、名稱油置賣命、今社中在石屋、俗歌曰、許智多難、波畢婆頭勢夜麻能伊波歸爾母爲且許母郎卒奈古非叙和支母、とあるは、今の歌を取て、少か句を換て、彼地に歌傳たるなるべし

右傳云、時有二女子、不知父母、竊接壯士也。壯士悚惕其親呵嘖。稍有猶豫之意。因此娘子裁作此詩。贈與其夫也。

前采女歌一首

安積香山。影副所見。山井之。淺心乎。吾念莫國。

安積香山は、和名抄に、陸奥國安積(阿左加)郡、とある、其郡の山なり、八卷に、待時而落鐘禮能雨令零收開朝香山之將黃變、とも見えたり、(此は同山か、さて後に名高き安積沼も、此山の麓にあり、沼は今田となりて、いさゝか形のみ残りりとぞ、又二卷に、淺香乃浦、十一に、朝香方とあるは、別地なり、)○影副所見は、水の清明なるをいふなり、十三に、天雲之影塞所見隱來笑長谷之河者云々、と見えたり、○山井は、やがて安積山の井泉にて、淺をいはむためなり、山井は、人の深く穿まうけたるとは異にて、水淺きものなればなり、(郡山より二里許西の方、片平と云村に、山の井ありて、采女が塚と云もありと、池川春水が紀行にせるせり、)○歌意は、本句は序にて、吾は淺はかなる心を思ひはせぬ物なるを、何故に、王の意の和み給はぬにや、といふこゝろを、ふくま

せたるなり

右歌傳云、葛城王。遣于陸奥國之時。國司祇羨緩意異甚於時。

王意不悅。怒色顯面。雖設飲饌。不肯宴樂。於是前采女風流娘子。左手捧觴。右手持水。擊之。王膝而詠此歌。爾乃王意解脫。樂飲終日。

葛城王は、契沖、いづれにか侍らむ、伊豫國風土記云、湯郡、天皇等於湯幸行降坐五度也、以上宮聖德皇子爲一度、及侍高麗慧總僧、葛城王等也、天武天皇紀云、八年秋七月己卯、朔乙未、四位葛城王卒、次に左大臣橘朝臣諸兄を初、葛城王と名づく、此三人の中に、天武天皇紀に見えたる葛城王なるべき歟、その故は、伊豫風土記は、文拙ければ信じがたし、橘朝臣は、家持ことに知音なり、と見えれば、當時の事にて、右歌傳云と云べからず、第六卷に、橘姓をたまふ時の御製をのせ、第八に、右大臣橘家宴歌を載たり、もし左大臣、いまだ葛城王なりける時なりとも、左大臣の事なりと註すべしとおぼゆ、と云り、○前采女は、天武天皇の御時より以往に、京に上れりし采女の暇あきて、此ほど國に下り居しなり、續紀に、大寶二年四月壬子、令筑紫七國、及越後國、簡點采女兵衛貢上之、但陸奥國勿貢、と見えて、此年より以後は、陸奥より采女を貢する事止たるなるべし、○右手持水云々は、契沖云、これ山井といはむため、またたはぶれごとによせて、怒をやはらけしめむがためなり、古今集序に、たはぶれよりよみて、と云るは、此ゆゑなり、○擊之王膝(擊字、古寫小本に、繫と作るは非なり)は、本居氏、膝に水をうちそぐなり、俗にも水を打と云こと

これなり、と云り、○此字、舊本には其と作り、官本、拾穂本等に從つ、○王意解脫云々、古今集序云、難波津の歌は、みかどのおほむはじめなり、安積山のことは、采女の戯より作て、(かづらきのおほきみを、みちのおくへつかはしたりけるに、國司ことおろそかなりとて、まうけなどしたりけれど、すさまじかりければ、采女なりける女の、かはらけとりてよめるなり、これにぞおほきみの心とけにける、)このふたうたは、うたの父母のやうにてぞ、てならふ人のはじめにもしける、大和物語に、昔大納言の女、いとうつくしうてもち給ひたりけるを、みかどに奉らむとてかしづき給うける、内舍人にてありける人、いかでか見けむ、此むすめを見て云々、かきいだきて馬にのせて、みちのくにへにけていにけり、安積郡安積山といふ所に庵を造りて、この女をすゑて、里に出つ、物など求めて來つ、くはせて、年月を経てありへけり云々、山の井にいきてかげを見れば、わがありしかたちにもあらず、あやしきやうになりけり、いとほづかしと思ひけり、さてよみたりける、安積山陰さへ見ゆる山の井の浅くは人を思ふ物かは、とよみて、木に書付て、庵に來て死けり、とあるは、今の歌によりて、つくれる物語なり

墨江之。小集樂爾出而。寤爾毛。己妻尙乎。鏡登見津藻。

小集樂は、舊本に、ヲヅメとよめり、是古言にや、略解に、住吉梅園日向説を擧て云、住吉民間の風俗に、毎年二月廿日より廿二日に至るまで、饗膳を連ね酒盃を設、宴飲合樂、遊戯蹈躍、心の行所を縦にす、先別に水火を改め、神供を大神に獻、神前に詣て千度拜回をなす、故に昔より、此遊

を名づけて千度講といふ、或は明神講、又は時梨講などいへり、小集は、此遊の事かと云り、(已上)又ヲベラと訓る本もあり、仙覺云、有抄云、をべらとは、ゐなかももの、出あつまりて遊ぶを云なり、それに住吉には年ごとにをべら井とてあそぶ、とあり、この義にて、此歌の第二句をべらにいでと云るなり、(已上)ヲベラといふも古言なるべし、(孰か是けむ、猶能考べし)袖中抄云、世俗の詞に、物をほめてゆゝしげなるを、をべらひかなと申は、このあそびをいふより、ことおこれるにや、○寤爾毛は、(ウ、ツニモと訓るに依て、契沖は、さだかなる心なりと云り)今按に、寤の上にも、眞字などの脱たるにはあらぬにや、もしさあらば、マサメニモと訓べし、(寤は借字なり)正目にも、義なり、十三に、犬馬鏡正目君乎相見天者社、佛足石碑御歌に、與伎比止乃麻佐米爾美祿牟美阿止須良乎云々、また麻爲多利耳麻佐米爾彌祿牟阿止乃止毛志佐乎、など見ゆ、○己妻尙乎は、つねに相見るには、さのみめでたからぬを、この會衆の中に、他女に比べ見れば、ことに秀れてめづらしくおもはるれば、己妻にてある其さへをといふ意に、尙の言を添て、かく云り、尙乎は、俗にさへをと云むが如し、○鏡登見津藻は、己妻の顔容端正きにめで、鏡の如く、大切に思ひて見つるよ、となり、藻は歎息辭なり、珠と鏡は、上古より至寶とするものなればなり、(契沖が、十一の、まそかどみ手にとりもちて朝なく見れども君はあくこともなし、とある歌を引て、己が妻のかほよきは、みるにあかず、朝な朝なの鏡と覺ゆるこゝろなり、といへども、さてはいひたらす)十三に、眞珠奈須我念妹毛鏡成我念妹毛云々、(珠鏡の如く、大切に思ふ妹のよしなり)とあるをも併考べし、○歌意は、住吉の小集樂の會衆の中に出て、他女に比べ見れば、殊に秀れて端正しく美しく思はるれば、常になれ親しむ己妻にてある其さへを、今更鏡の如く、大切に思ひて見つ

るよ、となり

右傳云。昔者鄙人。姓名未トキニサトノサトコヲミナ于時鄉里男女。ツドヒテスノアソビセリキ衆集野遊。コノツドヒノウチニ有鄙人夫婦。其婦容姿端正。イヤシキヒトメヲソノメカホキヲシキコトスグレタリモロヒトニ乃彼鄙人之意。コノロイヤマサリテウツクシムメテ彌增愛妻之情。ヨミテコノウタヲホノタリキキテシキテ而作三斯歌讚嘆美貌也。

者字の下、有字を脱せるか、又は者は、有の寫誤にてもあるべし、○會衆の衆字、拾穂本には集と作り、○讚字、拾穂本には、賛と作り

商變。領爲跡之御法。有者許會。吾下衣。變賜米。

商變は、アキカヘシと訓べし、(アキカハリとよめるはわろし)契沖云、商變は、すでに物とあたひ

とを、とりかはして後に、たちまちに變じて、あるひはものをわろしとしてあたひを取かへし、あるひはあたひをやすしとして、ものを取かへすなり、○領爲跡之御法は、契沖、さやうの事を、ほしいまゝにせよとの、法令あらばこそ、といふなり、しらすは、令領せといふころなれば、あきなひて變ずる事を、自由ならしむるをいへり、此領字、下に奥國領君、第十にも、しらすとよめりと云り、今按に、シラセトノミノリと訓べし、さやうの事を、自由にせよとの御法令といふ意なればなり、○吾下衣は、十五に、之呂多倍能安我之多其呂母宇思奈波受毛且禮和我世故多太爾安布麻侶爾、○變賜米、(變字、古寫本、拾穂本等には反と作り)カヘシタバラメと訓べし、○歌意

は、商變する事をゆるし給ひて、自由にせよとの御法令あらばこそ、それに准らへて我奉りし寄物の衣を、我にかへし給はらめ、さる御掟もなきに、いかでわが下衣をば、かへし給ふぞと、うらみたるなり

右傳云。時有所幸娘子也。姓名コ、ロウツロヘルノチ未詳。寵薄之後。カヘシタバラメ還賜寄物。俗云可多美於

是娘子。怨恨聊作三斯歌獻上。

味飯乎。水爾釀成。吾待之。代者曾無。直爾之不有者。

味飯は、ウマイヒと訓べし、味は、甘美と美稱なり、○水爾釀成(爾字、類聚抄には人と作り)は、酒に造り成し、といふなり、酒を造を可奉といふこと、四卷に既く具云り、○代者曾無は、カヒハカツテナシと訓べし、カヒは代字意にて、カハリの約まれるなり、(竹取物語、中納言石上もろたりの子安貝を得むとせしことを云るところに、こゝの貝顔見むと、御くしもたけ、御手を廣げ給へるに、燕のまりおけるふるくそを、にぎりたまへるなり、それを見給ひて、あな貝なのわざやとのたまひけるよりぞ、思ふに違ふ事をば、貝なしといひけると云るは、ことさらに滑稽につくりいへるにて、言の眞の義には非ず、又新千載集に、津守國冬、海原や浪に漂ふ葦芽のかひ有國と成れるかしこさ、とよめるは、芽は可備の濁音、代は清音なるを、さるわきまへもなくて云るか、はた言の通ふまゝによめるか、いかにまれ此歌に依て、かひ有、かひ無のかひを、芽の義ぞといふ説は論にたらず、會は、更々と云むがごとし、七卷に、常者曾不念物乎、十卷に、木高者曾木不殖、十二に、名者

會不告、神代紀上に、凡此惡事會无息時、などあるにおなじ、○直爾之不有者は、傳註に、正身不來と云る、その心なり、○歌意は、夫の君をひた待に待とて、待酒をつくり、設け置たるに、此ほど他妻にかたらひ給ひて、吾許來ましたまふ事なければ、其代は更々なし、となり、四卷に、爲君釀之待酒安野爾獨哉將飲友無二思手

右傳云。昔有娘子也。相別其夫。望戀經年。爾時夫君。更娶他妻。正身不來。徒贈裏物。因此娘子。作此恨歌。還酬之也。

昔の下、古寫小本に者字あり、○爾字、類聚抄には于と作り、拾穂本には无、○酬字、古寫本には酬と作り

戀二夫君一歌一首并短歌。

左耳通良布。君之三言等。玉梓乃。使毛不來者。憶病。吾身一會。千磐破。神爾毛莫負。卜部座。龜毛莫燒會。戀之久爾。痛吾身會。伊知白苦。身爾染保里。村肝乃。心碎而。將死命。爾波可爾成奴。今更。君可吾乎喚。足千根乃。母之御事歎。百不足。八十乃。爾爾。夕占爾毛。卜爾毛會問。應死吾之故。

左耳通良布は、顔面の紅光るを、美稱る詞にて、既く三卷に、委云る如し、○君之三言等は、君が御詞を持ってといふ謂にきこゆ、二卷に、三吉野乃玉松之枝者波思吉香聞君之御言乎持而加欲波久、とあるに、此は意同じ、○千磐破(磐字、古寫小本、拾穂本等に、盤と作るはわるし)は、神の枕詞

なり、既く委云り、○神爾毛莫負は、神の祟ぞなど、云負することなかれ、といふなり、十四に、和伎毛古爾安我古非思奈婆會和徹可毛加未爾於保世牟己許呂思良受且、伊勢物語に、人しれずわが戀しなばあぢきなくいづれの神になき名おほせむ、○卜部座は、卜部を令座にて、招き座しめて、といふ意なり、(マセはマサセの約れるなり)座は、處女乎座などいふ座にて、俗に招待して、といふほどの謂なり、○龜毛莫燒會は、龜を灼て卜術をなすことなかれといふなり、龜を灼は、此頃漢國傳の龜卜の、もはら世に行はれしよりいへり、○戀之久爾は、戀しくあるに、といふに同じ、寒けくあるにを、寒久爾といふと、同例なり、○伊知白苦は、いとく白く分明に、誰が目にも其としらるゝをいふことにて、誰が目にも見ゆる如く、瘦羸へたるをいふ、○身爾染保里は、岡部氏云、染の下、等を脱せり、染の木と、等の草書とまがひて、書落したるなりと云り、ミニシミトホリと訓べし、係戀の苦痛の、身裏に深く染徹りたる謂なり、○爾波可爾成奴は、契沖が、古今集哀傷、在原しけはるが歌の詞書にいはいはく、かひのくに、あひしりて、侍ける人とぶらはむとて、まかりける道中にて、にはかにやまひをして、いまやくとなりければ云々、と云るを引る、そのこゝろなり、○今更は、今更しかすとも、かひなきことなるにの意を、含めていへるなり、○君可吾乎喚は、吾を喚は、夫君かといふなり、可は疑の辭なり、これは絶入なむとする時、枕上に來て、よびいかすをいふなり、○母之御事歎とは、御事は、命にて尊稱なり、歎は疑の辭なり、これは上の、吾乎喚へかけて心得べし、(略解に、此を下の夕占爾毛卜爾毛といふに係て、母の辻占問、あるは龜卜して問歎といふなり、と云るはわるし、御事歎といひては、毛會問と云るに應はざれば、さる謂にはあらず)今更に吾を喚なるは、夫君歎、又母命歎、と云るなり、○百不足は、枕詞なり、既く出

○八十乃衢爾は、十一に、事靈八十衢爾夕占問云々、○夕占爾毛ト爾毛會問は、十一に、夕占爾毛占爾毛告有今夜谷云々、とあるを考合べし、此夕占に問、龜トに問などするは、なべて親族兄弟などのするわざなり、(夫君また母は、枕上に来て、喚いかす意に、云終めたれば、此ト術にはあづからざるよしなり、能せずはまぎれぬべし)いかにも、今は活べき吾に非ざる物を、との謂なり、○應死吾之故は、シヌベキアガユエと訓べし、死ぬべき吾なるものをの意なり

反歌。

ト部乎毛。八十乃衢毛。占雖問。君乎相見。多時不知毛。

歌意は、ト部をも招き致して、ト術をなし、親族を八十の衢に出しやりて、夕占をも問ど、更に蘇りなむといふ兆なければ、又ありし日の如く、君を相見むといふ爲方をしらず、さても悲しや、となり

〔或本反歌曰。吾命者。惜雲不有。散追良布。君爾依而會。長欲爲。〕

右傳云。時有娘子。姓車持。其夫久逕年序不作往來。于時娘子。係戀傷心。沈臥痲瘵。瘦羸日異。忽臨泉路。於是遣使喚其夫君。來而乃獻款流涕口號斯歌。登時逝沒也。

娘子車持氏は、傳知べからず、○久字、古寫小本に人と作るはわろし、又拾穂本には无、○作字、拾穂本には、无、○痲字、類聚抄には病と作り、○瘦字類聚抄には疲と作り

眞珠者。緒絶爲爾伎登。聞之故爾。其緒復貫。吾玉爾將爲。

眞珠は、和名抄に、日本紀私記云、眞珠之良多麻、○故爾は、大かた古歌にいへるは、なるものを、と意得る例なるを、こゝは、今世にも當云如き、故爾なり、○歌意は、眞珠は、本貫たりし其緒は、緒絶して斷離れたりと聞つるからに、吾緒を又其眞珠に貫て、吾物にせむと思ふはいかに、となり、譬へたる謂は、下註に著なり、七卷に、照左豆我手爾纏古須玉毛欲得其緒者替而吾玉爾將爲

答歌一首。

白玉之。緒絶者信。雖然。其緒又貫。人持去家有。

白玉、類聚抄には、眞珠と作り、○有字は、里の誤なり、○歌意は、白珠を、本貫たりし其緒は、緒絶して斷離たりと、其方の聞給ふは信に然なり、然れども又其玉を、他人の緒に貫て、外に持て去けり、となり、これも譬へたる謂は、下註に明けし

右傳云。時有娘子。夫君見棄。改適他氏也。于時或有壯士。不知改適。此歌贈遺。請誂於女之父母者。於是父母之意。壯士未聞委曲之旨。乃依彼歌報送。以顯改適之緣也。

依字、類聚抄には、作と作る、然るべし、○彼字は、此を誤れるか

穂積親王御誦一首。
家爾有之。櫃爾鑲刺。藏而師。戀乃奴之。束見懸而。

櫃爾鑲刺とは、櫃は、和名抄に、蔣魴切韻云、櫃似厨向、上開闔器也、和名比都、俗有長櫃、韓櫃、折櫃、小櫃等之名、鑲は、同抄に、唐韻云、鎖鑲也、楊氏漢語抄云、鑲子藏乃賀岐、辨色立成云、藏、鑲、本居氏、和名抄には、藏乃賀岐とあれど、鑲は、加岐には非ず、今ジヤウと云ものなり、故本にザウと訓を付たり、されど師は、廿卷の歌に依て、クギとよまれき、信に古は鑲をも然云つらむ、と云り、(廿卷に、牟浪他麻乃久留爾久根作之加多米等之云々、とある是なり、源氏物語朝貌に、こぼりと引て、じやうのいといたくさびにければ、あかすとうれふるを、とあれば、彼頃は、はやく字音のまゝに唱しなるべし、又落窪物語に、くるゝ戸のひさし、ふたまあるへやの醋酒魚など云々、いとあらゝかにおし入て、手づからついでして、じやうつよくさしていぬ、とあるは、櫃戸の鑲なり、此と廿卷とを考合せて、古は久根と云しを思へし、主計式に、凡諸國輸庸、云々四丁、塗漆著鑲韓櫃一合云々、○戀乃奴は、十一、十二の卷などにもよめり、戀情の身心を苦しむるを、賤奴に譬へて、罵悪みたるなり、(俊頼朝臣の、したひくる戀の奴の旅にても身のくせなれやたとゞろきは、とよまれたるは、今の歌を本とせられしなれど、いさゝか心得がてなる歌なり、)○束見懸而は、四卷に、戀者今葉不有常吾羽念、乎何處戀其附見繫有、○歌意は、戀の奴といふ曲者が、又しても、揃みかゝりて、身を苦しむるが、悪く厭はしさに、更に出て活用さじとて、家にありつる櫃に藏めて、鑲さしかためてし、となり、(此歌は、上に曾乃夜何等の言なければ、てきといふこと、氏

爾袁波のとゝのへのさだまりなれど、然いひてはよろしからぬ故に、ことさらにたがへて、てしと宣へるなり、なほこの例證、三卷、七卷、八卷などに出たる歌にもあり、考合べし、委き事は、余が別に著せる鍼囊偏格部、第六種の下に云るを、照見べし、又八卷に、去年之春相有之君爾戀爾手師櫻花者迎來良之母、とあるも、この同例と聞えたれど、彼は戀爾手伎を誤れるならむ、とおもひ定めて然註しつ

右歌一首。穂積親王宴飲之日酒酣之時。好誦斯歌以爲恒賞也。

可流羽須波。田廬乃毛等爾。吾兄子者。二布夫爾咲而。立麻爲所見。

可流羽須は、下に、佐比豆留夜辛確爾春云々、和名抄に、祝尙丘切韻云、確踏具也、和名賀良字須、字鏡に、禮加良字須、とあり、今は良を流に通して云るなり、さて本居氏、加良字須と云は、杵に柄のある由にて、柄白なり、韓白の意にはあらずと云り、(三代實錄三十六に、元慶三年九月廿五日壬子、是夜鴨河辛橋火、燒斷太半、)とあるも、柄橋なるべし、欄干あるを云なるべし、其他加良楫、加良櫓、加良笠、加良竿などの加良も柄なり、)さて柄白は、田廬のもとに立の意に云るなるべし、○田廬は、八卷に、黙不有五百代小田乎刈亂、田廬爾居者京師所念、○二布夫爾咲而は、十八に、夏野能佐由利能波奈能花咲爾爾布夫爾惠美且云々、とよめり、俗に、にこくと咲てと云に同じ、○立麻爲所見(立下、類聚抄に且字あれど、いかゞ)は、タチマセリミユと訓べし、マセルといふべきを、如此云て歌ひ絶は、古風なり、古事紀清寧天皇條歌に、志毘賀波多傳爾都麻多且理美由、集中

には、恐海爾船出爲利所見、また安麻能伊射里波等毛之安徹里見由、などもよめり、○註の多夫世反の夫字、古寫小本には布と作り、反字、官本、古寫小本、拾穂本等には、也と作り、○歌意は、柄白は田廬のもとに立、吾夫子はにこくと咲て、戸口に來て立座るが、をかしく喜しく見ゆる、といふにや

朝霞。香火屋之下乃。鳴川津。之努比管有常。將告兒毛欲得。

朝霞は、枕詞なり、○香火屋之下乃は、十卷に、朝霞鹿火屋之下爾鳴蝦とありて、そこに具云り、今は乃は爾の誤なるべし、○之努比管有常は、蝦の聲を賞つゝありといふなり、○將告兒毛欲得は、嗚呼かくと我思ふ人に、告やらむ兒もがなあれかしとなり、欲得は、我は乞望辭、母は、歎息きたる辭なり、○歌意、かくれたるすぢなし

右歌二首。河村王宴居之時。彈琴而。即先誦此歌。以爲常行也。

河村王は、續紀に、寶龜八年十一月己酉朔戊辰、授无位川村王從五位下、十年十一月甲午、爲少納言、延暦元年閏正月庚子、爲阿波守、七年二月丙子、爲右大舍人頭、八年四月丙戌、爲備後守、九年九月己巳從五位上、とあり

暮立之。雨打零者。春日野之。草花之末乃。白露於母保遊。

此歌、十卷に既く出たり、そこには、打零者を落毎、また末を上とせり

夕附日。指哉河邊爾。構屋之。形乎宜美。諾所因來。

夕附日云々は、日影もて、山河殿家の美麗なる形を、たへいふ事、古の常なり、古今集に、夕月夜指や岡邊の松の葉の云々とあるは、此歌によれるにや、○形乎宜美は、形が宜しき故にとなり、○諾所因來は、ウベソヨリクルと訓べし、○歌意は、夕日のはなやかにさす川邊に、こゝろある人の、よしありて作り構へたる家には、所がらといひ、人がらといひ、あまたの人の、こゝによりくるは、げにことわりぞ、となり、(六帖に、夕づくひさすや岡邊に作る屋のかたちをよしみ鹿ぞよきくる、と載たるは、後に誦誤りたるなり、)

右歌二首。小鯛王宴居之日。取琴登時必先吟詠此歌也。

〔小鯛王者。更名置始多久美斯人也。〕

小鯛王は、傳未詳ならず、○小鯛王云々の小註を、舊本には、歌也の下に、其字ありて、連書せり、今は古寫小本に従つ

兒部女王。啞歌一首。

兒部女王は、傳未詳ならず、大和國十市郡子部神社は、よしあるか、○啞は、啞の誤か、字鏡に啞、蚩同戲也、阿佐介留、又曾志留、又和良布

美麗物。何所不飽矣。坂門等之。角乃布久禮爾。四具比相爾計六。

美麗物は、ウマシモノと訓べし、○何所不飽矣は、イヅクアカジヲと訓べし、○坂門等之は、尺度氏なり、等は、そのもと、其類を總ていふ事にて、一人にかぎりたることには非ざれども、なほ一人のうへにも添云るは、古人語のせまらざりし故なり、と知べし、之は、その一すぢなるをいふ助辭なり、○角乃布久禮は、契沖、ふくれは、爆の字なり、角のふくれは、見にく、賤しきものゝかたちを、鬼にたとへていふこゝろなり、又牛鹿の角など、皆下のふくれたれば、さやうのいやしきかほつきしたらむをここに、おもひつきて、などしぐひあひたるぞと、あざけりわらはる、心にや、源氏末摘花に、下がちなるおもやうと云り、と云り、爆は、和名抄に、爆肉憤起也、和名布久流、字鏡に、爛不久留、現報靈異記に、肥不久禮天、○四具比相爾計六、(爾字、類聚抄には丹と作り、)本居氏、古事記の、美斗能麻具波比の麻は、うまなり、具波比は麻より連故に、具と濁れども、古頭を濁る例なければ、本は久波比にて、久比阿比の約りたる言なり、凡物二が一に合を、久比阿布と云、此四具比相爾計六、とある、是なり、是も四より連く故に、具と濁る、此と同じ、今世俗に、物を作り合すを、しくはすといふも、即此しぐひあはすの約りたるなり、又俗に、物のぐはひの、善き悪きといふも、くひあひの善悪なりと云り、さて此句の上に、何故にといふ詞を、かりに補へてきくべし、何故に、四具比相にけむ、といふ意なればなり、古今集に、久方の光のどけき春の日にしづ心なく花のちるらむ、とあるも、第三句の下に、何故にといふ詞を、くはへて、何故に、しづ心なく花の散らむ、ときく同じ例なり、○歌意は、姓も高く容も美しき人なれば、いづく心にあ

きたらぬこととはあらじを、さる高姓美人の心をうけひかすして、尺度氏の娘子は、何故に、彼下姓醜士を、一すぢに好みて婚娶にけむぞと、嗤りたるなり、(頭註、此歌意一の考あり、事長け) 右時、有娘子一氏也。此娘子不聽高姓美人之所詔。應許下姓醜士之所詔也。於是兒部女王。裁作此歌。嗚呼彼愚一也。娘子尺度氏は傳未詳ならず、坂門人足、同氏なるべし、○醜字、舊本には媿と作り、今は拾穂本に従つ、○嬾は、嗤の誤歟

古歌曰。

橘寺之長屋爾。吾率宿之。童女波奈理波。髮上都良武可。

橘寺は、元亨釋書十五に、推古十四年秋七月、帝請太子講勝鬘經、太子披袈裟、握塵尾、坐師子座、儀則如沙門、講已天雨蓮華大三尺、帝大喜、即其地建伽藍、今橘寺是也、とあり、太子傳曆にも見ゆ、大和國飛鳥の邊なり、○長屋は、棟長く造れる屋にて、今いふもしかなり、源氏物語夕顔に、つれづれなるまゝに、みなみのはしとみあるながやに、わたりきつゝ、車のおとすれば、わかきものども、のぞきなどすべかめるに云々、○吾率宿之(率字、拾穂本には學と作り、)は、吾が率て宿しといふなり、古事記、穗々手見命御歌に、意岐都登里加毛度久斯麻邇和賀韋泥斯伊毛波和須禮士余能許登基登邇、○童女波奈理とは、字奈爲は、和名抄に、後漢書註云、髻髮俗用垂髮二字、謂之童子垂髮也、和名字奈爲、字鏡に、髻髮至肩垂貌、字奈井、とありて、男女にわたり

ていふ稱なるを、此に童女と書るは、女なる謂を知らせたるのみなり、波奈理は、放髪にて、七卷に、未通女等之放髪乎木綿山、とありて、そこに具云り、なほ九卷、十一卷、十四卷などにも、髪を放にすること見えたり、○髪上都良武可は、この頃は、年のよきほどになりて、髪あけしつらむかとなり、髪をあぐることも、既く具云り、允恭天皇紀云、妾自結髮陪於後宮、既經多年云々、○歌意は、さきに吾率て宿し、其放髪の童女は、此頃年長人となりて、髪上しつらむか、とおもひやりたるなり、六帖に、この歌を、寺部に載て、橋の寺の長屋に一目見し、うなるは今髪あけつらむか、とせり

〔右歌。椎野連長年説曰。夫寺家之屋者。不有俗人寢處。亦稱若冠女。曰放髮非矣。然則腰句已云放髮非者。尾句不可重云著冠之辭也。改曰。橋之。光有長屋爾。吾率宿之。字爲放爾。髮舉都良武可。〕

椎野連長年は、傳未詳ならず、○説字、舊本には脉と作り、今は古寫小本、拾穂本等に従つ、○亦稱若冠女、拾穂本には、僮を稱、若を弱と作り、契沖、おしはかるに、若は著にて、そのうへに、未字の脱たるなるべし、下に著冠といへり、疑ふべからず、と云り、○非字、二ながら舊本に非、類聚抄に、非と作るは誤なり、今は官本、古寫小本、拾穂本等に従つ、○腰字、舊本には腹と作り、今は古寫小本、拾穂本等に従つ、○著字、拾穂本には若と作り、○也字、舊本には哉と作り、古寫小本に従つ、○改字、舊本には決と作り、今は古寫小本、拾穂本等に従つ、○宇奈爲放爾は、者を爾と改めたるは誤なり、必者ならでは、通えがたし、○この長年が説は、かたぐ誤多し、寺家之屋者云々、もとより寺は、俗人の寢處にあらぬ事は、さらなれども、竊て率て來て寢しこと、いかでな

からむ、契沖、舒明天皇紀云、唯兄子毛津、逃匿于尼寺瓦舍、即紆二尼、於是、一尼嫉妬令顯、圍寺將捕、乃出之入畝傍山、因以探山、毛津走無所入、刺頸而死、と云り、かゝることさへあるものをや、と云るごとし、されど彼はいみじき事なり、此は他處の童女を吾率行て、寺の長屋に宿りしといふなれば、あるまじきにもあらず、又さのみ罪すべきにもあらざるが故に、歌に作て、世に傳へたるなるべし、同人又云、長年が、うなるはなりはといひたれば、かみあけつらむかといふべからずといふは、此歌をいかに意得けむ、わが率宿しうなるはなりはといふは、過にしかたをいへり、髪あけつらむかは、今はかみあけつらむかといふに、さまたけなし

長忌寸意吉麻呂歌八首。

刺名倍爾。湯和可世子等。櫛津乃。檜橋從來武。狐爾安牟佐武。

刺名倍は、和名抄に、四聲字苑云、銚燒器、似鷄鑰、而上有鑲也、辨色立成云、銚子佐之奈閉、俗云佐須奈倍、字鏡に、鍋佐須奈戸、鏡推、佐須奈戸、とあり、和名抄に、佐之奈閉といふを雅とし、佐須奈倍といふを俗といへるはいかゞ、すべて彼抄に、俗云といへること、甚いかゞなり、されば今は字鏡によりて、なほ佐須奈陪といふを古として、然訓り、○櫛津は、允恭天皇紀に、到倭春日、食于櫛井上、とあり、こゝなるべし、(續紀九卷に、正八位下大伴櫛津連子老、といふもみゆ、)○檜橋從來武、(來の下、舊本に許字あるは行なり、類聚抄に于ぞ宜しき、但彼抄には、武字もなし、こはあるぞ宜しき)檜橋は、檜材にて造れる橋なるべし、○狐爾安牟佐牟とは、狐はきつねなり、品物解に云、伎都とのみいへるは、伊勢物語に、夜も明ばきつにはめなむ、とよめり、安

牟佐武は、將令浴なり、(或歌に、信濃なるなすのみゆをもあむさばや人をはぐみ病やむべく、)
○歌意、かくれたるすぢなし

右一首。傳云。一時衆集宴飲也。於時夜漏三更所聞狐聲。爾乃衆諸
誘。奧麿曰。關此饌具雜器。狐聲。河橋等物。併作歌者。即應聲
作此歌也。

集字、拾穂本には會と作り、○於時の時字、官本、拾穂本等には、是と作り、○奥字、舊本には興
と作り、古寫本、拾穂本等に従つ、○關此饌具は、銚子、湯、櫛、檜、これなるべし、○併字、舊
本に、但と作るは誤なり、古寫小本、拾穂本等に従つ

食薦敷。蔓菁煮將來。樛爾。行騰懸而。息此君。

食薦敷は、饌具を置料にすることなり、食薦は、和名抄厨膳具に、唐式曰、鐵鍋食單各一、漢語抄
云、食單須古毛、延喜式に、食薦、又葉薦など見ゆ、西宮記には、鋪簀薦肴物と見えたり、谷川氏云、
類聚雜要に、簀薦は、竹を御簾の様に編て、生平絹を裏に付るなりと見ゆ、後二條院御製に、ちは
やぶる神のすこもに霜さえてその曉は今もわすれず、大嘗會の義なるべし、大饗のつくゑの下にし
くは、すゞしのうらつけたること、まさすけに見えたり、○蔓菁煮將來(將字、官本には持と作り)
は、アヲナニモチコと訓べし、蔓菁は、品物解に云、○樛は、和名抄に、唐韻云、梁棟梁也、爾
雅云、宋楸謂之梁、和名宇都波利、字鏡に、樛字豆波利、とあり、樛は俗字にや、と契沖云り、○

行騰(騰字、拾穂本傍書に、騰イとあり)は、和名抄に、釋名云、行騰行騰也、言裏脚可跳騰、
輕便也、和名无加波岐、字鏡に、騰騰也、牟加波支、また轍轍行騰也、牟加波支、○息は、一卷に、
冷夜乎息言无久、と見えたり、○歌意は、行騰を樛に脱かけて息む此公よ、いで食單敷設て、蔓
菁持來れとなり

○一 行騰。蔓菁。食薦。屋樛歌。

樛字、拾穂本には梁と作り、古寫小本に、棟と作るは誤

蓮葉者。如是許曾有物。意吉麻呂之。家在物者。宇毛乃葉爾有之。

蓮は、品物解に云、○如是許曾有物は、カクコソアルモノと訓べし、(アレモとよめるは、甚わる
し)さて物の下に、奈禮といふ言を、假に加へて、かくの如くにこそある物なれ、といふ意に見べ
し、かく許會の辭を、物といふ言にて結めたる例、此下にも馬爾已會布毛太志可久物とあり、○宇
毛(宇字、古寫本には芋と作り)は芋なり、これ古稱なるべし、魚をも、古はみな宇袁と云しに准
へて、伊を宇といふことの、古なるをさとるべし、(然るを略解に、宇は伊の誤かと云るは、中々の
ひがことなりけり)なほ芋は、品物解にも云り、○歌意は、蓮葉は、かやうくの物にてこそある
なれ、此奥麿が家にある物は、蓮にてはなくて、芋の葉にてあるらし、となり、芋の葉は、蓮の葉に
よく似たれば、かく云るなるべし、さてかやうくの物といふは、圖にあらはし、或は言にいひな
どして、かやうくの物にてこそあるなれと、さとしたるこゝろ持なり

①首 詠 荷葉一歌。
一二之。目耳不有。五六。三四佐倍有。雙六乃佐叡。

佐倍有の下、類聚抄に來字ありて、初句を、イチニノ、第三四句を、ゴロクサムシサヘアリケリとよめり、○雙六乃佐叡とは、雙六は、和名抄に、兼名苑云、双六子、一名六采、今按、鐘莢是也、俗云須久呂久、(全浙兵制錄に、雙六呼曰新五六古、これに依ば、消息をセウソコと云る類に、スゴロコと呼し事ありしなるべし、されどかく呼ること、他に見當らず、拾遺集十九にも、すぐろくのいちはに立る他妻の逢てやみなむ物にやはあらぬ、と見えたり、)佐叡は、和名抄に、双六菜、楊氏漢語抄云、頭子双六乃佐以、枕冊子に、双六うつをり、かたきの佐以き、たるこそ、うらやましけれ、催馬樂大芹に、五六加戸之伊知六乃佐以也四三佐伊也、とも見ゆ、今の歌によれば、古は佐衣と呼しなるべし、才をも、佐衣と唱しに准ふべし、○歌意、かくれたるすぢなし

①首 詠 雙六頭子一詞。

香塗流。塔爾莫依。川隅乃。屎鮒喫有。痛女奴。

香塗流とは、香はコリと訓て、古言なり、字音に非ず、こはもと加乎理の切りたる言なり、(カフの切コ)皇極天皇紀に、燒香、齋宮式忌詞に、堂稱香燃、など見えたり、さて諸の佛籍に、塗香といふ事の多くある、其は佛身に香を塗ることなり、今は塔なれば、焼とこそいふべけれ、塗と云る事、似つかはしからず、されば此は、もと香焚流などありけむを、塗香といふことあるに混て書誤

れるならむ、さらばコリクケルと訓べし、○塔は、和名抄に、孫師切韻云、齊楚曰塔、内典有、多寶佛塔、石塔、抄塔、泥塔等、又云、唐韻云、一會重屋也、和名太布乃古之、(一會は、層を誤れるか、齋宮式忌詞には、塔稱阿良々岐、と云り、塔は此方にて、もとより字音のまゝに、多布と稱しなり、蝶菊などの例の如し、故和名太布乃古之とは云るなり、○川隅とは、隅は、隈に通、用ひたること、既に例あり、さてこゝに、川といへるは、即廁のことなり、今世に、兒の尿管を受る器を、婦女の詞に於川といふも、廁を川とのみ稱し事の遺れるなるべし、かくて廁は、和名抄に、釋名云、廁或謂之圃、言至穢處、宜常修治使潔清也、和名加波夜、と見えて、加波夜といふも、即川屋の義にて、其は本居氏説に、古廁は、溝流の上に造りて、まりたる屎は、やがて其水に流失る如く構たる故に、河屋とは云なり、今世にも、如此構たるもあるなり、と云る如し、(下學集に、高野山云々、不令人人留、不潔於此山、故糞屋必架河上、而流不淨也、由是高野一山呼東司、曰河屋也、とあるは、高野山に限りて、河屋といふ如きこえて、いかゞなれど、河屋といふ名の義はたがはず、契沖が、かはやといふは、かはるゝ行ば、交屋といふ心の名なり、と云るはあらじ)さてこゝは、實にはたゞ川の隈なり、(川と云るに、廁をもたせるのみにて、實の廁を云るにはあらず)○屎鮒は、川隈は、塵芥のより集ひて、いときたなきものなり、そこにをる鮒なる故、いやしめてかく云るなり、(契沖が、葛にくそ葛有ごとく、ふなの中に、さる名おひたるが有なるべしと云るは、あらず)○痛女奴は、はなはだしき女奴といふにて、賤しきもの、至極の義なり、孝徳天皇紀に、事瑕之婢、和名抄に、説文云、婢、女之卑稱也、和名夜豆古、とあり、(今按、に夜の上に、女字落たるにて、女夜豆古にはあらざるか)○歌意は、香燃る塔は、清淨にて、尊みうやまふ

べき物のきはみなれば、川隈の塵芥の間に交り居る、きたなき屎鮒を漁て喫る、卑賤しき女奴は、か
りにもなよりつきそ、となり

①首。詠ニ香。塔。廁。屎。鮒。奴。歌。

屎鮒は、屎と鮒と二物なり、それを歌には、一物になしてよめるなり

醬酢爾。蒜都伎合而。鯛願。吾爾勿所見。水葱乃煮物。

醬酢は、醬と酢と二なり、和名抄に、四聲字苑云、醬豆醢也、和名比之保、又いはく、本草云、酢、
酒味酸溫、无毒、和名須、○蒜都伎合而、蒜字、舊本は蒜に誤、古寫本、古寫小本、拾穂本等には、
蒜と作り、は、蒜を搗合てなり、蒜は品物解に云り、契沖云、和名抄云、食療經云、搗蒜壘、(比流
豆木)四聲字苑云、壘(訓安布、一云阿倍毛乃)搗薑蒜云醋和之、かて、は、あはする意なり、
又まじふるなり、俗に事をとりあはするを、かて、くはへてなどいひ、人の我をまじへぬを、か
てぬなど申めり、和名によれば、ひるつきは、さいふもの有て體なれど、今はひるを搗あはせてと、
用の詞になして見べし、和名抄に、唐韻云、餽雜飯也、和名加之木加天、とあるも、加天は合なり
と云り、推古天皇紀に、不知沉香、以交薪燒於竈、とあり、(塵添埃囊抄に、文選西京賦云、
馨良雜苦、とあり、三教指歸に、曲蓬糶麻不扶自直、などある、皆まじはる意なりと云
り、池川春水が、常陸國笠間領差潮、と云處にあそび、村長なる者の方にやどりけるに、あるじ、
あり合のかてめしにても、まゐらすべしやといひけるゆるに、そもかて飯とは、いかなるものぞと

尋ねけるに、かゝる物ぞとて、やがて持出たるを見れば、米粟に、大根の切干をまじへて、炊きた
りし飯なりしと、其紀行にしろせり、このかても、雜る意にて同じ、本居氏云、人名に、和字を加
都とよむも、是意なり、○鯛願は、タヒネガフと訓べし、(略解に、タヒモガモとよめるは、いとわ
ろし、)鯛は品物解に云、○水葱乃煮物は、水葱は、三卷に出、品物解に云、煮物は、契沖云、煮
れば物のあつくなる故にかけるなるべしと云り、和名抄に、楚辭註云、有菜曰羹、无菜曰臠、
和名阿豆毛乃、字鏡に、臠羹之類也、牛乃阿豆毛乃、また醜豕乃肉乃阿豆毛乃、などあり、○歌
意は、醬と酢とに、蒜を搗まじへて、鯛もがな、これをかけくらはむものをと、濃原なる物をねが
ふ吾なれば、淡薄なる水葱の羹などは、見することなかれ、となり

①首。詠ニ酢。醬。蒜。鯛。水葱。歌。

蒜字、舊本蒜に誤、今は類聚抄に従つ、蒜は蒜に同じ、古寫小本、拾穂本等には、これをも蒜と作り

玉掃。苜來鎌麻呂。室乃樹與。棗本。可吉將掃爲。

玉掃(掃字、拾穂本には帚と作り、本居氏、掃字を帚に用ひたる例は、字書には見えねども、波々、
伎は、羽掃の意にて、體用の差のみなれば、御國には、古通用ひけむ、古事記上に、鷺爲掃持と
書りと云り、)は、この歌のうへにては、草名なり、さてこれは、地膚のことなるべし、和名抄に、本
草云、地膚一名地葵、和名邇波久佐、一云、末木久佐、と見えて、玉ばきといふよしは載されども漢
國には、地膚の異名を、玉帚、玉簪などいひ、多識篇には、和名波々幾岐と記し、今も世に波波岐

久佐とて、まさしくは、きにゆひて用ふるなり、はやく契沖も然云り、今按に、字鏡に、荊菘二字波々支、また簞波々支と見えたり、是も地膚にや、猶品物解に委云るを、併考べし、廿卷に、賜玉箒、肆宴とありて、始春乃波都禰乃家有能多麻婆波伎云々、と詠るは、玉つけたる箒にて、今とは異なり、○刈來鎌麻呂（刈字、拾穗本には刈と作り）は、刈來れ鎌麻呂よとおほせたる意なり、鎌麻呂は、たゞ鎌なるを、奴僕の名にいひなせしなり、○棗は、品物解に云、○可吉將掃とは、可吉は搔にて、手して物する事に添いふ辭なり、大伴の天津の松原可吉掃て吾立待む、などもよめり、○歌意は、室の木の木と、棗の木の木とを、落葉或は塵芥など掃ひ避て、清淨からしめむが爲に、玉掃を刈て來れ、鎌麻呂よと、令せたるなり

①首。 詠玉。 掃。 鎌。 天木香。 棗。 歌。

玉掃は、玉と、掃と二物なり、それを歌には、玉掃と云、一物の名に併てよめるなり、（契沖をはじめ、こを玉掃といふものと意得たるは、ひがことなり）○天木香（木字、舊本水に誤、類聚抄、古寫本、古寫小本、拾穗本等に從つ）は、既く三卷にも見えたり、品物解に具云り

池神。 力士儼可母。 白鷺乃。 柁啄持而。 飛渡良武。

池神は、契沖、海よりはじめて、井池にいたるまで、神あらずといふことなし、鷺の木枝くはへて、飛ありくは、池の神の出で、銚を横たへもちて、力士まひし給ふか、といふ心なりと云り、岡部氏は、池神は、神は借字にて、大和國十市郡池上郷あり、彼地の祭の、わざをきのさまなるべしと云

り、孰是けむ、猶考べし、○力士儼は、契沖、いにしへ力士まひとて、銚を待てまふ舞の有けるなるべし、神の手力あるを、力士といふ、孰金剛を、金剛力士といふも、ちからによりて得たる名なり、と云り、○柁啄持而（柁字、拾穗本に銚と作るは既く云ることく、さがしらに改めしなり）は、木の枝をくはへたるを、柁に見なしてかくはいふなり、十卷に、春霞流共爾青柳之枝啄持而鷺鳴毛（啄持といふ語は、古事記にも、爾其鼠咋持其鳴鏑出來而奉也、とあり）源氏物語胡蝶に、みづとりの、つがひをはなれずあそびつ、ほそきえだどもをくひとびちがふと云り、契沖云、此鷺の木をくはへて飛は、すつくる料なるを、かくよめるなるべし、〔頭註、毛詩に有鷺鷥彼乘黃、鷺鷥于下、鼓咽々、醉言舞、千言樂兮、振々群飛貌、鷺々羽舞者所持、或坐或伏、如鷺之下也、猶考合べし〕○歌意は、白鷺の柁をくはへて、飛わたりありきめぐるは、池神の力士儼にてかあるらむ、さても見事やとなり

①首。 詠白鷺。 啄木飛。 歌。

忌部首。 詠二數種物。 歌一首。

忌部首は、黒麻呂なるべし、黒麻呂が傳は、六卷下に委云り、此下にも、此人の作見えたり、舊本に、名忘失也、と註したれど、もとより名の知たる人をも、略きて書る事、前後に多きをや

枳。 棘原荊除。 曾氣。 倉將立。 屎遠麻禮。 櫛造刀自。

枳は、品物解に云り、○棘原荊除（荊字、拾穗本には刈と作り）は、ウマラカリソケと訓べし、棘原は、字書に、凡有刺者皆曰棘、とある意なり、さて此はウバラと訓べきなれど、廿卷に、美

和乃倍乃字萬良能字禮爾波保麻米乃、とあるに依て、ウマラと訓つ、刈除は、十四に、安可見夜麻久左禰可利會氣云々、貫之集に、澤邊なる眞菰刈そけ菖蒲草袖さへ泥て今日や暮さむ、とよあり、除の下會氣の二字は、今按に、本は註文にて、反云會氣、などありしが、反云の二字脱しより、會氣の二字混れて本文とはなれるにやあらむ、(さてかく訓せる所由は、除字にては、乃久とも、於久ともよまるゝが故に、訓違はせじとて、しるせるなるべし、)○尿遠麻禮は、古事記に、須佐之男命云々、屎麻理散、書記に、送糞此云俱蘇摩屢、とあり、麻流は、大小便をすることなり、竹取物語に、燕の麻利置る舊糞、などあり、又今世に、大小便を取器をマルと云も、此言ぞと、本居氏云り、○櫛造刀自は、櫛はもはら女の造りし故に、云るなるべし、刀自は女の稱にて、四卷に具云り、○歌意は、枳棘原を刈掃除て、此地に倉を造立むと思ふぞ、尿を遠き方にして、此近きあたりを穢す事なかれ、櫛造る女よ、となり

境部王。 詠ニ 數種物一歌(一首) 穗積親王之子也

境部王は、續紀に養老元年正月乙巳、授无位坂合部王從四位下、十月戊寅、益封、五年六月辛丑、爲治部卿、懷風藻に、從四位上治部卿境部王二首、(年二十五、)

虎爾乘。 古屋乎越而。 青淵爾。 蛟龍取將來。 劔刀毛我。

古屋は、神樂歌に、伊會乃加美不留也遠止古乃多知毛可奈久美乃遠志天天美也知加與波牟、とよめる、不留也これにや、○青淵は、契沖云、あをく、と見ゆる淵なり、枕冊子に、名おそろしきもの、青

ふち、○蛟龍は、官本、水戸本等に、ミツチと訓る是し、契沖、蛟は蚊にあらたむべし、と云り、和名抄に、説文云、蛟龍屬也、和名美豆知、日本紀用大虬二字、名義は、本居氏、美は、龍蛇の類の稱なり、又、蠶、蛇、蛟などの美も此なり、又日讀の巳も、此意なるべし、豆は例の之に通ふ辭、知は尊稱にて、野椎などの例のごとし、と云り、○劔字、拾穂本には劔と作り、○歌意は、古屋を、虎に乗て越行て、青淵に至りて、蛟龍を殺獲て來む、嗚呼劔刀もがなあれかし、となり、此は契沖もいひし如く、何ぞ故事などありて、よまれしならむ、未考得ず、書紀仁德天皇卷に、六十七年、吉備、中國笠、臣祖縣守が、水に入て、虬を斬しこと見えたり

作者未詳歌一首。

者字、古寫小本には主と作り、○此も詠ニ數種物一歌なり

成棗。 寸三三粟嗣。 延田葛乃。 後毛將相跡。 葵花咲。

成棗とは、成は梨なり、さて梨と棗の木實といふ意にとりなして、黍といふへつとけたるにや、○寸三三粟嗣とは、寸三は黍なり、さてこの一句は、君に逢ことのたえずとつとく心に云り、と契沖が云る如し、君に逢嗣なり、○延田葛乃(田字、舊本由に誤、類聚抄、古寫本、古寫小本、拾穂本等に從つ)は、後相をいはむ料なり、葛のはひわかれたるが、又末にて延あふゆる、かくはつとけたるなり、○狭根葛後も相むなどよめるに同じ、○後毛將相跡は、後々も絶ず逢むとて、といふなり、○葵花咲とは、葵は、和名抄に、阿布比とあれど、今は字鏡に、葵芹阿保比、とあるに依て

訓つ、さて葵を、逢意にとりなして、後も逢むとて、そのしるしに、名にし負葵花咲、と云るなり、
○歎意は、かく今日の如く、主人の君に續きて、後々も絶ず相見て、共に宴飲せむとて、そのしる
しに、相と名にし負たる、葵花咲ならむ、となり、是は人のあるじまうけたるところに、そのあ
るものをよめるなるべし、と契沖云り、さもあるべし、梨、棗、黍、粟、田葛、葵、六種なり、葵
も菜蔬類にて、品物解に云るが如し

萬葉集古義十六卷之下

新田部親王歌一首。
勝間田之池者我知。蓮無。然言君之。鬚無如之。

勝間田之池は、左の傳によるに、奈良都のほとりにありしなるべし、枕冊子に、池はかつまたの池、
後拾遺集十八に、鳥も居で幾代經ぬらむ勝間田の池にはいるの跡だにもなし、現存六帖に、勝間田
のいけるは何ぞつれなしの草のさてしも老にける身よ、良玉集に、道濟物へまかりける道に、昔の
勝間田の池とて、いひの跡ばかり見えけるに、朽立るいひなかりせば勝間田の昔の池と誰か知まし、
○鬚無如之(鬚字、舊本に鬚、古寫小本に、髪と作るは誤なり、今は官本に従つ、又拾穂本には、
鬚と作り、又如之を、古寫小本に、之如と作てガゴトとよめる、此もわろし、)は、ヒゲナキゴトシ
と訓べし、和名抄に、説文云、髭口上鬚也、和名加美豆比介、鬚髯頤下毛也、和名之毛豆比介、と
あり、比宜は、口の上下にわたりて總いふ稱なり、名義は秀毛なりといふ、さもあるべし、○歌意
は、左の傳に云る如く、親王、勝間田池を見そなはして、水影濤々蓮花灼々、と婦に語らせ賜へる
に、わざと信がはぬかほして、いなく、勝間田の池は、われよく案内を知て侍るに、蓮は一莖もなし、
其は譬へば、然詔ふ君が鬚の無が如し、と戯申せるにて、信には、蓮の多くあるを、反りてかくい
ひ、又鬚無と云るも彼親王、きはめたる大鬚にておはしましけむを、戯にうち反て、かく云るなり、

(大和物語に、かすならぬ身におくよひの白玉は光見えさす物にぞ有ける、とよみて、たてまつりければ、見給うて、あな面白の玉の歌よみやとなむ、のたまうける、とあるも、あまりに嘲り給へる故に、醜の歌よみとはのたまはずして、わざとその反に、玉のうたよみとのたまへるなり、事はかはれど、反を云る意ばえは、同じかりけり、)

右或有人聞之曰。新田部親王。出遊于堵裡。御見勝間田之池。感諸御心之中。還自彼池。不忍憐愛。於時語婦人曰。今日遊行。見勝間田池。水影瀟瀟。蓮花灼灼。可憐斷腸不可得言。爾乃婦人。作此戲歌。專輒吟詠也。

堵裡は、堵字、古寫小本、拾穂本等には、都と作り、堵と都と通用たること、一卷に、近江舊堵、三卷に、難波堵、など書る例あり、今は奈良都の裡といふなるべし、○諸字、舊本には緒と作り、今は袖中抄に諸と作るに従つ、○憐愛の憐字、類聚抄、古寫本、拾穂本等には、恰と作り、○時字、類聚抄には是と作り、○瀟瀟、古寫小本、拾穂等には蕩々と作り、○可憐、類聚抄、古寫本、官本等には惻惻と作り、○不可の可字、古寫本に無はわろし

謗人歌一首。
奈良山乃。兒手柏之。兩面爾。左毛右毛。倭人之友。

兒手柏は、品物解に出、此下にも云り、○兩面爾の爾字、一本には無て、フタオモテと訓り、さて此までは、左毛右毛と云む料の序にて、風の吹時、葉の裏表の著く見ゆれば、兩面と云るなり、

○左毛右毛は、四卷に、白髮生流事者不念戀水者鹿煮漢闕二毛求而將行、又、奈何鹿使之來流君乎社左右裳待難爲禮、などあり、○倭人之友は、倭人の徒黨なり、倭は、かけるふの日記に、つかさめしに、いとねぢけたるものに、大輔などいはれぬれば云々、いとねぢけたるべし、源氏物語帯木に、いと口惜く、ねぢけがましきおぼえだになくば、空蟬に、すべていとねぢけたる所なく、をかしげなる人、と見えたり、未通女に、ねぢけがましきさまにて、おとども聞おほす所侍りなむ、横笛に、いとねぢけたる色好み哉とて、更科日記に、かう立ぬとならば、さても宮づかへのかたにもたちなれ、世にまぎれたるも、ねぢけがましきおぼえもなきほどは、おのづから人のやうにも、おぼしもてなさせ給ふやうもあらまし、四季物語に、心はねぢけまがりて、(倭字、字鏡には、カタムと訓たれど、此はさはよみがたし、)○歌意は、左より見ても、右より見ても、好ましき方なく、とかくにうるさく悪ましき、倭人の徒黨にてあるぞ、となるべし、契沖云、第廿防人が歌にも、ちばの野のこのてがしはのほまれどあやにかなしみおきてたかきぬ、能因歌枕にいはく、かしはをば、この手がしはといふ、ひらてともいふと云々、このてがしはとて、別にあらず、只かしはなり、小兒の手によく似たる故にいふなり、かへるの手に似たれば、かへでといふがごとし、兩面爾とは、手にたなごうるとたなうらとあるによせて、風などのふく時、うらおもてをみすれば、かにもかくにもねぢけ人とつゞけむためなり、(頭註、大和志に、兒手柏、漢名未詳、山中所在有之、奈良坂特多葉、)

右歌一首。博士消奈行文大夫作之。

消奈行文は、(消は、セウの略音を、セに用ひたるものか、略解には、背の誤ならむ、と云り、續紀、

懷風藻等、ことごとく背奈とあれば、然もあるべきにや、消奈の下、公字脱たるなるべし、と契沖云り、續紀に、養老五年正月戊申朔甲戌、詔曰、文人武士國家所重、醫卜方術古今斯崇、云々、明經第二博士正七位上背奈、公行文、賜純十五疋、絲十五綯、布三十端、銀二十口、また神龜四年十二月丁亥、云々、授正六位上背奈、公行文從五位下、懷風藻に、從五位下大學助背奈、王行文二首、年六十二、(今按、これに王とあるは、公の誤にや、續紀に、天平十九年六月辛亥、正六位下背奈、福信、外正七位下背奈大山等八人賜背奈、王姓と見えて、行文ははまだ王姓を賜はざりけるさきに、みまかれりけるなるべければなり、)

久堅之。雨毛落奴可。蓮葉爾。淳在水及。玉爾似將有見。

第一二句は、四卷にも見えたり、○蓮葉爾、(葉字、舊本には荷と作り、荷芙蓉蓮也とて、已發たる蓮を云へば、たがへり、今は古寫小本に、葉とあるに従つ、)十三に、御佩乎劍池之蓮葉爾淳有水之往方無我爲時爾云々、○玉爾似將有見は、將有は、有將を顛倒たるなるべし、タマニニタルミムと訓べし、○歌意は、いかで雨もがな降かし、さらば蓮葉に淳れる水の露まさりて、玉に似たるを見べきに、となり

右歌一首。傳云。有右兵衛。多能歌作之藝也。于時府家備設酒食。饗宴府官人等。於是饌食盛之。皆用荷葉。諸人酒酣。誦舞駱驛。

乃誘兵衛云。開其荷葉而作歌者。登時應聲作斯歌也。

註の姓名、舊本には姓氏とあり、今は類聚抄に従つ、○駱驛は、絡繹と音通へば、同義なるべし、字書に、絡繹連屬不絶、と見ゆ、文粹に、行人往馬駱驛於羣簾之下、○開は、關の誤なり、○作歌の間、舊本に此字あり、類聚抄古寫本等に无ぞ宜き

無心所著歌二首。

無心所著とは、契沖、これは濱成式に云る雜會體なり、式云、和歌三種體、一者求韻、二者查體、三者雅體、查體別有七種、一雜會、資人久米、廣足歌云、かすが山みねこぐ舟の藥師であはぢの島のがらすきのつら、牛馬犬鼠等一處如相會、无有雅意、故雜會、源氏物語とこなつに、あふみの君が歌、草わかみひたちの海のいかゞさきいかであひみむ田子の浦浪、女御の返し、ひたちなるするがの海のすまの浦に浪立出よ箱崎の松、これら今の无心所著の類なり、と云り、(但し源氏物語なるは、無心所著の類に通ひては聞ゆれど、設けてしか作るにはあらず、もとよりひねり出られたる歌なれど、其は作者の拙き故に、本末うちあはず、意の貫かぬにこそあれ、されば彼物語なるは、おしこめて、今の無心所著の類なりとは、いひがたかるべし)

吾妹兒之。額爾生流。雙六乃。事負乃牛之。倉上之瘡。

額は、ヌカと訓べし、(集中、ヌカの借字に、額字を書くこと往々あり、ぬかは、ひたひのことなり、和名抄には、額を比太飛とあれど、其は中山嚴水云、和名抄容飾具に、蔽髮釋名云、蔽髮前爲飾、

和名比太飛、とありて、此訓より、移轉て額の訓となれるにて、額の本訓にはあらじ、と云り、さることなり、) 姓氏錄に、額田部湯坐連、天津彦根命子、明立天御影命之後也、允恭天皇御世、被遣薩摩國、平隼人、復奏之日、獻御馬一疋、額有町形廻毛、天皇喜之賜姓額田部也、また額田部、但田連同神、(天津彦根)三世孫、意富伊我都命之後也、允恭天皇御世、獻額田馬、天皇勅此馬額如、田町、仍賜姓額田連、とあり、これらにて、ヌカと云しを知べし、○事負乃牛は、和名抄に、特牛頭大牛也、古度比、九卷に、牡牛とあり、品物解に出

吾兄子之。犢鼻爾爲流。都夫禮石之。吉野乃山爾。氷魚會懸有。懸有反云。佐我禮流。

犢鼻は、犢鼻禪とあるべきを、此には禪字を略きて書るか、神代紀にも犢鼻とあれば、脱たるには非じ、和名抄に、方言註云、袴而无跨謂之禪、和名須万之毛能、一云知比佐岐毛乃、(按に、須万之毛能、また知比佐岐毛乃、といへる言義は、いまだ考得ざれども、袴而无跨とあるを思ふに、こは後にいふ膚袴なるべし、源平盛衰記に、はだはかまをかきと見え、下學集に、膚袴とあるこれなり、此は袴の如くにして、跨なく、たけ短くて、膝の邊にまで至るものなり、犢鼻禪のうへにはきしものと見えたり、) 史記云、司馬相如著特鼻禪、韋昭曰、今三尺布作之、形如牛鼻者也、唐韻云、松小禪也、楊氏漢語抄云、松子毛乃之太乃太不佐岐、一云水子、と見えたり、(此今俗に云ふどしにて、くはしくは毛乃之多乃多不佐岐、といひしにや、されど通には、たゞ多布佐岐とのみ云りしと見ゆ、さて多布佐岐は、股塞の意なりと云説あり、まことに理はさることながら、股を略きて、多とのみ云むこと、うけがたければ、猶別意なるべし、犢鼻禪といふ字義は、下學集に、犢鼻

禪、男根衣也、男根如犢鼻故云、と云れど、布作之、形如牛鼻、とあれば、禪の形につきて、いふる名にこそあらめ、しかるに天野信景が塩尻といふものを見るに、足の三里の上に、犢鼻穴といふありて、禪の、かの犢鼻穴に至れるを、犢鼻禪と名づけたるよし記せり、もしその説のごとくならば、禪の形につきて、いへる名にもあらじか、けに男根によれりとするも、禪の形につきたりといふも、うけがたき説どもなり、かくて中昔の末に、手綱といひ、またはだの帯とも、下帯とも云たる、皆今俗のふんどしのことにて、犢鼻禪と全同物なり、今も田舎にて、ふんどしとも、下帯とも、云り、) 宇治拾遺十二、賀茂の祭の日、眞はだかにて、たふさきばかりをして、から鮭太刀にはきて、やせたる女牛に乗て云々、今昔物語十卷相撲強力條に、長居は庭に床子に尻かけて候ける、それもちちて、たふさきかけて、ねり出たり、云々、(契沖が正濫抄にいはいく、袖中抄に、ひをりの目を、釋る所に、かちのしりを、うしろより前へ引、たふさきて、とかれたるを思へば、たふさくといふ用言を、體にいひなせるなり、今も東の人は、たふさきと申よし、或人語り申き、此をふんどしといへるは、乞食者のよめる長歌にある、ふもだしの轉れるか、ふもだしは踏黙なり、布毛切保なる故に、つゞめてほだしと云り、あらし馬の、人を踏などするも、ほだしをかけたればやむ故に、もだすといへり、禪をかけたるさまの似たれば、かく名付たるにやと云るが如し、但し禪をかけたるさまの、と云るは、いさゝかまぎらはし、たふさきを帶たる形の、馬に絆かけたるに似たる故に、賤き者の、ふもだしといふべきを訛りて、ふんどしとは云るなるべし、伊勢氏、今も安房國の人は、ふんどしといはず、たふさきといふなりと云り、土佐國香美郡大忍山里の者、近き代まで、ふんどしを、たふさきといひけるとなり、) ○都夫禮石は圓石なり、書紀に、圓字をツプラと訓り、

ツブレ、ツブラ音通、倭姫世記に、圓奈留有小山支、其所乎都不良止號支、○水魚會懸有は、水魚は、和名抄云、考聲切韻云、魴白小魚名也、似鮪魚、長一二寸者也、今按、俗云水魚是也、宮内省式、諸國例貢御贄に、山城平栗子水魚鱸、と見ゆ、懸字サガルと訓る例は、古事記中卷垂仁天皇條に、取懸樹枝而欲死、故號其地謂懸木、今云相樂、靈異記に、懸左加禮留、和名抄に、懸疣、佐賀利布須倍、などあり、○註の我字、舊本に家と作るは非なり、今は官本に従つ

右歌者。舍人親王。令侍座。曰。或有作無所由之歌者。賜以錢帛。于時大舍人安倍朝臣子祖父。乃作斯歌獻上。登時以所募物錢二千文給之也。

作無所由之歌は、たゞ當時の戲興なるべし、契沖云、天武天皇紀云、朱鳥元年春正月壬寅朔癸卯、御大極殿而賜宴於諸王卿、是日詔曰、朕問王卿以無端事、仍對言得實必有賜云々、丁巳、是日問群臣以無端事、則當時得實重給綿繩、此あとなしごと、あるは、いかなること、しらねど、およそ此たぐひにや、○子祖父は、傳未詳ならず、但し續紀に、大寶三年七月甲午、從五位下引田朝臣祖父爲武藏守、と見えて、其後慶雲元年に、此引田氏本姓に復りて、阿倍朝臣と改めたるよし見ゆ、されば續紀に祖父とあるは、子字を脱せるにて、今の子祖父なるべしと云説あり、親王と同時の人なれば、さもあるべきか、○千字、古寫小本、拾穂本等には、萬と作り

池田朝臣。嗤大神朝臣與守歌一首。

池田朝臣は、眞枚なるべし、續紀に、天平寶字八年十月己丑、從八位上池田朝臣眞枚授從五位下、神護景雲二年十一月己亥、爲檢校兵庫軍監、寶龜元年十月辛亥、爲上野介、五年三月甲辰、爲少納言、八年正月甲寅朔戊寅、爲員外少納言、十年六月辛亥、爲少納言、十一年三月丙寅朔乙酉、爲長門守、延曆六年二月庚辰、爲鎮守副將軍、八年六月甲戌、征東將軍奏云々、左中軍別將從五位下池田朝臣眞枚云々等議云々、九月丁未、持節征東大將軍紀朝臣古佐美、至自陸奥進節刀、戊午、勅遣云々等於太政官曹司、勘問征東將軍等逗留敗軍之狀云々、鎮守副將軍從五位下池田朝臣眞枚云々等、各申其由、並皆承伏、於是詔曰云々、又鎮守副將軍從五位下池田朝臣眞枚云々等、愚頑畏拙之且、進退失度、軍期乎毛闕怠利、今法乎檢爾、眞枚者解官取冠、倍久在、然云々、眞枚者日上乃湊之氏、溺軍乎扶採閑留勞爾緣且奈母、取冠罪波免賜且、官乎乃未解賜比云々、と見えたり、舊本に、池田朝臣名忘失也、と註したれど、もとより名の知たる人をも、略きて書ること、前後に多きをや○嗤字、舊本嘔と作り、類聚抄に従つ、次々なるも同じ、古寫小本には、嗤の下に啖字あり、○與守は、續紀に寶字八年正月乙巳、正六位下大神朝臣與守授從五位下、

寺寺之。女餓鬼申久。大神乃。男餓鬼被賜而。其子將播。

女餓鬼申久は、まづ寺院には、餓鬼をつくり置ことありて、其に男女あれば、女餓鬼と云り、四卷にも餓鬼をよめり、和名抄鬼魅類に、孫樞切韻曰、餓鬼也、餓訓與飢同、久飢也、内典云餓鬼、其喉如針、不得飲水、見水、則變成火、和名加岐、と見ゆ、申久は、麻乎須の伸りたるにて、(サクの切ス)申すやうはと云むが如し、云久は、伊布の伸りたるにて、(ハクの切フ)云やうはと

いふ意なるに准ふべし、○將播（播の下に、拾穗本に良字ありて、ハラマムとよめるは、みだりなり）は、契沖が、ウマハムとよめる宜し、允恭天皇紀に、蕃息、雄略天皇紀に、産兒、莫生、仁賢天皇紀に、殖、靈異記に、利、○歌意は、奥守が其身の甚瘦たるを嗤て、寺々の女餓鬼が申やうは、わが夫に大神氏の男餓鬼を給はり、夫婦となりて、其子滋蕃息む、となり

大神朝臣奥守報嗤歌一首。

嗤の下、古寫小本、拾穗本等に、啖字あり

佛造。眞朱不足者。水淳。池田乃阿會我。鼻上乎穿禮。

眞朱は、マソホと訓べし、十四に、麻可禰布久爾布能會保乃伊呂爾低豆云々、十三に、赤會朋舟會朋舟爾（朱舟なり、和名抄圖繪具に、考聲切韻云、丹砂似朱砂而不鮮明者也、和名邇、本草云、硃砂最上者謂之光明砂、和名抄にはかくあれども、邇とは、古はたゞにひろく土を云しなり、されば彼頃になりては（丹土といふべきを、つとめて邇と云るにや、）○水淳は、池の枕詞なり、書紀大鷦鷯皇子御歌に、瀨豆多摩蘆豫佐瀨能伊戒珥云々、○池田乃阿會は、阿會とは、姓の朝臣に關りて云るには非ず、（本居氏の、阿會は、阿會美の省なり、と云るは、たがへり、某乃阿會美と云阿會美も、吾兄臣の縮れるにて、親み崇めて云理は、たがはされども、言義は、各異なりと知べし、いかにとなれば、阿會美は、阿世於美の縮なるに、その美を省きすて、云べき理にあらざればなり、もし吾兄臣を省きたる言ならば、たゞに吾兄とこそ云べきなれ、（吾兄子の縮れる言にて、（セコ）の切

ソ、親み崇めていふ辭なり、某乃阿會と云ること、古事記仁德天皇、大御歌に、多摩岐波流宇知能阿會云々、（建内宿禰をさして詔へるなり、）書紀神功皇后、卷忍熊王歌に、多摩積波屢于知能阿會餓云々、熊之擬歌に、多摩岐波屢于池能阿會餓云々、と見え、さては此集をおきて後々には、をさく見えず、（古本松島日記に、在五のあそのごとく、うら山しくなど、ひとりごちぬる云々、かのあきたのあその尼たづねまるるに云々、とあるのみなり、）某乃朝臣と云る事は、をりノ見えたり、（某乃朝臣とも、又たゞ人に對ひて、朝臣とのみ云ることも見ゆ、みな姓に關りて云るには非ず、只親辭なり、）およそ姓名の下に、かくざまにそへて云は、皆親み崇めて、云ことにて、其中に、いたく恭ひ尊みては、某之命と云、（神名の下に附て云を始めて、父之命、母之命など云、又さらぬ人にも、夫之命、弟之命など云ることも古は多し、）其次には、某之大人と云、（神代紀に、三熊之大人、齋之大人など見え、用明天皇紀に、語大伴、金村、大連、曰、今群臣圖卿とも見ゆ、）其次には、某子、（古事記、書紀、神武天皇條に、大久米命を、久米能古とよみ、書紀雄略天皇、卷歌に、吉備臣尾代と云人を、鳴之慮能古とよみ、推古天皇、卷に、蘇我馬子を、蘇我能古羅と詔ひ、集中に、水江浦島子とよめる類なり、）某宿禰、（書紀崇神天皇、卷に、穗積臣大水口宿禰、と見え、垂仁天皇、卷に、大倭直長尾市宿禰、などあるたぐひ、）姓は臣、また直なれば、宿禰は、姓に關からざる親辭なるを知べし、此餘書紀には往々あり、）某臣、（書紀仁德天皇、卷に、小泊瀬造賢遺、臣と見えたり、これも姓は造なれば、臣は姓にあづからざる親辭なるを知べし、）某真人なども云り、（東大寺造立供養記に、藤原秀平真人、新猿樂記に、八郎真人など見え、又榮花物語初花に、ものよかりける真人かな、落窪物語に、真人の小盗人は、足白くこそ侍らめ云々、など、また真人等の、かういたうはやるざ

うしきかな、源氏物語帚木に、此姉君や、眞人の後の親、浮舟に、眞人は、何しにこゝには、たび
たびまゐるぞとふ云々、けしきある眞人かな、なども、見えたり、此他に某公、(雄略天皇紀に、
吾主大伴公、土佐日記に、業平の君、枕冊子に、公任の君、安法法師集に、前和泉守順の君、和泉
守やすひらの君、など見えたる類なり、古事記、應神天皇の、大雀命に詔ふ御詞には、佐邪岐阿藝
とあり、)某翁、(十七歌に、山田史君鷹を、佐夜麻太乃乎治、とよめり、)某伯父(安閑天皇紀に、天
皇、大伴大連金村を、大伴伯父と詔へり、)など、をりにふれて云ることも、古事に見えたり、(言しけ
ければ、ことごとくに其例を云ず、又人に對ひて、たゞ首と呼ぶこともあり、)さて中古より以降は、
大方某主と云ことになりて、(土佐日記に、阿倍仲鷹のぬし、貫之集に、肥後守藤原のときすけと云
ぬしの、又秋立日殿上のぬしたちの、大和物語に、故源大納言のきみたよふさのぬしの御むすめ、
源氏物語浮舟に、まら人のぬし來てな、見えぞや、大鏡八卷に、其東遊の歌、貫之のぬしぞかし、今
昔物語に、此鬢たゝらと云は、守のぬしの鬢の落たるなり、山家集に、泉のぬしかくれて、袖中抄
に、文時卿聞て、順のぬし得知じくとぞうなづかれける、太田道灌慕京集に、北條憲定のぬし、
など見え、東鑑には、ことに多く見えたり、)おのづから自餘の云様はすたはて、をさく、知人
もなきごとくになりたり、○鼻上乎穿禮は、赤鼻の上を穿て、朱砂をとれと令せたるなり、契沖云、
俗に云柘榴鼻にて、あか、りければなり、源氏物語末採花に、あなかたわと見ゆるものは、御はな
なりけり、云々、さきのかたすこしたりて、色付たるほど、ことのほかうたてあり、又云、此あか
鼻を、かきつけにははして見たまふに云々、○歌意は、佛像を造る彩色具に、朱を用ふる故に、そ
の朱砂が足ずば、池田吾兄子が鼻の上を穿れ、赤鼻なれば、決して朱砂多からむぞと、佛師に令せた
るさまなり

或云

この二字、古寫小本、拾穂本等には無し、此は字の脱たるならむ

平群朝臣。嗤。啖。穂積朝臣一歌(一首)。

平群朝臣は、廣成なるべし、續紀に、天平九年九月己亥、正六位上平群朝臣廣成、(在唐未歸)授外
從五位下、十一年十月丙戌、入唐使判官外從五位下平群朝臣廣成、并渤海客等入京、十一月辛卯、
平群朝臣廣成等拜朝、十二月己卯、授正五位上、十五年六月丁酉、爲刑部大輔、十六年九月甲戌、
爲東山道巡察使、十八年三月壬戌爲式部大輔、九月己巳、爲攝津大夫、十九年正月丙申、授從四位
下、勝寶二年正月乙巳、授從四位上、四年五月辛未、爲武藏守、五年正月庚午、從四位上平群朝臣
廣成、と見えたり、啖穂積朝臣の五字、舊本にはなし、今は古寫小本、拾穂本等に従つ、穂積朝臣
は、老人なるべし、續紀に、天平九年九月己亥、正六位上穂積朝臣老人授外從五位下、十二年戊
爲左京亮、十八年四月癸卯、授從五位下、九月戊辰、爲内藏頭、

小兒等。草者勿。芻。八穂。藜乎。穂積乃阿曾我。腋草乎可禮。

小兒等は、ワクゴトモと訓べし、十三に、少子等率和出將見云々、○草者勿芻は、七卷に、此崗草
刈小子然、芻云々、○八穂藜乎は、枕詞なり、彌穂藜の穂を採といふ意にかゝれるなり、(八穂藜

は、會禰好忠集に、八穂蓼も河原を見れば老にけり辛しや吾も年をつみつゝ、とも見ゆ、○腋草は、腋の下の毛を云、○歌意は、草刈小兒等は、遠く野に出て、草を尋て刈事なかれ、草を刈むとならば、穂積の吾兄子が、腋草の多かるをかれ、となり、穂積氏の、腋の下の毛の多かりけるを、嗤ていへるなり

穂積朝臣和歌一首

何所曾。眞朱穿岳。薦壘。平群乃阿曾我。鼻上乎穿禮。

何所曾は、イヅクソと訓べし、(イヅクニソとよめるはわろし)何處かの意なり、○薦壘は、枕詞なり、かく屬けたる意は、壘の重と云なり、重は、二重三重の重にて、重ぬることなり、壘は、菰草などを幾重も編重ねて、造れる物なる故に、云るなり、此下に、八重壘平群乃山、古事記倭建命御歌に、多多美許母弊具理能夜麻能云々、などあり、又十一に、壘薦隔編數、十二に、壘薦重編數、などあり、これらにて、重といふ由を思ふべし、○鼻の下、類聚抄に乃字あり、○歌意は、何處か、眞朱穿岳なるぞや、何處にもあらず、平群吾兄子が、鼻上にこそ、色よき朱砂はあるなれ、されば他處にもとむることなくして、かれが鼻上を穿れ、といひて、これも平群氏の赤鼻を嗤るなり

土師宿禰水通。嗤咲巨勢朝臣豊人黑色歌一首

水通が傳は、四卷上に委云り、五卷太宰梅花歌には、土師氏御通とあり、○豊人は、傳未詳ならず、舊本には、嗤咲黑色歌一首、とのみあり、古寫本に従つ

烏玉之。斐太乃大黒。每見。巨勢乃小黒之。所念可聞。

烏玉之は、黒といふへ屬れる枕詞なり、○斐太乃大黒は、斐太朝臣の容貌の、極めて黑色なるを、馬に比べて云るなり、斐太は、巨勢斐太朝臣島村が子なるよし、左の傳に見えたる如し、契沖、黒といへば、馬と聞ゆるなり、甲斐の黒駒などいひて、くろきに名馬は聞ゆるなるべし、と云り、信にさも有べし、○每見の下、類聚抄に人字あるはニの假字なり、○巨勢乃小黒は、巨勢朝臣の容貌の黑色を馬に比べて云るなり、後徳大寺左大臣實定公庭槐抄云、治承二年三月廿二日云々、天皇行幸春日社云々、是依駿足也、(號小黒)と見えたるをも、考合べし、さて斐太氏は、勝れて色黒く、巨勢氏は、それにつぎたれば、大小を以て別云るなるべし、○歌意は、いみじく黑色なる斐太の大黒を見たびに、巨勢の小黒の事が、一すぢに思ひ出さるゝ哉、さて此も彼も極めたる黑色やと嗤りたるなり、契沖云、第六に、大納言大伴卿、やまと路のきびのこしまを過て行ば筑紫の小島おもほえむかも、たはぶれと、まこと、ことなれど、うたのやう似たり

巨勢朝臣豊人答歌一首

造駒。土師乃志婢麻呂。白久有者。諾欲將有。其黑色乎。

造駒は土師の職は、埴を以て、種々の物象を造るが故に、今土師氏なれば、かくいへり、さてその埴以造物は、何といふ定はなければ、かの駒犬などいふものゝ類を、もはらとつくる故に、むねとある一方につきて、駒を云て、大黒小黒と云るに答へたるなり、土師の事は、神代紀上に、天穗日命、

此出雲臣、武藏國造、土師連等遠祖也、垂仁天皇紀に、三十二年秋七月甲戌朔己卯、皇后日葉酢媛命薨、臨葬有日焉、天皇詔群卿曰、從死之道、知不_レ可、今此行之葬奈之爲何、於是野見宿禰進曰、云々、喚_ニ上出雲國之土師壹伯人、自領_ニ土師等、取_レ墳以造_ニ作人馬及種々物形、獻_ニ于天皇、曰云々、天皇厚賞_ニ野見宿禰之功、亦賜_ニ鍛地、即_ニ任_ニ土部職、因改_ニ本姓_ニ謂_ニ土部臣_ニ云々、所謂野見宿禰是土部連等之始祖也、さて土師は、ハニシとも、ハシとも古より唱けむ、故此歌などにては、ハシと訓べきことなり、和名抄に、和泉國大鳥郡土師波爾之、上野國綠野郡土師波爾之、備前國邑久郡土師反之、阿波國名方西郡土師波之、筑前國穗波郡土師波之、などあり、これらにて知べし、又黄櫨をも、和名抄には、波爾之とあるを、古事記、書紀には波士とあり、これも今の例に同じ、○白久有者(久字、舊本には爾と作り、今は類聚抄に従つ)は、シロクアノバと訓べし、契沖云、源氏物語に、色は雪はづかしうしろくて、さをにといへるがごとし、俗にも、なましらけたりといへり、○歌意は、大黒小黒の駒象を、埴もて造る志婢麻呂が、自色白なれば不由にて、しか黒色の欲からむは、げにも尤なることぞ、となり

右歌者傳云、有大舍人士師宿禰水通一字、曰志婢麻呂也、於時大舍人巨勢朝臣豊人字、曰正月麻呂、與巨勢斐太朝臣村大夫之男也、鳥フタリ、並此彼貌、黒色鳥、於是土師宿禰水通、作_ニ斯歌_ニ嗤咲者、而巨勢朝臣豊人、聞_ニ之_ニ、即_ニ作_ニ和歌_ニ酬_ニ咲也、

水通(水字類聚抄に、山と作るは誤なり)は上に出、○字のことは、二卷に具云り、○巨勢斐太朝

臣は、名は傳はらず、島村の子にて、續紀に、養老三年五月己丑朔癸卯、從七位上巨勢斐太、臣大男等二人並賜_ニ朝臣姓_ニ、と見ゆ、この大男の同族なるべし、○註の名字は、俗に名前といふ意なり、○島村(村字、舊本に无は脱たるなり、今は類聚抄、官本、古寫本、古寫小本、拾穂本等に從つ)は、續紀に、天平九年九月癸亥、正六位下巨勢斐太朝臣島村、授_ニ外從五位下_ニ、十六年閏正月乙亥、天皇行_ニ幸難波宮_ニ云々、二月丙申、云々、巨勢朝臣島村二人爲_ニ平城宮留守_ニ、九月甲戌爲_ニ南海道巡察使_ニ、十七年正月己未朔乙丑、授_ニ外從五位上_ニ、十八年五月戊午、授_ニ從五位下_ニ、同九月己巳、爲_ニ刑部少輔_ニ、○鳥字は、焉と通用、和名抄裝束部烏帽の註に、俗訛鳥爲_ニ焉_ニ、今按、鳥焉或通、見_ニ文選註_ニ、玉篇等、○於是の下、土師宿禰の四字、者而の下、巨勢朝臣の四字、古寫小本には无、○結の也字、古寫本には无

戯_レ 嘸_レ 僧_レ 歌_レ 一首
法師等之。鬢乃剃机。馬繫。痛勿引會。僧半甘。

鬢乃剃机(机字、拾穂本には概と作り)鬢は、鬢の誤寫なるべし、(類聚抄には髮、古寫小本には鬢と作れど、わろし)古より、僧は、髮をも鬢をも別けるなれば、かく云り、孝徳天皇紀に、古人大兄、即位を辭て僧と成給ふ時に、法興寺に詣給ひ、佛殿と塔の間に、髻髮を剔除て、袈裟を披著給ふこと見え、又源氏物語夢浮橋に、髮鬢を剃たる法師だに、あやしき心は失ぬもあなり、なども見えたり、剃机とは、別たる鬢の趾へ、いさゝか生出たるをいふ、竹木の切机といふに同じ、(頭註、法師、和名抄に、支蕃寮、保字之萬良比止乃豆加佐、とあり、法は入聲に)○半甘は、(契沖が、なからて、漢音ハフ、吳音はホフなり、然るをホウと呼來れ、と、ゆるあるべし)

にならむといふ心なり、と云る、理はさることなれど、いさゝか言の由を盡さず、又一説に、將泣といふ言の伸りたるなり、と云るもわろし、半缺むといふことなり、(カ、の切カ、)僧面を傷ひて、半を缺むといへるなり、鬚を引抜たりとて、半の缺るばかりの事はなき理なれど、事をいみじく云むとて云るなり、○歌意は、僧が鬚の剃机の甚しければ便宜しとて、其に馬繫ぎて、いたく引ことなけれ、若いたく引ときは、鬚を引抜て傷ひ破り、僧面の半を缺むぞ、となり

法師報歌一首

檀越也。然勿言。氏戸等我。課役徵者。汝毛半甘。

檀越也は、檀越とは、檀那と云と同じことなり、漢國にて、譯して布施と云、新譯には、主とも云とぞ、(俗に、賤者より、良人を稱て檀那と云は、新譯の意なるべし、)財施とて、在家の貨財の施を受て居る謂にて、僧徒より在家をさして、檀越と云なるべし、(唯識論に、施有三種、謂財施、無畏施、法施、)大乘義章に、初言檀者外國語、此云布施、以己財事、分布與他、名之爲布、憐己惠人、目之爲施、と見えたり、也は與といはむが如し、十四に、奈勢能古夜とある夜に同、○氏戸等我は、氏は五十二字の誤、戸の下に、長字脱たるにて、五十戸長等我とありしなるべし、五卷貧窮問答歌に、楚取五十戸良我許惠波寐屋度麻但來立呼比奴、とある、良は長字の誤にて、五十戸爲里、と見えて、五十戸長は、里長なるよし、彼處に委云るを考合へし、(本居氏、氏戸は戸長の誤にて、イヘヲサラガと訓べし、と云るはいかゞ、家長は、一家の主を云ことにて、一里の長をいふことならねばなり、)○課役徵者は、書紀に、課役をオホセツカフともエツキとも訓り、賦役令に、課

役並徵、また免課役、また課役俱免、など見えて、此の課役も、課と彼との一を云ば、エツキハタラバ、と訓べし、徵は責徵ることなり、○歌意は、いで檀越よ、さやうにいふことなけれ、今こそさやうにいふなれ、里長に課役せめはたられなば、汝も其持る銀米を虚損して、なからを缺むぞ、僧の身にしては、里長に課役を徵れむ恐なければ、其安きこと、汝に十倍せり、と戲答へたるなり

夢裡作歌一首

荒城田乃。子師田乃稻乎。倉爾舉藏而。阿奈于稻于稻志。吾戀良久波。

荒城田は、新墾田をいふなるべし、荒城は、(借字にて、)新墾なり、漢籍にて、墾字をアラキバリと訓來れるは、新墾治にて、同言なり、七卷に、湯種時荒木之小田矣求跡云々、とよめり、(契沖は、)神名帳に、大和國宇智郡荒木神社、と載られたる、そこなるべしと云れど、なほ地名にはあらじ、○子師田は、猪鹿のつく田を云り、十二に、靈合者相宿物乎小山田之鹿猪田禁如母之守爲裳、○舉藏は、コメと訓べし、(伊勢物語に、倉にこめてしほり給ふとある、事は異なれど、言は同じ)又ツミとも訓べし、(詞花集に、今上大嘗會悠紀方御屏風に、近江國いたくらの山田に、稻を多く刈つめり、これを人見たるかたかきたる所をよめる、板倉の山田につめる稻を見て治れる世の程を知哉、新古今集に、近江のや坂田の稻をかけつみて道ある御代の始にぞつく、などあり、)○阿奈于稻于稻志は、阿奈は、歎息の聲なり、于稻は、契沖、于は干の誤なり、于稻共に訓を用て、ヒネヒネと訓べし、(本居氏云、續紀に、中臣部干稻麻呂といふ人名見ゆ、これも必ヒネマロと訓べし、と云り、)と云り、是

によるべし、物語書に、人の貌のやうく、サネリ壯に満とゝのひ行を、ねびゆくとも、ねびまさるともいひ、又今の俗にも、さやうなることを、ひねたりなどいふ、皆同言にて物の盛に満たるをいふことなるべし、さて本句よりは、屯倉クラに納コメたる稻穀の充満ミチたるよしいひつゞけ、承たる方にては、戀の情の満盛なるよしなり、○歌意は、本句は序にて、吾女ガを戀しく思ふ情は、此ほど充満て、さても嗚呼アハレ苦しや、となり

右歌一首。忌部首黑鷹。夢裡作此戀歌贈友。覺而令誦習。如前。
忌部首黑鷹呂が傳は、六卷下に委云り、○令字、舊本不に誤れり、今は官本に従つ、○習は、二卷に、夢裏習賜御歌、とあり

厭世間 無常歌三首。

厭字、類聚抄には厭と作り、○三字、舊本二と作り、今は古寫小本に従つ

生死之。二海乎。厭見。潮干乃山乎。之努比鶴鴨。

生死之。二海云々とは、生たり、死たりする、世間の二の憂苦におぼるゝを、生死の苦海とて、海に譬へていふこと、佛徒の常なり、これ則題詞に、厭世間無常、といへる意なり、(華嚴經に、何能度生死海、入佛智海、とあるは、何ぞ生死の海をわたりて、佛智海に入むや、生死の海を経ずして、眞に佛智海に入む、との謂なり、此歌も、其意なるべし、○厭字、類聚抄には厭と作り、○

潮干乃山といふは、契沖、彼岸なり、しほのひるを、生死海のかわきたるになして、それをしのぶといふは、無爲の樂果をねがふなり、潮干の山は、本よりさいふ名所あるを、心を借て用ひたるべし、といへり、これ佛籍にいほゆる佛智海をわたりたるを、彼岸に至ると云にたとへたるならむ、彼岸に至るを、涅槃とも寂靜とも云て、すなはち常樂我靜の四徳の都と云とぞ、これをたとへて、生死二海の、潮の乾たる山と云なるべし、○歌意は、生たり死たりする世間の二の苦海におぼれ居る事の厭はしさに、その苦海の潮の乾きて、常樂我靜の四徳をそなへたる無爲の境界に至む事を、ねがはしくしのびつる哉、となり

世間之。繁借慮爾。住住而。將至國之。多附不知聞。

繁借慮とは、本居氏云、繁は借字にて、醜シキなり、古事記に、穢繁國とあるは、キタナキシキクニと訓べし、十三に、小屋の四忌屋に、鬼の四忌手などある四忌に同じ、さて其醜といふも、佛法にて、此世を穢土といふ意にて、借慮とは、此世を假の世といふ意もてよめるなり、○將至國とは、いはゆる極樂淨土をいふなり、○歌意は、此世の穢土に、かやうに住々は、いつか無念無心の極樂淨土に至らむといふ、てだて爲方もしられず、さてもはやく、至らまほしや、となり、○舊本、此間に、右歌二首云々、としるして、以上二首を結び理れるは、錯れたるなり

鯨魚取。海哉死爲流。山哉死爲流。死許曾。海者潮干而。山者枯爲禮。

鯨魚取は、海の枕詞なり、○海哉死爲流は、海やは、死する事のあらむ、死る事はあらじ、との意

なり、○山哉死爲流は、山やは死する事のあらむ、死る事はあらじ、との意なり、○死許曾は、死ばこそこの謂なり、○歌意は、海は死る事あらじと思ひたるに、然は非ず、死るといふことのあればこそ、海は潮乾、山は枯る事のある、となり、契沖、正報の人身等は、無常なりと、おもへども、依報の山海等は、常住なるやうにおもへるを、おどろかしてよめるなり、神代紀上云、復使青山變枯、第十三に、高山と海こそは、山のまにかくもうつなひ、海のまにしかたならぬ、人はあだものぞ、空蟬の世人、これはしばらく、人のはかなきに對して、海山を常なるやうにいへり、今の歌は、つひに變懷にいたることをよめば、ことわりたがはず、と云り、依報正報とは、僧家に、依報は法のひろまる土地をさして云、正報は、法をさしあて、云こと、○此一首、舊本、次の心乎之云々の歌の後に、左に、右歌一首とあり、今は古寫小本、拾穂本等に從て正しつ、此歌も、無常をむねとよめるなれば、此間に入らむこと、尤なればなり

右歌三首。河原寺之佛堂裡在倭琴面也。

右歌三首云々、舊本には、右の鯨魚取云々の歌件になくて、右歌二首云々としるせり、今は古寫小本、拾穂本等に從つ、○河原寺は、舒明天皇紀に、十一年秋七月詔曰、今年造大宮及大寺、則以百濟川側爲宮處、是以西民造宮、東民作寺、便以書直縣爲大匠、十二月、於百濟川側建九重塔、孝德天皇紀に、四年六月、多造佛菩薩像、安置於川原寺、天武天皇紀に、二年三月云々、是月聚書生、始寫一切經於川原寺、十一年三月甲午朔丁卯、爲天皇體不豫之、三日誦經於大宮大寺川原寺飛鳥寺、因以稻納三寺、各有差、十四年八月甲戌朔丙戌、幸于川原寺、施稻於衆僧、

九月甲辰朔丁卯云々、(以下十一年三月云々の文に同)朱鳥元年夏四月庚午朔壬午、爲饗新羅客等、運川原寺伎樂於筑紫、仍以皇后宮之私稻五十束、納于川原寺、五月庚子朔癸亥、天皇體不安、因以於川原寺、說藥師經、六月己巳朔丁亥、勅遣百官人等於川原寺、爲燃燈供養、○倭字、舊本倭に誤、今は類聚抄、古寫小本、拾穂本等に從つ、○也字、舊本に之に誤、今改、類聚抄、古寫小本等には无

藐姑歟山歌一首。

此七字、舊本には无、古寫小本には、藐姑歟山歌一首、作主未詳、としるせり
心乎之。無何有乃鄉爾。置而有者。藐姑山能山乎。見末久知香谿務。

無何有乃鄉は、莊子に、彼至人者、歸精神乎無始、而甘冥乎無何有之鄉、又云、周徧咸三者、異名同實、其指一也、嘗相與游乎無何有之宮、同合而論無所終窮乎、又云、惠子謂莊子曰、吾有大樹、人謂之樗、云々、莊子曰云々、今子有大樹、患其無用、何不樹之於無何有之鄉、莫之野、又云、厭則又乘夫莽眇之鳥、以出六極之外、而遊無何有之鄉、以處曠垠之野、とあり、無爲自然なる心を、たとへたるなり、○藐姑歟山(姑字、舊本に孤と作るは、音の近き故、暗に寫し誤れるなるべし、今は類聚抄、古寫小本、拾穂本等に從つ)は、莊子に、藐姑射山有神人居焉、肌膚若冰雪、綽約若處子、不食五穀、吸風飲露、乘雲氣、御飛龍、而遊四海之外、其神凝使物不疵癘、而年穀熟、と見ゆ、至靈の仙境を云り、後に天皇の大御位おり居させ給ふ處を、

仙洞と申し、其を藐姑射山と申ならへるも、至靈の境に譬へて、祝奉れるなり、(千載集十卷に、動無猶萬代ぞ頼むべき藐姑射の山の峯の松風、百千度浦島が子は歸るともはこやの山はときはなるべし、などあるを始めて、後々仙洞を、かくよめる歌、いと多し、今はそれにはあらず、○見末久知香谿務は、見む事の近からむと云が如し、見末久は、將見の伸りたるにて、見む事がといふ意、谿務は、からむといふ意なり、○歌意は、人の心をだに、無爲自然の境界に置てあらましかば、かの至靈仙室の藐姑射の山をも、目前に見つべき事の近からむ、となり

右歌一首。作主未詳。

作主未詳の四字、舊本には無、古寫小本、拾穂本等に從てしるせり

嘔吟瘦人二歌二首。

石麻呂爾。

吾物申。夏瘦爾。

吉跡云物會。

武奈伎取食。

反云賣世也。

吾物申は、古事記仁德天皇條歌に、夜麻志呂能都都紀能美夜邇母能麻須云々、古今集旋頭歌に、打渡す彼方人に物申吾云々、などあり、人に對ひて、恭ひて告ことを、麻乎須と云り、○武奈伎取食とは、武奈伎は、品物解に云、取食は、漁て御食賜へとなり、八卷、紀女郎が家持、卿に茅花を贈れる歌に、戲奴之爲吾手母須麻爾春野爾拔流茅花會御食而肥座、○歌意は、石麻呂に吾物を告まらざることあり、夏瘦の症に用て、功能のありといふ物ぞ、鱸を漁て御食賜へ、となり、○註の五字、舊本には、賣世反也、とあり、古寫小本に從つ、但彼本に反を又に誤、今改、拾穂本には、

食此云賣世一とあり

○拾穂本に、此處に、報答歌一首、とあるは、歌意を得解ぬ謾人のわざなり

瘦々母は、ヤス〱モと訓て、(ヤセ〱)と訓るはわろし、瘦乍もといふに同じ、瘦ながらにも、といはむが如し、(十一)に、中中二君二不戀者枚浦乃白水郎有申尾玉藻刈管、この尾句、或本歌には、珠藻刈刈とありて、刈乍と刈刈とは、同意なり、これに准知べし、(一)在字、類聚抄、古寫小本には、有と作り、○波多也波多は、四卷に、神左夫跡不欲者不有八也多八如是爲而後二佐夫之家牢可聞、とある、八也多八は、八多也八多の誤にて、今と同じ、波多は、そのもと心に欲ふことならねど、外にすべきすぢなくて、止ことなくするをいふ詞なり、此も漁業するは、そのもと、心に欲はぬことなるべけれど、夏瘦の妙薬なれば、外にすべきすぢなし、止ことなく鱸を漁たまへ、との意なり、也は與と云むが如し、○漁字、類聚抄には採と作り、○歌意は、瘦たる形體の、いかにも見苦しくいとほし、されば心に欲ふことならずとも、鱸を漁て御食て肥賜へ、さりながら、しか瘦たる身は、力なく軽くて流れ易ければ、あしくして、河に流れたまふな、いやとよ、見苦しくはあれども、なほ瘦ながらも、生てあらむ方、まさりてあるべければ、危き業なし賜ひそ、となり

右有ニ吉田連老。字曰石麻呂。所謂仁教之子也。其老爲人身體甚瘦。雖ニ多喫飲。形似ニ飢饉。因レ此大伴宿禰家持。聊作ニ斯歌以爲ニ戲吟一也。

右有ニ吉田連老。字曰石麻呂。所謂仁教之子也。其老爲人身體甚瘦。雖ニ多喫飲。形似ニ飢饉。因レ此大伴宿禰家持。聊作ニ斯歌以爲ニ戲吟一也。

吉田連老は、傳未詳ならず、(契沖は、續紀に、寶龜九年二月辛巳、内藥、佐外從五位下吉田連古麻呂爲兼豐前介、とある、古は石の誤にて、この人なるべし、と云れど、字を記すべきに非ば、別人なり、)○仁教(教字、類聚抄には敬と作り、)は、石麻呂の父名なり、本居氏、吉田連は、續紀九、續後紀六、文德實錄二等に出て、もと百濟國より出たれば、仁教などいふ字音の名あるべし、と云り、姓氏錄には、任那國より出るよし見ゆ、○瘦字、舊本疲に誤、類聚抄、古寫小本、拾穗本等に從つ、○飢饉の下、古寫小本には人字あり、拾穗本には飢人とあり

高宮王。詠ニ數種物二歌二首。

高宮王は、傳未詳ならず

葛英爾。延於保登禮流。屎葛。絶事無。宦將爲。

葛英爾(葛英、類聚抄、拾穗本等には、莖莢と作り、又古寫本に、葛を莖と作るは、莖字なるべし、)は、岡部氏は、クズハナニとか、クズノウヘニとか訓べし、と云り、契沖は、舊訓フヂノキニとあるに依り、葛英は、莖莢を誤れるなるべし、和名抄葛類に、莖莢、本草云、莖莢、和名加波良布知、是俗云蛇結、とあり、と云り、猶考べし、○延於保登禮流は、蔓はびこれるをいふ、枕冊子に、秋の野のおしなべたるをかしさには、芒こそあれ、末のいと濃蘇芳にて、朝露に沾て打靡きたるは、さばかりの物やはある、されど秋のはてぞ見所なき、色々に亂れ咲たりし花の、形も無う見所なう散にたる後、冬の末まで首の白く、於保登禮たるも知ず、むかし思出がほに、風になみより、ひゞら

きたてるめる、人にこそ似たれ、源氏物語東屋に、ほどもなうあけぬるこちするに、鳥などはなかで、おほぢ、かき所に、於保登禮たる聲して、いかにとか、きもしらぬなのりをして、打むれて行などぞきこゆる、手習に、かみのすその、にはかに於保登禮たるやうに、しどけなくさへそがれたるむつかしきこと、もいはで、つくろはむ人もがな、○屎葛は、品物解に云、これまでは、絶事無をいはむ料の序なり、○宦字、舊本に官とあるは誤なり、(古寫小本に官と作るは、其下に仕字などの脱たるものか、又は宦の誤か、)今は拾穗本に從つ、○歌意、かくれたるすぢなし

婆羅門乃。作有流小田乎。喫鳥。險腫而。幡幢爾居。

婆羅門(婆字、類聚抄には波と作り、)は、契沖、梵語の波羅憾摩は、清淨の義なり、これを略して婆羅門といひ、猶略して梵とのみいへり、天竺に四姓あり、婆羅門は、梵天種姓にて、淨行をもととし、廣學多智にして、國家の宰臣ともなるものなり、漢土の士、本朝の武士、や、これに似たり、今かうしもよみ出られたる、その故を知らず、當座に人の所望などによりてよまれて、たゞものゝふやうの名のみなるか、といへり、○險腫而(險字、舊本臉に誤、古寫本に臉と作るも誤、)今は類聚抄、古寫小本等に從つ、契沖云、鳥は、まことに險の腫たるやうに見ゆる鳥なり、○幡幢爾居とは、幡幢は、和名抄に、華嚴經偈云、寶幢諸幡蓋、大舍人寮式に、懸幡桿四枚、など見ゆ、居をラリと訓例は、既く具云り、○歌意は、きこえたるまゝにて、他に深き旨もあらぬにや、契沖又云、此歌は、婆羅門、田、鳥、險、幡幢、以上五種、初の歌は、莖莢、屎葛二種、都合七種を、二首によめるなり

戀二夫君一歌一首。

飯喫騰。味母不在。雖行往。安久毛不有。赤根佐須。君之情志。忘可禰津藻。

飯喫騰は、イヒハメドと訓べし、喫を波牟といふ例、既く一卷に具云り、○味母不在、書紀十九に、食不レ甘味、寐不レ安席、竹取物語に、加久耶姫を見まほしうて、物もくはず思ひつゝ、彼家に行て、たゞすみありきけれども、かひあるべくもあらず、など見えたり、○赤根佐須は、紅顔を云り、十卷に、朱羅引色妙子云々、十一に、朱引秦不經云々、など云る類なり、○忘可禰津藻、(藻字、古寫小本には裳と作り)漢は歎息辭なり、忘れむと思へど、忘ることを得ず、さても戀しく思はるゝ事や、となり

右歌一首。傳云。佐爲王。有近習婢也。于時宿直不遑。夫君難遇。感情

馳結。係戀實深。於是當宿之夜。夢裡相見。覺寤探抱。曾無觸手。

爾乃哽咽歔歔。高聲吟詠此歌。因王聞之。哀慟。永免二侍宿也。

佐爲王は、諸兄大臣の弟なり、佐爲は、サキなり、(スケタメとある訓は、後人のしわざなり)傳は、六卷に出、○夢裡相見云々は、四卷に、夢之相者苦有家里覺而搔探友手二毛不所觸者、十二に、愛等念吾妹乎夢見起而探爾无之不怜、とある意なり、○咽字、舊本調に誤、類聚抄、古寫本、古寫小本、拾穂本等に従つ、○宿也の下、古寫小本、拾穂本等に姓名未詳の四字、細書せり

戀歌二一首。

此四字、舊本にはなし、目錄には、又戀歌二首、とあり、拾穂本には、戀夫君歌二首作者未詳、としるせり

比來之。吾戀力。記集。功爾申者。吾位乃冠。

吾戀力は、吾戀しく思ふ苦勞を、といふなり、力は、苦勞なり、契沖、周禮、平功曰、勳、國功曰、功、民功曰、庸、事功曰、勞、治功曰、力、戰功曰、多、此集第四に、戀艸を力車に七車積て戀らく吾心から、源氏物語あさがほに、かみさびにける、とし月のらう、かぞへられ侍るに、とあり、といへり、朝がほの返事に、らうなどは、しづかにやさだめきこえさすべうはべらんと、きこえ出たまへり、胡蝶に、宮大將は、おほなくなほざりことを、打出給ふべきにあらず、又餘物のほど知ぬやうならむも御あり様に違へり、其きはよりしも、志の趣に隨ひて、あはれをもわきまへ、らうをもかぞへ給へると聞え給へば、君は嘯ておはする、そはめいとをかしけなり、螢に、兵部卿の宮などは、まめやかにせめきこえ給ふ、御らうのほどはいくばくならぬに云々、○記集は、シルシツメと訓べし、欽明天皇紀に、薦集部首、和名抄に、山城國乙訓郡物集、(毛豆女)駿河國駿河郡矢集、(也都女)など見えて、集をツメと訓ること多し、大和物語歌に、わたつみと人や見るらむあふ事、なみだをふさになきつめつれば、源氏物語朝貌に、かきつめて昔戀しき雪も夜にあはれをそふる鶯の浮宿か、若菜に、こゝらおもひつめつるとしごろのはてに云々、世のさだめなさを心に思ひつめてなごある、つめも集なり、○歌意は、比來久しく幾重ともしらず、吾戀しく思ふ苦勞の數を、籍に書録し集めて、勳功にして官に奏し立ば、いたく賞感られて、やがて、五位の冠を賜はらむこと決し、

となり

頃者之。吾戀力。不給者。京地爾。出而將訴。

不給者は、戀力の賞を賜らば、となり、○京地は、和名抄に、職員令云、左京職、此多利乃美佐止豆加佐、右京職、美岐乃美佐止豆加佐、とあり、(この京をミヤコと訓はわろし、本居氏、みやこといふは、廣くわたれる名なれども、其中に、皇大宮に關らず、たゞ京の内のことはいふには、みやこといへり、和名抄に云々、(右引)書紀にも、京をミサトと訓る所々あり、孝徳天皇紀に、凡京每坊置長、などあるを以て、みやこといふことのけぢめを知べし、十卷に、山遠京爾之有者、これも京はミサトと訓べし、といへり、○歌意は、比來久しく、幾重ともしらず、吾戀しく思ふ苦勞の數を録し集めて、勳功にして官にまうし立ば、やがてその賞を賜はらむこと決けれど、もし賞を賜はらぬ時は、いで自京職に出て、苦勞の數をかぞへ舉て、訴申さむぞ、となり

右歌二首。作者未詳。

作者未詳の四字、舊本になきは、脱たるものか、今は拾穂本に従てしるしつ

筑前國志賀白水郎歌十首。

白水、類聚抄には、泉と作り

王之。不遣爾。情進爾。行之荒雄良。奧爾袖振。

情進は、常には、俗にかしこだてといふ意につかひたるを、此は心まかせといふことにきこえたり、なほ佐可志良といふ言は、三卷帥大伴卿讚酒歌に、具註り、○荒雄良とは、荒雄は漁夫の名にて、良は添たる辭なり、名の下に添いふは、憶良等などいふが如し、○奧爾袖振は、おぼるゝ時の體をいへり、神代紀下に、潮至頭頭舉手飄掌、とある類なり、○歌意は、勅命ならば、辭むべきに非ず、止事なし、此はさる勅命にてもなきことなるに、私の心まかせに、友人の言をうけひき、從ひて行し荒雄が、逆浪に溺れて、海の澳に飄ひ袖ふるさまの、いといたくいとほし、となり

荒雄良乎。將來可來可等。飯盛而。門爾出立。雖待不來座。

將來可來可等(等字、古寫小本には登と作り)は、十卷に、梅花咲而落去者吾妹乎來香不來香跡吾待乃木會、○飯盛而は、妻の待さまなり、伊勢物語に、てづからいひかひとりて、けこのうつはものにもりけるを云々、○歌意は、夫君の荒雄は、まだ歸賜はじか、もはや歸り來まさむかと、家内には飯盛設て、門に出立て、今かくと妻は待居と、歸來まさず、となり

志賀乃山。痛勿伐。荒雄良我。余須可乃山跡。見管將偲。

余須可は、所緣波可の縮れる言にて、三卷に、吾妹子之入爾之山乎因鹿跡叙念、とある處に具註り、書紀に、因字、資字をヨスカとよめり、○歌意は、荒雄が世に在しほど、常に見遣てなぐさみし山なれば、其山を所緣ある處と思ひ定めて、吾も常に見やりて、亡人のかたみに、慕ひつゝあらむと思ふぞ、志加の山の木をいたく伐採て、荒し損ふ事なかれ、となるべし

荒雄良我。去爾之日從。志賀乃安麻乃。大浦田沼者。不樂有哉。

志賀乃安麻乃大浦田沼は、本居氏、志加は、上古より海士の名高き所なれば、海士の大浦といふべし、と云り、田沼は、その浦回にある田にまかする沼水をいふべし、荒雄が行て歸らねば、田作の業も廢れたるよしなり、○不樂有哉は、サプシカルカモと訓るべけれど、心行ず、今按に、有の上に不字落たるなるべし、さらばサプシカラズヤと訓べし、○歌意は、荒雄が他に出行し日より、水まかせ田かへしなど、業はひ辛勞く人もなければ、その志加の大浦田沼のあたりは、見處なく、さぶさぶしからずやは、となり

官許會。指豆毛遣米。情出爾。行之荒雄良。波爾袖振。

官許會は、官ならばこそといふほどの意なり、官とは、その任られたる官職を云、十八に、於保伎見能等保能美可等等、末伎太末不官乃末爾末、美由伎布流古之爾久太利來、とよめるに同じ、○指豆毛遣米は、差科て遣すべき理なれの意なり、指は、書紀に、差良家子爲使者、軍防令に、凡差兵士、と見えたる、差なり、(匡謬正俗に、科發士馬、謂之爲差、と見ゆ、官府語なり、と谷川氏云り)○歌意は、その身のあづかりうけもちたる官職ならばこそ、朝より差科て遣すべき理なれ、さる事にあらず、私の心まかせに、友人の言を、たやすくうけひき從ひて行し、荒雄が逆浪に溺れて、海中に飄ひ袖ふるさまの、いたういとほし、となり

荒雄良者。妻子之產業乎婆。不念呂。年之八歲乎。待騰來不座。

不念呂は、念はずあるらむ、といふ意と聞えたり、○年之八歲は、年之三歲、年之五歲、などいふ類なり、さて此に八歲とある、八は借字にて、彌歲といふなるべし、歳をトセといふは、年經の縮たる言なる由、既く云る如し、○歌意は、荒雄は、吾家の妻子が、海藻刈鹽燒、或は水まかせ、田殖などする産業を、見はからはむとは念はずあるらむ、其由は、この年の彌年、歸來むやと待居れど、さらく歸り來給はぬ、となり、十五に、比等能字流田者字惠麻佐受伊麻佐良爾久爾和可禮之且安禮波伊可爾勢武

奥鳥。鴨云船之。還來者。也良乃埼守。早告許會。

奥鳥は、枕辭なり、古事記、火遠理命御歌に、意岐都登理加毛度久斯麻邇云々、○鴨云船は、鴨は、水によく浮ぶ鳥なる故に、船の輕迅きを稱て名とせるなり、いはゆる、鳥磐櫂樟船、天鳩船、また速鳥など、皆鳥にかたどりて、船に名づけたる如し、なほ船に名づくる事は、書紀に、應神天皇五年、課伊豆國令造船、名曰枯野、續紀に、寶字七年八月辛未朔壬午、初遣高麗國船、名曰能登、云々、なども見えたり、○也良乃埼(埼字、拾穗本には崎と作り、次なるも同じ)は、筑前國早良郡にありて、殘島の出崎なり、今はあやまりて荒崎といふよし、貝原氏名寄に云り、○歌意は、荒雄が乘て行し鴨といふ船の、此方に舳向て漕歸るさまを見付たらば、也良の埼守よ、とる物もとりあへず、早く吾に告來れかし、となり

奥鳥。鴨云舟者。也良乃埼。多末弓榜來跡。所聞衣許奴可聞。

多未^{タミ}且^タは、回^{タミ}而^{ナリ}なり、めぐりてといはむが如し、○所聞衣許奴可聞、(衣字、舊本に禮とあるは誤なり)は、キコエコヌカモと訓べし、(舊訓に、キカレコヌカモとあるは、舊本字の誤れるまゝに訓るなれば、論のかぎりに非ず、しかるを略解に、わすられを、わすらえといふ如く、禮と延とは常に通へば、キコエをキカレと云るなり、と云るは、非なり、わすらえを、わすられといふは、必^ス延といふべきを、後に轉りて、禮と云たるなり、凡て禮と延とは、ただに通ふ言にあらず、聞え來よ、し、とねがふなり、さてキコエの言は、所字にあたれ、ば、衣は無用にあまれる如くなれども、集中に、所^シ由^ハなど書る例に同じ、既^サに具^ツ云たりき、○歌意は、荒雄が乗て行し、鴨といふ船の、也良の埼をめぐりて、漕歸り來るといふことの、人傳にもがな、早く聞え來よかし、さても待遠や、となり

奥去哉。赤羅小船爾。裏遣者。若人見而。解披見鴨。

奥去哉は、奥の方へ漕行を云、哉は、天知也、高知也の也に同じく、助語なり、○赤羅小船は、赤之曾朋船といへるに同じく、朱塗の舟なり、○若人見而は、ケダシヒトミテと訓べし、若字ケダシと訓べき例、既く具云り、○解披見鴨は、トキアケミムカモと訓り、○歌意は、奥の方へ傍行赤羅小船にことづけて、荒雄が許へ裏物を贈らば、若人の解披て見なむか、さても心もとなしや、となり
大船爾。小船引副。可豆久登毛。志賀乃荒雄爾。潛將相八方。

小船引副とは、小船は、大船に對て云り、和名抄に、唐韵云、艇小船也、漢語抄云、艇乎夫禰、游

艇波之布禰と見えたる是なり、大船に小船をさへ引副て、數多人しての意なり、○可豆久登毛は、たとひ海底に潛入て、探求とも^ムの意なり、(契沖が、かづくは、舟こぎあるくをいふ、と云るは、あらず、)○歌意は、大船に小船をさへ引副て、數人して漕めぐり、たとひ海底に潛入て探り求むとも、志加の荒雄に、今又あふことはあらず、さても悔しや悲しや、となり

右以神龜年中。太宰府。差筑前。國宗像郡之百姓。宗形部津麻呂。充^ニ對馬送^レ糧。船拖師也。于時津麻呂。詣^ニ於萍屋郡志賀村白水郎。荒雄之許。語曰。僕有^ニ小事。若疑不^レ許。歎。荒雄答曰。走雖^レ異^レ郡。同^レ船。日久。志篤^ニ兄弟。在^ニ於殉死。豈復辭哉。津麻呂曰。府官差^レ僕充^ニ對馬送^レ糧。船拖師。容齒衰老不堪^ニ海路。故來^レ返候。願^ニ垂^ニ相替^ニ矣。於是荒雄。許^ニ諾^ニ遂^ニ從^ニ彼事。自^ニ肥前。國松浦縣美彌良久崎^ニ發^ニ船。直^ニ射^ニ對馬^ニ渡^レ海。登時忽^ニ天^ニ暗^ニ冥。暴風交^レ雨。竟^ニ無^ニ順風。沈^ニ沒^ニ海中^ニ焉。因^ニ斯^ニ妻子^ニ等。不^ニ勝^ニ特慕^ニ裁^ニ作^ニ此^ニ詞。或云。筑前。國守山上憶良臣。悲^ニ感^ニ妻子^ニ之^ニ傷^ニ述^レ。志而^ニ作^ニ此^ニ歌。

宗形部津麻呂は、傳未詳ならず、○對馬送糧船は、主稅式上に、凡筑前筑後肥前肥後豐前豐後等國、毎^レ年穀二千石、漕^ニ送^ニ對馬島、以充^ニ島司及防人等糧、雜式に、凡運^ニ漕^ニ對馬島糧^ニ者、毎^レ國作^レ番以^レ次運送、○拖師は、和名抄に、唐韵云、舩正船木也、楊氏漢語抄云、柁船尾也、或作^レ拖、和語

多伊之、今按、船人呼_ニ挾抄_ヲ爲_ニ舵師_ト是、○滓屋郡、(滓字、舊本に澤と作るは誤なり、今は古寫小本、拾穂本等に從つ、官本には糟と作り、)神名帳に、糟屋郡志加海神社、和名抄に、糟屋郡志珂、○白水郎荒雄は、傳未詳ならず、○走は、玉篇に僕也、とあり、○志篤の下、古寫小本、拾穂本等には、如字あり、○殉死は、玉篇に、用人送_レ死也、○相替の替字、舊本に、贊と作るは誤なり、古寫本に從つ、古寫小本、拾穂本等には、代と作り、○美彌良久崎(彌字、舊本彌に誤、今は古寫小本に從、崎字、拾穂本には崎と作り、)は、續後紀六卷に、松浦郡旻樂崎、と見えたり、かゆるふ日記に、いづれの國とかや、みらくの島となむいふなるなど、くちんかたるをきくに、いとしらまほしう、かなしうおぼえて、かくぞいはるゝ、ありとだによそにても見む名にし負ば吾に聞せよみらくの島、といふを、せうとなる人聞て、それもなく、いづことか音にのみ聞み、らくの島隱にし人を尋む、(契沖云、顯昭法師の袖中抄云、みらくのわがひの本の島ならばけふもみかげにあはましものを、此歌は、俊頼朝臣歌なり、その詞にいはいはく、尼うへうせ給うて後、みらくの島のことを、おもひてよめる、とあり、今考、能因坤元儀云、肥前國ちかの島、此島に、ひらくこのさきといふ處あり、其ところには、夜となれば、死たる人あらはれて、父子相見ると云云、俊頼、わがひのものしまならばと、詠るは、日本にあらずと存する歎、考、萬葉集第十六、曰、自肥前國松浦縣美彌良久崎發船と云々、此國といふことは一定なり、能因は、ひらくといひたれど、俊頼みらくとよみたるはたがはず、如此の事、慥考、本文可_レ詠也、不_レ然_ニは僻事出來なりと云り、(題註、續後紀、承和四年七月癸未、太宰府馳傳)○沉没海中、續紀に、寶龜三年十二月己未、太宰府言、臺岐島掾從六位上上村主墨繩等、送二年糧於對馬島、俄遭逆風、船破人没、所載之殼隨

復漂失、謹檢天平寶字四年格、漂失之物、以部領使公廨填滿、而墨繩等款云、遭送之期不_レ違、常例、但風波之災、非_ニ力能制、船破人没、足_レ爲_ニ明證、府量所_ニ申實難、默止、望請自今以後評_ニ定虛實、徵免許之、とあるを考合へし、○特慕字、舊本憤暴に誤、古寫小本、拾穂本等に從つ、○憶良の下臣字、古寫小本には、无

無名歌六首。

此五字、舊本にはなし、古寫小本に從つ、舊本目錄にも、かくしるせり

紫乃。粉瀾乃海爾。潜鳥。珠潜出者。吾玉爾將爲。

紫乃は、枕詞なり、契沖云、紫の色濃といふことろにつゞけたり、○粉瀾乃海は、十二に、吾妹兒乎外耳哉將見越懈乃子難乃懈乃島檣名君、とあると同處か、さらば越にあるなるべし、(契沖云、清原元輔家集に云、中つかさがあるところにより、貝をこにいれて侍りしに、浪間分みるかひしなし伊勢海のいづれこかたのなごりなるらむ、これによれば、伊勢にも、こかたといふ處のあるにこそ、)○歌意は、本居氏云、此歌、水鳥の水底へ没るを見てよめる歌なり、鳥の水へ入るさま、海人の珠かづきに入に似たる故に、此鳥も珠をかづき出たらば、吾玉にせむと、たはぶれよめるなり

右歌一首。

吾門之。榎實毛利喫。百千鳥。千鳥者雖來。君曾不來座。

毛利喫は、守啄なり、其實のある所を離れず、目守居て啄をいふなり、毛利は、今世に、角小豆を毛流などいふ毛流も、その處を離れず目守居て、つみ取より云るにて、同言なり、(盛喫といふ説はわろし、又契沖が、毛利と牟禮と普通すれば、群居て喫意にやといへるもあらず)○百千鳥は、百津鳥といふにて、數多の鳥をいふ、(略解に、千鳥と重ね云れば、百千鳥は、字の如くなること知べし、と云るはあらず)○千鳥は、字の如く意得べし、(鳥名にはあらず)十七に、朝猶爾伊保都登里多底夕猶爾知登理布美多底云々、とあるは、五百鳥千鳥と連云、今は百鳥千鳥と云るなり、(又按に、千鳥は上を打疊て百千鳥百千鳥と云べきを、省きて云るか、さらば百津鳥津鳥といふにて、千鳥の字意にあらず、舟材伐木爾伐、茅草刈草刈、東屋のまや、月夜よし夜よしなど云る類とすべし、されどなほ前説に依るべし)○來座の間、類聚抄に、安字あるは衍か、○歌意は、吾門の榎實を守啄とて、吾待もせぬ鳥は、百千と數多群來つ、無用に置しきを、吾待君は、さらに音づれも爲給はず、となり

吾門爾。千鳥數鳴。起余起余。我一夜妻。人爾所知名。

千鳥數鳴は、十一に、可旭千鳥數鳴白細乃君之手枕未厭君、とあるにて、心得べし、○一夜妻は、契沖云、常は遊女を一夜妻と云ど、これは一夜逢妻を、おして云るなるべし、按に、妻と書るは借字にて、夫なるべし、○歌意は、吾門の前に、千鳥が屢鳴よ、これにて思へば、夜は明方近く成ぬるなるべし、興給へ興給へ、興別るは、本意なけれども、人に知れなば、又あふこともなりがたかるべし、今夜たゞ一夜、密びて來て相宿し給ふ夫よ、あしくして人にしられ給ふな、よくして人にしらすさず、今より行さき、幾夜も通ひ來給へ、となり、神樂歌に、庭鳥はかけると鳴ぬなり起よ起よ、わがかとよつま人もこそみれ、とあるは、今の歌を、うたひ換たるなり、(契沖云、かどよつまは、一夜妻を、日とよつまとかきけむが、日の字のかとなれるなるべし、と云り、さもあるべし)

右歌一首。

角島之。迫門乃稚海藻者。人之共。荒有之可杼。吾共者和海藻。

角島は、兵部省式に、長門國角島牛牧、○稚海藻は、ワカメと訓べし、稚は、稚草、稚菜の稚なり、○人之共、吾共は、つねは人と共に、吾と共に、といふ意にいふことなるを、此はいさゝかそれとは異にて、人のため、吾がため、といふほどのことにきこえたり、○荒有之可杼は、疎かりしかどもとも云むが如し、荒は、疎といふ意なること、既くかたぐ云り、○和海藻は、ニキメと訓べし、(これをも、ワカメとよめるは非なり、稚と和と、一首の中に、かく字を替て書たれば、必ニキメなり、和名抄にも、海藻和名爾木米、俗用和布とあり)猶品物解に云、○歌意は、角島の迫門の稚海藻は、人の取得むとせしには、疎く離りて、つれなかりしを、吾が心になびきたがひて、なこやかにむつれつ、うつくしき海藻ぞと悦べるなり、此は稚海藻を、弱く盛なる女に譬へて云るなり

右歌一首。

所歟鹿乎。認河邊之。和草。身若可倍爾。佐宿之兒等波母。

所歟鹿乎は、イユシ、フと訓べし、○認河邊之は、書紀の御歌に依て、ツナグカハヘノと訓べし、手を負たる鹿の逃行て、河邊の若草を喫る意にて、云るなるべし、その草に付ては、足を踏むる故に、そをやがて繋ぐとは云るなるべし、認字は、雷る意にとりて書るか、三卷に、大夫爾認有神會、とあり、(但しこの認有はツキタルにてもあるべし、三卷に委いへり)○和草は、ワカクサノと訓べし、本居氏云、和の下に、加字脱たるか、いかにまれ、ワカ草なるべし、○身若可倍爾(若字、拾穂本には、弱と作り)は、いさゝか心得がてなり、(契沖が、身わかきかひにといへる心歟、身の若きかひありて、もろともにねし兒等はと、絶て後、尋るやうによめるなり、と云り、可比を、可倍と云むこといかゞなり、又岡部氏は、倍は於の意にて、若き時にといふなり、といへれど、うべなひがたし)古事記雄略天皇御歌に、比氣多能和加久流須婆良、和加久閉爾章泥且麻斯母能淤伊爾詔流加母、とあるにつきて、本居氏、和加久閉爾は、今の若可倍と同言と聞ゆ、閉は、伊爾斯閉、牟可斯閉、などの閉なるべし、されば若かりし間にと云意と聞ゆ、といへり、○佐宿之兒等波母、(宿字、古寫小本には彌と作り)佐宿之は、相宿せしを云、兒等は女を云り、波母は、歎息きて、いづらと書ね慕ふ意の辭なり、○歌意は、身の弱かりし間に、相宿せし女に、絶て久しくなりぬれば、此ほど其女は、いかにかなりぬらむ、いづらやと尋ね慕ひたるなり、此歌は、書紀齊明天皇御歌に、伊喻之之乎都那遇何播杯能倭柯矩婆能倭柯俱阿利岐騰阿我謨婆儺俱爾、とあるを、歌ひ換たるなるべし

右歌一首。

琴酒乎。押垂小野從。出流水。奴流久波不出。寒水之。心毛計夜爾。所念。音之少寸。道爾相奴鴨。少寸四。道爾相佐婆。伊呂雅世流。管笠小笠。吾宇奈雅流。珠乃七條。取替毛。將申物乎。少寸四。道爾相奴鴨。

琴酒乎は、契沖、琴をば押へ、酒をばたる、によりて、押垂小野とはつゞけたりといへり、いぶかし、本居氏は、誤字なるべしと云り、(橋、枝直説に、琴は美の誤にて、ウマサケヲなるべしと云るは、いかゞ)○押垂小野は、地名なるべし、東鑑に、押垂齋藤左衛門尉、といふあり、又岡部氏は、小は水の誤にて、押垂水野從なるべし、垂水は名水の地なり、押は、上よりいひ下す縁のみにて、きならの里などの類なり、と云り、○奴流久波不出は、急に湧出るよしにて、清泉のさまなり、神代紀に、下瀬是太弱、○寒水之は、マシミヅノと訓べし、(舊訓に、ヒヤミヅノとあるは、俗なり、)一卷に御井之清水と見えたり、さて此より、下の音之と云るにつゞく意なり、泉は瀧など、異りて、音に立す、靜に湧出るより、音の少きとつゞくなるべし、次二句は、暫此一句の上に、めぐらして意得べし、○心毛計夜爾は、心も潔くといふ義なり、(岡部氏は、計は斜の誤にて、コ、ロモサヤニなるべしと云れど、わろし、又契沖が、心もけやは、心もきやといふ心なり、いとつめたき水を手にくみ、もしはのめば、身もひえ、心もきやくとおぼゆるによせて、おもふ人のうるはしき聲を、道にて聞て、きものつぶるゝ心地するを、かたどれりといへるは、非なり、思ひよらず、ふと行遇たらむには、肝のつぶるゝ事も、あるべき理なれど、こゝはさる謂には非ず、計夜は、寒水之といふより、直に續たる意には非ず、心も潔くおぼゆる清水の、音のすくなきとつゞく意にて、

おもふ人には、あへかしと思へる趣なるおや、雄略天皇紀に、大貴、榮花物語とりべ野に、池の上
に、おなじ色々さま／＼のもみぢのにしきうつりて、水のけさやかに見えて、いみじうめでたきに、
石蔭に、月のいみじうあかきにおはしまし、所のけさやかに見ゆれば、つぼすみれに、夜目にもけ
さやかに見ゆる、鶴の毛衣のほどもことなり、御賀に、所々のあけはり、へいまむなどの色けさやか
に、綱の色おどろおどろしきまで、赤う見えたる、枕草子に、正月十日、空いとくらう、雲もあつ
く見えながら、さすがに日は、いとけさやかにてりたるに云々、いとあきらかにはれたる所は、今
すこしけさやかにめでたう云々、うちにかきたる梅の折枝などの、けさやかに見えたるこそをか
けれ、源氏物語葵に、いとらうたげなる髪どものすそ、はなやかにそぎわたして、浮紋のうへのは
かまにかゝれるほど、けさやかに見ゆ、行幸に、いづら此近江君、こなたにとめせば、唯といとけ
さやかに聞えて、出来たり、とも見えたり、清水の清淨にして、心も潔くおぼゆる謂なり、○所念
これ迨は、音之といはむ料の序なり、奴流久波不出心毛計夜爾所念寒水之音之少寸、とつゞく意
なり、かく暫句を置換て心得べし、○音之少寸は、人音の少きにて、閑靜なる地のよしなり、○道
爾相奴鴨は、道にてがな、いかで逢かしといふなり、以上二句共に七言なり、所謂問答體なり、○
少寸四は、音の少きよしなり、上に音之と云れば、こゝにては省けり、四は哉といふに同じく、助
辭なり、○道爾相佐婆は、道に遇給はゞと云むが如し、○伊呂雅世流は、雅は鷄字の寫誤なり、伊
呂は、伊呂兄、伊呂弟、などの伊呂なり、又郎子、郎女、入彦、入姫、などの伊羅、入に同じく、
親み愛みて云稱なり、略解に、呂は毛の誤にて、いもけせるか、といへるは非ず、鷄世流は、古事記
歌に、那賀祢勢流、四卷に、蓋世流衣之、などあり、著有なり、○菅笠小笠は、笠を重云るなり、

菅笠と小笠と、二にはあらず、○吾宇奈雅流は、吾頸にかけたるなり、古事記高比賣命歌に、於登
多那婆多能字那賀世流多麻能美須麻流云々、神代紀に、素戔鳴尊以三其頸、所嬰五百箇御統之壇云
云などあり、古は男女共に、珠を緒に貫て、頭にも頸にも手にも足にも、飾りしことなり、伊邪那岐命
御頸珠を、天照大御神に賜こと、又火遠理命の御裝束に、御頸之璜、など古事記に見えたり、又大
神宮式にも、頸玉、手玉、足玉緒云々、とあり、又幡媛、物部尾輿の瓔珞を偷て、春日皇后に獻り
しことも、安閑天皇紀に見えたり、○珠乃七條、條字、拾穗本には條と作り、は、只數の多かるをい
へり、必數の七に限れるには非ず、○取替毛將申物乎は、菅笠を吾賜り、珠條を妹に贈り、互に取
代しまゐらせて、形見とせむ物をとたり、將申は、參らせむといふに同じ、麻乎須は、口に云事に
限らず、對の人を恭ひて物する事を、すべていふ言なり、さて男女契を約びて、互に形見の物を取
かはすは、古の常のならひなり、○少寸四、これも上にいへると同じく、人音の少きなり、四は必こ
こにもあるべきが、舊本には落たるなるべし、今姑補つ、○道爾相奴鴨、已上二句は、反復て、其
深切に思ふよしを、顯はしたるなり

右歌一首

豊前國白水郎歌一首

白水、類聚抄には、泉と作り

豊國。企玖乃池奈流。菱之宇禮乎。採跡也妹之。御袖所沾計武。

企致乃池は、豊前國企救郡にある池なり、七卷に、聞之濱、十二に聞濱、又、聞之長濱、又、聞乃高濱、などよめり、(令義解には、規矩郡とみゆ)○御袖は、御衣、御帶などいふに同じく、御は美稱なり、愛と思ふ妹なれば、美ていへり、(略解に、左右の袖をいふと云るは、あらず)○歌意は、豊國の企救の池にある、菱の末を摘採とて、妹が御袖の、しか沾けるならむか、となり、七卷に、君爲浮沼池菱採我染袖沾在哉

豊後國白水郎歌一首。

紅爾。染而之衣。雨零而。爾保比波雖爲。移波米也毛。

歌意は、深く染てし衣なれば、降雨に濕て、紅色の艶はまさるとも、うつろひはせじ、となり

能登國歌三首。

塔楯。熊來乃夜良爾。新羅斧。墮入和之。河毛但河毛但。勿鳴爲會禰。浮出流夜登。將見和之。

塔楯(塔字、拾穗本には階と作り、次なるも同じ)は、枕詞なり、楯と書るは借字にて、梯立なり、其梯立の事は、七卷橋立倉崎山、とある歌に就て、既く委註たり、さて熊來と屬きたるは、(冠辭考に、棚をかまふる木を、くま木といふ故に、梯樹の熊木とはつゞけしにや、とあるは、いかに云るにか、その心得がたし)組木の義にとりて云るなるべし、さるは屋舎をはじめ、すべて居室具は、向も材を組合せて造る中にも、梯立は、左右のもてあひよく組て造るものなれば、取たて

しかいふべく、殊に古の梯立は、後世の如く、巧に構たるものにはあらで、繩葛の類して、組合せて造りしなれば、いよく組木とはいふべきものなり、○熊來乃夜良とは、熊木は、和名抄に、能登國能登郡熊來久萬岐、十七に、能登郡從香島津發船、行射熊來村往時作歌二首、とあり、夜良は、舊説に、水の底なる泥を、北國の俗に、いひならへり、と云り、上總、下總のあたりにては、沼澤などの、蘆蔕生たるやうの所を、也良といふとぞ、○新羅斧は、契沖云、新羅よりわたれる斧なり、欽明天皇紀云、十五年冬十二月、百濟王聖明、獻好錦二匹、縣毘一領、斧三百口於我天朝、この中に斧三百口と云るは、くだら斧なれば、これに准じて知べし、又この國の斧にても、新羅につくるかたちには、新羅斧といふべし、○墮入和之、本居氏、和之は、たゞ調にそへていふ辭なり、催馬樂などに、此類のそへ辭多しといへり、(契沖が、わしは、汝といふこゝろなり、と云るは、あろし)○河毛但河毛但は、懸而偲などいふ懸而にて、心詞に懸て泣意なるを、打かへして云るなり、○將見和之は、ミムワシと訓べし、和之は上に同、○歌意は、左註によるに、愚人の、斧を熊來の海底に誤墜して、いかにして浮出來むと、汀に立て號泣び居るを見て、しか懸て泣ことなかれ、斧の水上に浮ぶべき理なきを、といふにや

右歌一首。傳云。或有愚人。斧墮海底。而不解鐵沉。無理浮水。聊作此歌。口吟爲喻也。

塔楯。熊來酒屋爾。眞奴良留。奴和之。佐須比立。率而來奈麻之乎。眞奴良留。奴和之。

酒屋は、酒を收買屋なり、踐祚大嘗祭式に、凡云々、所作盛屋一字、酒屋一字云々、皆以板葺云云。酒殿といふ類なり、催馬樂に、酒殿はひろし眞廣し、と云り、○眞奴良留は、まづ眞は、そのもと美稱なるを、種々に通し用ひたる中に、褒賞の方にも、全備ひたる方にも、勝秀れたる方にも、正中なる方にも、その用ひ處によりて、少意異れり、其中唯褒賞の方には、眞木、眞草、眞鴨、眞男、眞鹿などいひ、全備ひたる方には、眞手、眞袖、眞楯などいひ、勝秀れたる方には、眞金、眞玉などいひ、(この勝秀れたる方に云は、褒賞の方には、褒賞の方には、鹿などいふは、賞たるのみの事なるに、眞金、眞玉などは、黒金、荒玉などいふに對へて、その勝秀れたるを、稱たるのみの異なりと知べし、)正中なる方に云は、眞言、眞白など云類なり、(虚偽のまじはりなく、あるがまゝを、正言にいふを眞言といひ、黒青などの色のまじはりなく、正白に白きを眞白と云ば、此等をば、正中なる方に云り、とせり、)さて奴良留は、契沖云し如く、所罵にて、其眞は、眞言、眞白などの眞にて、他の言をまじへず、正罵に罵るゝ謂にて、眞所罵とは云るなるべし、眞云々と用言の頭に、眞の言を冠らせて云は、眞悲久、眞幸久など云るに同じ、○奴和之とは、奴は賤奴の者を云、和之は、本居氏云、下の歌なるに同じく、調にそへたる辭なり、○佐須比立は、契沖云、誘立なり、○歌意は、熊來の酒屋にて、酔しれて、狂ひさわぎなどする賤奴あるを、酒屋を守る者のいみじく罵るを見て、よめるにて、しか罵るゝ奴を、誘立て引率て來て、罵せじ物をと、云るなるべし、終の二句、上に云ることを反復して云るは、其深切なる意を顯はせるなり、例多し

右一首。

所聞多禰乃。机之島能。小螺乎。伊拾持來而。石以。都追伎破夫利。早川爾。洗濯。辛塩爾。古胡登毛美。高杯爾盛。机爾立而。母爾奉都也。目豆兒乃負。父爾獻都也。身女兒乃負。

所聞多禰乃は、義を得て、カシマネノと岡部氏の訓るぞ宜しき、(舊訓に、ソモタネノとあるは、よしなし、)和名抄に、能登國能登郡加島加シマ、と見ゆ、そこにある山の嶺をいふべし、○机島、此も加島にあるなるべし、加島の嶺上にある、机島といふにあらず、その嶺の近きわたりにあるを、云るなるべし、○小螺は、品物解に云り、○伊は、物をいひ出す頭におくそへ言なり、○都追伎破夫利は、啄屠なり、破夫利は、ハフリと訓べし、(ハフリと訓むはわるし、)古事記崇神天皇條に、亦斬波布理其軍士、故號其地謂波布理會能云々、出雲風土記に、大魚之支太衝別而、波多須須支穂振別而、などある、皆同言なり、(但しこゝに、夫字を用ひたるは正しからず、布は必清べきなり、)○洗濯は、アラヒス、ギと訓べし、靈異記に、酒所々岐豆、とあり、○辛塩(塩字、拾穂本には鹽と作り、)は、五卷に、鹹塩遠灌知布其等久、とあり、○古胡は、もむに鳴音を云り、源氏物語に、こほくと云るに同じ、○高杯(杯字、拾穂本には杯と作り、)は、踐祚大嘗祭式に、多加須伎八十口、類聚雜要に、土高杯、本朝月令に、高橋氏文云、云々見阿西山椀葉(天)高次八枝刺作云々、(高杯とも高次ともいへる、みな同じことなり、ツとスと通し云る例多し、)江家次第一、四方舞事條に、件灯机上、更又置折敷、高杯其上居之、供立春水事條に、土高杯上置折敷、伊勢物語に、女がたより、其水海を高杯に盛て、柏を覆て出したり、云々、榮花物語音樂に、佛の御前に、

螺鈿の高坏ども、こがねの佛器どもを居つゝ奉らせ賜へり、源氏物語柏木に、御うぶやしなひ、よのつねのをしき、ついがさね、たかつきなどのこゝろばえもことさらに、寄生に、宮の御まへにも、せむかうのをしき十二して、たかつきどもにて、ふすくまるらせ給へり云々、したむのたかつき、ぶぢのむらごのうちしきに、をりえだぬひたり、云々、古今著聞集に、高杯に、さかな物すゑて、もて来て居たり云々、など見えたり、○机爾立而、(机字、舊本に机に誤、古寫小本、拾穂本等に從つ)机は、和名抄に、唐韻云、机案屬也、史記云、持案進食、和名都久惠、古事記に、具二百取机代物、爲御饗、神代紀に、兼設饌、百机、木工寮式に、棚案、別脚案、猪案、水案、懸案、板案、居水遊案、無手中取案、などいふもの見ゆ、典藥寮式に、黒木案、四時祭式に、八足案二脚、臨時祭式に、八足机一脚、など見えたり、立は、凡て物を上へ撃るをいふ言にて、此は机上に載置て、獻るをいふなり、三代實錄、大神宮式等に、酒立女と見えたるも、酒を撃る女といふ義の稱にて、立の言全同じ、さて立麻都流といふ立は、この立にて、上へ撃て獻る意なり、故古書に、多且麻都流といふに、立奉と多く書るは、このよしなり、(しかるを、物を獻上るにはあらで、たゞ崇めいふ時に、たとへば見たてまつる、相たてまつるなどいふは、後のことにて、古にはかつてなきことなり、心をつけて考べし、)頭註、遷却崇神祭詞に、横山之如久八物爾置所足氏とある、八物は凡物を誤れるなり、貞を誤れ、○奉都也は、進上りつるやいかに、と問意なり、○目豆兒乃負とは、目豆兒は、目は借字、豆は、國津、奥津の津にて、女津兒なり、負は、契沖云、今按に、ふたつながら刀自と訓べきか、和名抄云、劉向列女傳云、古語老母爲負、漢書王嫗武負位引之、今按、俗人謂老女爲負、字從目也、今訛以貝爲自歟、今按、和名度之、此集第四に、わが子の戸自とよみたれば、何となく

女の總名と聞ゆと云り、此説に依べし、なほ刀自のことは、既に四卷に具云り、考合べし、○身女兒は、ミメツコと訓べし、宮地春樹翁云、是は上に云る女豆兒を再び云て、身は褒る辭にて、眞女津兒といふなるべしと云り、是なり

越中 國歌四首。

四首の中、前二首は越中、後二首は越後なり、なほ次にいふべし

大野路者。繁道森徑。之氣久登毛。君志通者。徑者廣計武。

大野は、和名抄に、越中國礪波郡大野於保乃、○繁道森徑は、シゲチノモリヂと訓べし、森とは、毛流の體言になりたるにて、木の繁りて高くなりたる所を云、十卷に、朝旦吾見柳云々、森爾早奈禮と見ゆ、源氏物語蓬生に、かたもなくあれたる家の木立しげく、もりのやうなるをすぎ給ふ、とあるをも、思合べし、神社をモリといふも、神の座す處は、必木の高く繁りたるものなればいふ、さて食物などを盛といふも、毛流の言は、一なるべし、○歌意は、大野路は草木生茂りつゝさしもうるさき繁路にてはあるなり、たとひさまで繁くとも、一すぢに此處を往來道と定め賜ひて、君が通ひ賜はゞ、草木刈除て、清からしめむなれば、道は廣からむぞ、となり

澁溪乃。二上山爾。鷺曾子產跡云。指羽爾毛。君之御爲爾。鷺曾子生跡云。

澁溪(溪字、拾穂本には、谿と作り)は、十七越中國歌に、思夫多爾と見ゆ、(凡て五首あり)十九

に、過_ニ澁溪_ヲ見_ニ巖上_ノ樹_ヲ歌云々、又遊_ニ覽布勢_ノ水海_ノ歌の中にもよめり、射水郡なり、○二上山、これも十七、十八、十九の卷々に、あまたよめり、十九には蓋上山とも書り、續紀に、越中國射水郡二上神と見ゆ、○子産跡云は、古事記仁徳天皇御歌に、蘇良美都夜麻登能久邇爾加理古牟登岐久夜、○指羽は、和名抄服玩具に、翳和名波、臨時祭式度會宮裝束の中に、紫翳一枚、菅翳一枚云々、儀式帳に、紫刺羽一柄、菅刺羽、又内匠寮式に、伊勢初齋院裝束云々、大翳一合料、波木板四枚云云、野宮裝束云々、翳柏形四枚云々、掃部寮式に、元日平旦云々、執翳者座於東西戸前、など見たり、古は鷺羽を以て、翳を造れるなるべし、○君之御爲爾は、十卷に、風散花橋則袖受而爲君御跡思鶴鴨、とあるに同じ、○歌意は、澁溪の二上山に、鷺ぞ子を産といふなる、其はその羽の、君が翳にもなれかしとて、君が御爲に、子を産とぞいふなる、となり

伊夜彦。於能禮神佐備。青雲乃。田名引日良。霖會保零。

伊夜彦は、神名帳に、越後國蒲原郡伊夜比古神社、(名神大)續後紀に、承和九年十月壬戌、奉_レ授_ニ越後國無位伊夜比古神社從五位下、など見ゆ、〔頭註、義經記に、越後の國くかみといふ所にあがりて、見み奉り、〕○於能禮神佐備は、自_レ神々しく、物ふりたるを云べし、十七立山賦に、許其志可毛伊波能可牟佐備、とあり、舊本に、一云安奈爾可牟佐備、と註せり、(此は用べからず、安夜爾といふべきを、安奈爾と云る例なし、安夜と安奈とは、固異言なればなり、其由三卷に具註り、但しこの奈は、夜の誤寫にもやあらむ)○青雲は、見放る虚空の色の蒼蒼と見ゆるを云なり、今世にも雲も無霧たる虚空を、青雲と云り、(但然らば、棚引とはいふまじければ、いかゞとおもふ人もあるべけれど、虚空の蒼きを雲に見なして、青雲と云るからは、其縁に、たなびくともいふまじきに非ず、青色の雲はあるべからねば、たゞ虚空の蒼きをいふなることは、論なし、)二卷に、向南山陣雲之青雲之、十三に、青雲之向伏國乃、十四に、安乎久毛能伊但來和伎母兒、古事記神武天皇條に、青雲之白肩津、祈年祭祝詞に、青雲能靄極、これら青雲と云る例なり、○田名引日良は、日の下に須字の脱たるなり、タナビクヒスラと訓べし、よく虚空の、晴たる日にさへ_レの意なり、○霖會保零、(霖字、官本、拾穗本等には霖と作り、霖はナガアメなれば、舊本のまゝにてコサメなるべし)霖は、和名抄に兼名苑云、細雨、一名霖霖小雨也、和名古左女、とあり、會保零は、そぼそぼと零なり、(俗に云、しよぼしよぼ雨のことなり)古今集題詞に、三月の朔日より、竊に人に物云て、後に雨の會保零けるに作て遣はしける、後撰集に、八月中の十日許に、雨のそほふりける日云々、新古今集に、春雨のそほふる空のをやみせずおつる涙に花ぞ散ける、○歌意は、彌彦の神のます高山の彌高く、おのづから神々しく物ふりて、虚空のよく晴たる日にさへ、小雨のそぼそぼふるとなり、高山には、時ならず雨のふるものなれば、かくよめるなり、一卷に、三吉野之耳我嶺爾、時無會雪者落家留、間無會雨者零計類、九卷に、時登無雲居雨零筑波嶺乎清照、などよめり、○此歌と、次なると二首は、越後の彌彦山を、越中の人の見放てよめるなるべし、これによりて、越中國歌の中に入るならむ、又契沖は、續紀云、大寶二年三月甲申、分_ニ越中國四郡_ニ屬_ニ越後國_一、かゝれば、彌彦は、今は越後なるを、此歌は大寶二年巳前に、よめるなるべし、と云り

伊夜彦乃。神乃布本。今日良毛加鹿乃。伏良武。皮服著而。角附奈我良。

伊夜彦は、神名帳に、越後國蒲原郡伊夜比古神社、(名神大)續後紀に、承和九年十月壬戌、奉_レ授_ニ越後國無位伊夜比古神社從五位下、など見ゆ、〔頭註、義經記に、越後の國くかみといふ所にあがりて、見み奉り、〕○於能禮神佐備は、自_レ神々しく、物ふりたるを云べし、十七立山賦に、許其志可毛伊波能可牟佐備、とあり、舊本に、一云安奈爾可牟佐備、と註せり、(此は用べからず、安夜爾といふべきを、安奈爾と云る例なし、安夜と安奈とは、固異言なればなり、其由三卷に具註り、但しこの奈は、夜の誤寫にもやあらむ)○青雲は、見放る虚空の色の蒼蒼と見ゆるを云なり、今世にも雲も無霧たる虚空を、青雲と云り、(但然らば、棚引とはいふまじければ、いかゞとおもふ人もあるべけれど、虚空の蒼きを雲に見なして、青雲と云るからは、其縁に、たなびくともいふまじきに非ず、青色の雲はあるべからねば、たゞ虚空の蒼きをいふなることは、論なし、)二卷に、向南山陣雲之青雲之、十三に、青雲之向伏國乃、十四に、安乎久毛能伊但來和伎母兒、古事記神武天皇條に、青雲之白肩津、祈年祭祝詞に、青雲能靄極、これら青雲と云る例なり、○田名引日良は、日の下に須字の脱たるなり、タナビクヒスラと訓べし、よく虚空の、晴たる日にさへ_レの意なり、○霖會保零、(霖字、官本、拾穗本等には霖と作り、霖はナガアメなれば、舊本のまゝにてコサメなるべし)霖は、和名抄に兼名苑云、細雨、一名霖霖小雨也、和名古左女、とあり、會保零は、そぼそぼと零なり、(俗に云、しよぼしよぼ雨のことなり)古今集題詞に、三月の朔日より、竊に人に物云て、後に雨の會保零けるに作て遣はしける、後撰集に、八月中の十日許に、雨のそほふりける日云々、新古今集に、春雨のそほふる空のをやみせずおつる涙に花ぞ散ける、○歌意は、彌彦の神のます高山の彌高く、おのづから神々しく物ふりて、虚空のよく晴たる日にさへ、小雨のそぼそぼふるとなり、高山には、時ならず雨のふるものなれば、かくよめるなり、一卷に、三吉野之耳我嶺爾、時無會雪者落家留、間無會雨者零計類、九卷に、時登無雲居雨零筑波嶺乎清照、などよめり、○此歌と、次なると二首は、越後の彌彦山を、越中の人の見放てよめるなるべし、これによりて、越中國歌の中に入るならむ、又契沖は、續紀云、大寶二年三月甲申、分_ニ越中國四郡_ニ屬_ニ越後國_一、かゝれば、彌彦は、今は越後なるを、此歌は大寶二年巳前に、よめるなるべし、と云り

神乃布本は、神とは即山を云るなり、例多し、布本は、麓なり、言義は、端本なるべし、(ハとフは親通)神代紀上に、麓山足曰麓、此云三篠耶磨、○今日良毛加鹿乃、句なり、良は助辭なり、加は、良武の下にめぐらして意得べし、○皮服著而、は鹿の毛皮を、かく云なせるなり、應神天皇紀に、天皇幸淡路、而遊獵之、於是天皇西望之、數十架鹿浮海來之、便入于播磨鹿子水門、天皇謂左右曰、其何麋鹿也、泛巨海多來、爰左右共視而奇、則遣使令察、使者至見皆人也、唯以著角鹿皮爲衣服、耳、思合べし、○歌意は、今日此頃、皮服著て角附ながら彌彦山の麓に鹿の伏るならむか、となり

乞食者詠二首。

乞食者は、和名抄乞盜類に、列子云、齊有貧者、常乞於城市、乞兒曰、天下之辱莫過於是、楊氏漢語抄云、乞索兒、保加比比止、今按、乞索兒即乞兒是也、和名加多井と見ゆ、(契沖正濫抄に、保加比人といふは、日本紀に、弄字をほかひとよめり、ことぶきといふに同じく、人を祝ふなり、乞丐の輩、人の心を取て、祝ひて物を乞は名つくるか、加多井とは、道のかたはらなどに居て、物をこへば傍居の義歟、癩人を、俗にかたるといひならへりと云り、按に、保可比は、大壽、酒壽、まどの壽にて、人家の門に立て、くさくの壽詞をうたひて物を乞ありくよりいへるなるべし、土佐日記に、此楫取は、日も得計はぬ加多井なりけり、とあるも、楫取を賤しめ罵て、乞食と云るなり、さて此は、乞食者が自物乞ために、此歌をうたひ行きしなるべし、乞食者が、今新に作るといふにはあらず、枕冊子に、乞食の尼法師が歌ふ詞に、夜は誰と寝む、常陸の介と寝む、寝たる肌も

よし、此が末甚多かり、としるせる類なり、古今集漢文序に、其餘業和歌者綿々不絶、及彼時變澆漓、人貴奢淫、浮詞雲興、艶流泉涌、其實皆落、其花孤榮、至有下好色之家、以此爲花鳥之使、乞食之客、以此爲活計之媒、と有をもを思合べし

伊刀古。名兄乃君。居居而。物爾伊行跡。波。韓國乃。虎云神乎。生取爾。八頭取持來。其皮乎。多多彌爾刺。八重疊。平羣乃山爾。四月與。五月間爾。藥獵。仕流時爾。足引乃。此片山爾。二立。伊智比何本爾。梓弓。八多婆佐彌。比米加夫良。八多婆左彌。完待跡。吾居時爾。佐男鹿乃。來立。來。嘆久。頓爾。吾可死。王爾。吾仕牟。吾角者。御笠乃波夜詩。吾耳者。御墨埜。吾目良波。眞墨乃鏡。吾爪者。御弓之弓波受。吾毛等者。御筆波夜斯。吾皮者。御箱皮爾。吾完者。御奈麻須波夜志。吾伎毛母。御奈麻須波夜之。吾美義波。御塩乃波夜之。者矣奴。吾身一爾。七重花佐久。八重花生跡。白賞尼。

伊刀古は、イトコと訓べし(イトフルキとよめるは、わろし)伊刀は、親辭にて愛賞き子といふなり、神樂歌篠波に、佐佐奈美也志加之加良左支也、見之瀨川久乎見名乃與佐佐也、會禮毛加毛加禮毛加毛、伊止己世仁萬伊止己世仁世牟也、風俗歌知知良良に、伊止古世乃加止仁天宇止比佐介天云、紫式部日記に、伊刀姫君の式部の乳母云々、又伊刀宮いだき奉らむと、殿のたまふを云々、(今の世にもいと幼稚子を伊刀といへり)など見えたり、(又古事記八千矛神御歌に、伊刀古夜能伊毛能

美許等、とある夜能は、能夜を下上に寫誤れるにて、伊刀古能夜なるべきか、と本居氏は云り、又從父兄弟を伊刀古といふも、兄弟の子は、吾子に亞て親愛きものなれば云るにて、もとは其父母共呼し名なるが、轉ひて、其人共呼ことになれるにて、同言なるべし、さて本居氏、伊刀古云々より、八重疊までは、平群と云序なるが、居々而と云を思へば、年久しく同居せる者の形なれば、名兄とは、妻の夫を云さまによめる語なり、然れば此は、夫を親睦しみて、伊刀古と云りといへり、然なり、○居々而は、夫婦共に、年久しく相住居々而なり、○物爾伊行跡波は、伊は、物を言出す頭におくそへ語なり、物にゆくといふ詞は、中昔の詞に甚多し、某處と慥に行處をさして云でも宜しく、何方にまれ、唯大らかに云て、事足處にいふことなり、貫之集に、又もこそ物へ行人我惜め涙の限君に泣乍、人は不知我は昔の忘れねば物へと聞て哀とぞ思ふ、などあるに同じ、跡は、との跡なり、波は衍文なるべし、さて此句に、物へ行とて、行至りてといふ詞を、假に加へて意得べし、○韓國は、字の如く、三韓國をいふなり、○虎云神は、和名抄に、説文云、虎山獸之君也、止良、とある如く、獸類の中にも、秀れたるものなれば、神とは云り、欽明天皇紀に、六年冬十一月、膳臣巴提便、還自百濟言、臣被遣使、妻子相逐去、行至百濟濱、(濱海濱也)日晚、停宿、小兒忽亡不知所之、其夜大雪、天曉始求、有二虎連跡、臣乃帶刀、擐甲、尋至巖岫、拔刀曰、敬受絲綸、劬勞陸海、櫛風沐雨、藉草班荆者、爲愛其子、今也相父業也、惟汝威神、愛子一也、今夜兒亡、追蹤覓至、不畏亡命、欲報、故來、既而其虎進寄、開口欲噬、巴提便忽申左手、執其虎舌、右手刺殺、剝取皮還、と見ゆ、又狼をも、汝貴神と云ること、同紀に見えたり、○八頭は、其數多きを云り、(頭と書るは、鳥獸をかぞふるに、一頭二頭といふ故にか

けり、既く云り、○多多彌爾刺は、皮疊は、絲もて刺貫て造る故に、刺といへり、菅薦などにて造るをば、編と云り、○八重疊は、平群の枕詞にて、此までは、八重疊を云む料の序なり、さてかくつゞけたる意は、上に薦疊平群とある處に具へり、八重疊は、神代紀下に、海神於是鋪設八重席薦以延内之、一書云、海神自迎延入、乃鋪設海驢皮八重、使坐其上、○平群乃山は、和名抄に、大和國平群郡平群、倍久利、○四月與云々、藥獵は、推古天皇紀に、十九年夏五月五日、藥獵於菟田野、取鷄鳴時、集于藤原池上、以會明乃往之、粟田細目臣爲前部領、額田比羅夫爲後部領、云々、廿年夏五月五日、藥獵之、集于羽田、以相連參趣於朝、其裝束如菟田之獵、二十二年夏五月五日藥獵也、と見ゆ、夏獵とて、鹿のわか角をとる獵なり、(通證に、藥謂鹿茸、月令、仲夏鹿角解、別錄曰、四月五月、解角時取陰乾、)さて書紀には、五月五日に、必藥獵爲給ふ事の濫傷を云るにて、其後も、なべては其日に限りたるにはあらで、大かたは四月五月の間にせるならむ、十七四月五日、獨居平城舊宅、家持卿のよめる歌に、加吉都播多衣爾須里都氣麻須良雄乃服會比獵須流月者伎爾家里、とあるも、藥獵を云るなるべし、○仕流と云るは、公の御爲に狩する故に云るなり、奉仕をいふなり、○此片山爾、書紀顯宗天皇室壽御詞に、脚日本此傍山牡鹿之角擧云々、○二立(二)の下、古寫本に走字あるは、いかゞ、は、フクツタツと訓べし、○伊智比は、櫛にて、品物解に云り、○八多婆佐彌は、狩人の、あまた弓を手挟み帶る意なり、○比米加夫良は、本居氏、比米とは、木などの割目をいふ、榎目の意ならむか、俗言に、比米和流々、比和流々、比毘和流々、など云比毘も、比米の訛なるべし、和名抄に、彥比美、俗には比毘と云、是も比米なるべし、八目鳴鏑といふは、鏑に孔のいくつもあるをいへば、比米鏑も、其孔を長く榎にえりた

るを云なるべし、又古事記上卷に、氷目矢とあるは、こゝのとは、固別なれども、比米と云名の意は、同じかるべし、と云り、(契沖が、暮目箭矢のことなりと云るは、非ず)○完待跡、(完は、完字に通はせるなり)鹿を待とてなり、古事記雄略天皇御歌に、夜須美斯志和賀淤富岐美能、斯志麻都登阿具良爾伊麻志云々、○來立來嘆久は、下の來は衍字なり、キタチナゲカクと訓べし、來立嘆くやうは、と云が如し、○頓爾は、タチマチニと訓べし、九卷に、頓情消失奴とあり、此より終まで、鹿の自いへる趣なり、○吾仕牟とは、狩に獲れし鹿の身の餘る所なく、天皇の供御等に、用らるゝを云り、○御笠乃波夜詩とは、御笠は、和名抄に、毛詩註云、笠所_ニ以禦_レ雨也、和名加佐、史記音義云、笠笠有柄也、俗云於保加佐、齊院司式に、大笠二蓋、内藏寮式に、女使料云々、大笠一蓋、(已上内侍料)内匠寮式に、大笠柄二枚、(加志部)料檜樽一村、春宮坊式に、云々東宮駕輦(云云若徵雨主殿令)史以上一人執大笠、雜式に、凡大笠聽妃已下三位已上、及大臣嫡妻云々、とあり、この笠をこゝには云るなり、波夜詩は、令_レ榮の意にて、榮映あらしむるをいふなり、林といふも、即もと其意にて、樹木の繁りて榮す謂なり、さてかの笠の頂に、鹿角をたて、飾とするこゝと有となむ、○御墨埴(埴字、拾穗本には、坪と作り)は、和名抄に、漢語抄云、墨斗須美都保、埴は、同書瓦器類に、楊氏漢語抄云埴壺也、和名都保、と云り、さて契沖が云る如く、鹿の耳を、墨の埴に用るにはあらず、御墨の埴に似たる故に、假て云るなり、○目良の良は、助辭なり、次の毛等の等と同じ、○眞墨乃鏡は、これも鹿の目を、鏡に用るにてはなけれども、似たることなれば、假ていふなり、○御弓之弓波受は、和名抄に、釋名云、弓末曰_レ驥、和名由美波數と云り、古事記には、弓端と書り、波受は、弓末の端にありて、角又骨などにて造る物なり、(兵庫寮式に、凡御梓弓

一張云々、其料云々、鹿角一隻弮料、長一尺云々、又云々、造弮角長功日十枚、中功日八枚、短功日六枚、高橋氏文に、磐鹿六猶命、以_レ角弮之弓、當遊魚之中、即著_レ弮而出、齋宮式忌詞に、優婆塞稱_レ角_レ等_レなど見えたり、鹿爪にても造しにやあらむ、○御筆波夜斯は、圖書寮式に、凡寫年料仁王經十九部云々、兎毛筆七管、鹿毛筆二管、(塚料)云々、また凡兎毛筆一管、寫眞行書一百五十張云々、鹿毛筆一管、界六百張、など見えたり、○御箱皮爾は、御箱の靶、または帑などをいふべし、左馬寮式に、凡行幸云々、御笠帑、胡床帑、鞭帑、篋帑、各一口、(竝各加_レ油絹帑)○吾_レ完者(完は完なり)は、吾肉はなり、○御奈麻須は、和名抄に、唐韻云、鎗細切肉也、和名奈万須、○吾_レ伎毛母は、吾肝膽をもち、肉のみならず、肝膽さへをも、と云なり、母の言に心を附べし、○吾_レ美義波は、和名抄毛群體に、爾雅集註云、獸吞_レ芻噉反出而嚼、牛曰_レ齧、羊曰_レ齧、麋鹿曰_レ齧、已上三字皆_レ邇介加_レ无、今按、俗謂_レ麋鹿_レ爲_レ味氣、是、(玉篇に、屎俗作_レ屎也、と見ゆ、後に轉て、麋鹿の尿を、美宜といひしにや)字鏡に、脛_ニ三介_ナなどあり、こゝに美義とあるが本にて、後に訛りて、美宜とも邇宜とも云るなるべし、(但義字をゲの假字に用ひしことも、古き物に往々見えたれど、集中には例なし、故必こゝはミギなり、○御塩乃波夜之は、鹽を合て_レ醢_ニ造るをいふなるべし、和名抄に、爾雅註云、醢、肉醬也、和名之々比之保、とある是なり、○耆矣奴は、老果ぬると云如し、老はて、何の益なき吾身の、料らず榮花にあふよしなり、○七重花云々は、七重にも、八重にも、花咲如き、幸にあふことよ、といふなり、よろこぶやうにいひて、裏には痛くなり、生字サクと訓例は、既く具云り、○白賞尼白賞尼は、老はて、何の益なき吾身の、料らず榮花にあふことを歡べるよし、公に奏し賞させ給はれかしと、うち反して鹿の自いへるよしなり、そもく賞は令_レ榮に

て、前に波夜詩と云る言のはたらきたるなり、其は此處に云如く、何にまれ其物のために、榮あらしむるを云言にて、花をもてはやすなど云も、花の榮あらしむる意にて同言なり、古今集に、山高み人もすさめぬ櫻花甚くなわびそ吾見はやさむ、後拾遺集に、何に菊色染かへし薫ふらむ花もてはやす人もなき世に、又俗に、人のうへを吹擧するを、はやしたつる、などいふも、同意なりと知べし

右歌一首。爲鹿述痛作之也。

爲鹿述痛とは、御獵にあひて、鹿の命とらるゝ事を、實は痛しみいとほしみたるなれど、其詞をかしくいひなして作るを、それに曲節をつけて、おもしろく歌ひ行き、人家の門に立て、物乞しなり、歌詞のさま、いかにも乞食者のうたひし詠と見えたり、述痛ことは、仁徳天皇紀に、三十八年秋七月、天皇與皇后居高臺而避暑、時每夜自免餓野有聞鹿鳴、其聲寥亮而悲之、共起可憐之情、及二月盡、以鹿鳴不聆、爰天皇語皇后曰、當是夕而鹿不鳴、其何由焉、明日猪名縣佐伯部獻苞苴、天皇令膳夫以問曰、其苞苴何物也、對言牡鹿也、問之何處鹿也、曰免餓野、時天皇以爲、是苞苴者必其鳴鹿也、因謂皇后曰、朕比有懷抱聞鹿聲而慰之、今推佐伯部獲鹿之日夜及山野、即當鳴鹿、其人雖不知朕之愛、以適逢獲猶不得已、而有恨、故佐伯部不欲近於皇居、乃令有司、移鄉于安藝淳田、此今淳田佐伯部之祖也、と見えたる類なり

乎召良米夜。彼此毛。令受牟等。今日今日跡。飛鳥爾到。雖立。置勿爾到。雖不策。都久怒爾到。東。中門由。參納來豆。命受例婆。馬爾已曾。布毛太志可久物。牛爾已曾。鼻繩波久例。足引乃。此片山乃。毛武爾禮乎。五百枝波伎垂。天光夜。日乃異爾干。佐比豆留夜。辛確爾春。庭立。碓子爾春。忍光八。難波乃小江乃。始垂乎。辛久垂來豆。陶人乃。所作瓶乎。今日往。明日取持來。吾目良爾。塩漆給。時賞毛。時賞毛。

忍照八は、枕詞なり、既に云り、○小江とは。小は、小川、小野などの小に同じ、○盧作は、蟹が穴は、人の居宅の如くなれば、比て云り、○難麻理豆居は、隠て居なり、隠を、古言に、難麻流とも、難婆流とも云ること、既に具云り、○葦河爾は、契沖云、蟹は、蘆邊によくをるものなればいへり、俗に葦原蟹といふには、かぎるべからず、と云り、今村樂、葦は借字にて、求食蟹なり、葦鶴の葦も同じと云り、○王召跡は、天皇の召給ふとぞ、うけたまはる、といふ意なり、此より終まで蟹の自いへる趣なり、○何爲牟爾云々は、何の能もなき吾なるに、何故に吾を召給ふことぞ、と疑ふ意なり、何爲牟爾は、何故にといふ如し、○明久云々は、吾が何の能もなきことは、明かに、いちじるく知れたるものといふなり、事乎は、物乎といふに同じ、○歌人跡は、歌人とてといふなり、歌人は、歌を作人にあらず、歌を謠ふ人をいふ、八卷佛前唱歌の左に、右冬十月、皇后宮之維摩講終日供養、大唐高麗等種々音樂、爾乃唱此詞、彈琴者云々、歌子者云々、この歌子と云る是なり、大嘗祭式に、歌人二十人、歌女二十人云々、また悠紀國司、引歌人入自同門、

就_レ版位_ニ奏_ニ國風_ニ、四時_ニ祭式_ニに、云々、坐定大臣命_ニ召使_ニ令_レ喚_ニ治部_ニ令_ニ歌女_ニ參入_ニ云々、歌者始奏云云、大神宮式に、歌長三人、など見ゆ、契沖、蟹の白き沫を吐時に、聲の聞ゆる故に、歌能うたふと大君のきこしめして、めさるゝといふ心なり、と云り、此は歌うたふ様には見ゆれども、實には歌能うたひは得爲ぬものを、歌人ときこしめして、吾を召給ふらむや、といふなり、○笛吹跡は、笛吹とて、といふなり、四時祭式に、神祇伯、召_ニ御琴彈某甲_ニ、二人共稱_レ唯、次喚_ニ笛工某甲_ニ、二人共稱_レ唯、大嘗祭式に、門部語部楯笛工、竝青摺布衫云々、隼人司式に、凡踐祚大嘗日云々、悠紀入官人竝彈琴吹笛云々、參_ニ入御在所屏外_ニ云々、宮内省式大齋條に、國栖十二人、笛工五人、など見ゆ、これも蟹の沫ふくが、笛吹様には見ゆれども、實には笛能吹は得爲ぬ物を、笛吹ときこしめして、吾を召給ふらむや、といふなり、○琴引跡は、琴引とて、といふなり、四時祭式に、官人以下裝束料云々、彈琴二人云々、各青摺袍一領袴一腰、大嘗祭式に、凡齋服者云々、神祇官伯以下彈琴以上十三人、各藤藍摺錦袍一領、白袴一腰、など見ゆ、これも蟹は、長き爪あれば、琴よく彈べく見ゆれども、實には琴よく彈は得爲ぬ物を、琴引ときこしめして、吾を召給ふらむや、といふなり、○彼此毛は、此字、舊本には脱たり、カモカクモと訓べし、ともかうも、といふなり、○令受牟等は、ミコトウケムトと訓べし、吾は歌人にも、笛吹にも、琴彈にもあらねば、めし給ふべきやはなきに、何故にか召給ふらむ、よしやそは、とまれかうまれ、命受むとて、となり、○今日今日跡は、飛鳥をいはむ爲の枕詞の如し、今日明日と屬けたる意なるを、わざとをかしく云たるなり、次に云る趣を考合べし、○飛鳥爾到(鳥字、舊本鳥に誤、古寫本に従つ)は、契沖云飛鳥に帝都のあるゆゑに、君にめされて、難波よりまゐりて、飛鳥にいたる、となり、飛鳥に皇居し給へる天皇は、

先允恭天皇は、遠飛鳥宮におはしまし、顯宗天皇は、近飛鳥八鉤宮におはしまし、舒明天皇は、飛鳥岡本宮におはしまし、皇極天皇は、明日香川原宮におはしまし、天武天皇は飛鳥淨御原宮におはしまし、持統天皇、文武天皇は、同藤原宮におはしまし、元明天皇和銅三年、平城に遷らせ給へるまで、猶藤原宮にましくければ、此は元明天皇の初までによめる作なるべし、○雖立は、これも置勿といはむための枕詞の如くいへりと聞ゆ、按に、立は置字の草書を誤れるにて、置の上に、不字の脱たるにて、雖不置置といへるにやあらむ、雖不策都久とあるに照考べし、○置勿は、地名なるべし、未考得ず、本居氏は、誤字にやといへり、○雖不策は、これも都久怒をいはむための枕詞の如し、○都久怒は大和國桃花鳥野なるべしと云り、○中門由は、ナカノミカドユなり、皇宮には、中門掖門あれば、かく云り、○布毛太志可久物、(物字、古寫小本に、毛と作るは、わろし)布毛太志は、和名抄に、釋名云、絆半也、物使下半行不得_ニ自縦_ニ也、和名保太之、とあり、(これは布毛太志の縮れるなり、布毛の切保)扶桑拾葉集、藤原肅が作れる、かやくきといふ文に、牛のはな繩さ、れ、馬のふもだしかくらむは、けにわびしかるべき世にしもありけるかなや云々、とあり、(今世贖鼻禪を、ふんどしといふは、このふもだしを訛れるなり、人の贖鼻禪つけたるさまの、馬にふもだしかけるが如くなれば、いへるなるべし)さて物の言にて、上の馬爾已會を結めたるなり、己會といひて物と結むること、此上に例あり、○鼻繩波久例とは、鼻繩は、和名抄車具に、蒼頰篇云、贖牛韁也、和名波奈都良、字書云、泰牛鼻環也、漢語抄云、泰牛乃波奈岐、とあり、鼻繩、鼻蔓は一なり、(波奈岐は、その繩蔓を附る環をいふべし)波久は、弓の弦を波久などいふ波久にて、既く具云り、此は蟹の絆かけられ、鼻繩さ、れなどするよしにはあらず、馬牛こそ、さる苦しき目にあ

ふことのあるものなれ、吾はさる類にあらねば、何も苦しめらるゝ事はあらじと、安むじ居しに、思はず辛き目にあふよ、といへる謂なり、○毛武爾禮は、契沖、百楡にて、楡の木の多きをいふなるべし、にれの木は皮をはぎて、日にほしてうすにつき、粉にして賤がくふ物なり、内膳式云、楡皮一千枚、(別長一尺五寸、廣四寸)搗得粉二石、(枚別二合)右楡皮、年中雜御菜並羹等料、これを見れば、天子の供御にも用る物と見えたり、楡餅とて、餅にし侍るよしなり、葉をも賤はくひ侍るとかやと云り、民部式下に、凡供御筭藕及雜菜楡皮、仰畿内令供進、とも見えたり、さて和名抄に、爾雅註云、楡之皮色白名粉、和名夜仁禮、とあれど、爾禮とのみも云り、なほ品物解に具云、○五百枝波伎垂は、皮を多く剝垂るを云なり、○天光夜は、日をいはむためなり、夜は、天知也、高知也、などいふ夜なり、○日乃異とは、異は借字にて、日之氣なり、契沖が、詩角弓に、雨雪燕々、見、暇、日消、(暇日氣也)とあるを引る如し、○佐比豆留夜は、韓の枕詞なり、言佐敏久韓とつゞきたるに意同じ、○辛確爾春、辛確は、柄確なり、上に云り、春字、舊本春に誤、古寫小本、拾穂本等に從つ、○次なるも同じ、○庭立の下、古寫本に、乎字あるはいかゞ、○確子は、本居氏、禮子の誤かと云り、さもあるべし、和名抄に、兼名苑云、禮一名礮、磨礮也、唐韻云、磨礮禮也、和名須利宇數、とあり、楡皮を、柄確にて疎にこなして、さて禮子にて、密に春なり、○始垂は、初て垂たる鹽にて、よき鹽の謂なり、○辛久垂來而は、辛く垂て持來ての謂なり、○陶人は、陶器を造る人をいふ、和名抄に莊子云、陶者曰、我治埴(訓須惠毛乃豆久流)黏埴爲器者、俗云呼爲造手陶者、是乎、大神宮式、九月神嘗祭條に、父及御笥作、木綿作、忌鍛冶、陶器作、御笠縫、日祈御巫、御馬飼、内人(二人)等九人云々、度會宮條に、木綿作、御巫、忌鍛冶、御笠縫、陶器作、御笥作、御馬飼、内人(二人)

人)等八人、○所作瓶乎(瓶字、拾穂本には瓶と作り、)は、作れる瓶を、明日持來て、とつゞく意なるべし、其瓶に、楡粉に鹽を合て、蟹を漬おく料なり、○今日往云々は、今日往て、陶工に令せ、瓶を造らせて、やがて明日取持來と、急に醃に爲給ふと云るにや、○塩漆給は、シホヌリタマヒと訓べし、○時賞毛は、モチハヤスモと訓べし、時賞の二字モチハヤスと訓べきことぞと、本居氏云り、(但モチといふはわろし、必モチと訓べきことなり、)毛は歎息辭なり、今までは世に隠れ居て、何の賞なくありしに、料らずも此度天皇にめされて、供御となり、吾身の榮さるゝ事、嗚呼、さても慥しや辱しや、と深く喜べる謂なり、中間には、辛き目にあふことを、苦しきやうに云て、終に賞さるゝ事を慥て、結めたり、さて此歌に云る如く、古は蟹を大御饌に用ひられしことは、古事記應神天皇條に、於是天皇、任令取其大御酒盞、而御歌曰、許能迦邇夜伊豆久能迦邇云々、かくよみませるは、契沖も云し如く、其時の御饗の御肴に、蟹の有つるに寄てなり、三代實錄三十五に、攝津國蟹胥、陸奥國鹿腊、莫以爲贄奉、御膳、(説文に、胥蟹醃也、と見ゆ、)これらにて知べし

右歌一首、爲蟹述痛作之也。

爲蟹述痛は、上に爲鹿述痛と云るに、全意同じ、なほ彼處に云るを併考べし

怕物歌三首。

怕物歌、(怕字、舊本怕に誤れり、古寫小本、拾穂本等に從つ、)字書に、怕、恐也、と見ゆ、オドロシキモノ、ウタと訓べし、續紀三十四詔に、其人等乃和美安美應爲久相言部、驚呂之伎事行奈世會

天爾有哉。神樂良能小野爾。茅草茹。草茹婆可爾。鶉乎立毛。

天爾有哉は、天上にあるといふなり、哉は、淡海之哉の哉に同じ、古事記上巻歌に、阿米那流夜淤登多那婆多能云々、○神樂良能小野は、三巻に、天有左佐羅能小野之七相菅手取持而云々、とよめり、天上にある野なり、さて其野のさま、きはめて物すごとく、おそろしき處ぞと、かたりつたへたるなるべし、此歌、其野に到てよめるとにはあらねども、怕物の限をいはむとて、今とりのいでよめるなり、(契沖が、さゝらの小野は、大和にあるなるべし、月別名曰佐散良壯士也、とあれば、天にある月といふ心に、つゞけたるなり、と云たるに依て、誰も然心得たるはあらず、佐左良形、佐左良狄、なども云て、佐左良とのみいふが、月の事ならねば、いかでか然はつゞけ云む)○草茹婆可爾は、草茹最中といはむが如し、(契沖が、刈ばかは、刈場にて、かは助辭なるべしと云るはあらず)刈婆可は、四巻、十巻にもよめり、○鶉乎立毛は、鶉を令立の意なり、毛は歎息辭なり、嗚呼、さても怕しや、といへるなり、(岡部氏の、乎は之の誤なるべしと云るは、中々にわろし)○歌意は、きはめて物すごとく心ぼそき、左佐良の小野に獨立入て、茅草刈最中に、さらぬだにあるを、草刈動ぎに、足もとより鶉を令立たるは、思ひよらず、何物ならむと身心もひえ、肝たましひも消入ばかり、嗚呼、さても怕しや、すさまじや、となり、契沖云、俗にも、ふとしたる事をば、あしもとより鳥の立とて、肝のつふる、事にいひならへば、何心なく草かる手もとより、鶉のたゝむは、おそろしかるべき上に、さゝらの小野は、ふかき野にて、おそろしきやうに、その比いへる所にこそ

奥國。領君之。染屋形。黄染乃屋形。神之門渡。

奥國は、海路を隔たる島國なり、壹岐對馬などの如し、○領君之(領字、古寫本に預と作るは誤なり、又領の下、類聚抄に之字あるは衍なり)は、シラスキミガと訓べし、その國の司を云、○染屋形は、彩色舟屋形なり、屋形は、和名抄に唐韵云、篷庫舟上屋也、釋名云、舟上屋謂之廬、言象廬舍也、和名布奈夜加太、(また大戴禮云、車蓋二十八轆、以象列星也、俗云車屋形、夜加太)土佐日記に、舟屋形の塵もちり、空行雲も漂ひぬとぞいふなる、とあり、枕冊子に、舟のみち云々、屋形といふ物にぞ、おはすとも見ゆ、○黄染乃屋形は、前の句を反復して、なほ其色を具しく云るなり、且古は、舟を朱にも黄にも、彩色りけむ、○神之門は、海渡門を云、神とは、可畏きもの、極を云なる故に、荒海の海門を神と云り、門は、迫門、鳴門の門なり、(神は、こゝにては海神をいふにはあらず)七巻に、塩滿者如何將爲跡香方便海之神我手渡海部未通女等、とある手は、戸の誤、神之戸にて、今と同じ、抑神とは、何物にまれ、すぐれて恐惶きものを云名にて、十八に、珠洲乃安麻能於伎都美可未爾、伊和多利豆加都伎等流登伊布、とあるも、荒海をかしこみて、御神と云り、ときこえたり、猶七巻に具註るを考合べし、さて何にても、彩色せる美麗き物は、海神の欲する物なれば、もし海神に見入られなば、いかゞせむと、甚恐怖るなり、土佐日記に、舟に乗初し日より、舟には紅深よき衣著す、其は海神におちてといひて、なにのあしかげにことつけて、ほやのつまのいすし、すしあはひをぞ、心にもあらぬ、脛にあけて見せける、とあるを、思合べし、○歌意は、海上遙に隔れる、奥つ國を領すとて、司君が、黄染の舟屋形を漕行に、可恐とも可恐き、荒海の神が門を渡るをりしも、さらぬだにきはめて、恐しく危ふきに、まして染屋形なれば、もし海神に見入られなば、いかゞせむと、いよく心ぼそく、怕ろしさに堪がたしとなり

人魂乃。佐青有公之。但獨。相有之雨夜葉。非左思所念。

人魂は、死人の魂をいふ、(魂は、平常に人身にあれど、これは必死人の魂なり、)世にいふ幽霊なり、(契沖が、人のたましひの、火のやうにてとぶをいふなり、と云る、其は紀略に、昌泰二年二月二日未時流星出、自空中南東一歷行、遂殞于地、其聲如雷、尾長五六尺許、觀者奇怪、謂之人魂、と云る類を云るなり、されど今は、それには限るべからず、菅原孝標朝臣女更科日記に、此曉に、いみじくおほきなる人たまのたちて、京さまへなむ來ぬるとかたれど、ともの人などのにこそはと思ひ、ゆゝしきさまにおもひだによらむやは、○佐青有公之(公字、拾穗本には、君と作り、)は、幽霊の色の青さめて見ゆるをいふなり、(東鑑廿一に、建曆三年八月十八日子尅、將軍家出御南面、于時燈消人定、悄然無音云々、及丑尅如夢、而青女一人奔融前庭、頻雖令問之給、遂以不名謁、漸至門外之程、俄有光物、頗如松明云々、とあり、思合べし、)佐青は、佐は美稱にて、眞青といふに同じ、(今俗に、まつさをといへり、無名抄に、色まさをになりて、物もいはずとあり、)さて白色のあまり過ぬれば、必青み出来るものなり、人の顔も、白色過たれば、あをく見ゆるなり、源氏物語末摘花に、色は雪恥かくし白うてさをに、若菜に、色はさをに白くうつくしげに、など云り、さて公爾と云ずして、公之と云るは、道などにて、自然に行遇たるを云なり、二卷に、天數凡津子之相日、とあると、同格なり、彼處に、具云り、○但字、舊本に但と作るは誤、類聚抄、古寫小本等に従つ、○雨夜の下、類聚抄に乃字あり、これに依ば、アモヨノと訓て、葉字は、次句へ屬べきか、猶考べし、○非左思所念は、思の下に、久字脱たるにて、ヒサシクオモホユなるべしと云

萬葉集古義六終

り、本居氏は、葉非左思は、誤字なるべしと云り、猶考べし、○歌意は、雨夜の闇きに、唯獨道行は、さらでだに心もとなくて、物おそろしきことかぎりもなきものなるに、まして幽霊の眞佐青なる君が行逢たるは、たちまち心肝も消失るやうにおぼえて、其おそろしさは、忘るゝをりなく、久しくおもはるゝよ、といへるにや

萬葉集古義(六)

萬葉集古義(六)

昭和三年六月十五日印刷
昭和三年六月二十日發行

萬葉集古義(六)
〔非賣品〕

原 本
宮 内 省
御 藏

發行者
會社
名 著 刊 行 會
代表者 宮崎彦磨

印刷者
荒井東之助
東京市小石川區戶崎町七十二番地

印刷所
荒井印刷所
東京市小石川區戶崎町七十二番地

發行所


東京市牛込區新小川町二丁目四番地
振替東京七七六〇〇番
會社

名著刊行會

222/5

中華民國二十二年六月二十日		
姓名	性別	籍貫
張三	男	廣東省
職業	學歷	政治傾向
工人	小學	無黨派
住址	電話	其他
廣東省		

566
421

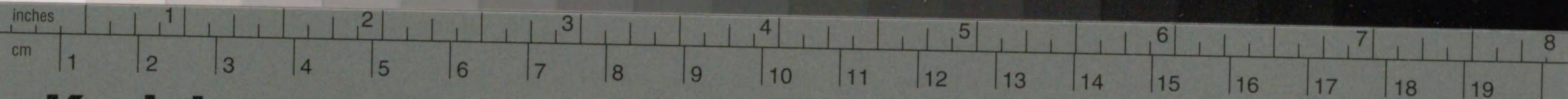


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

